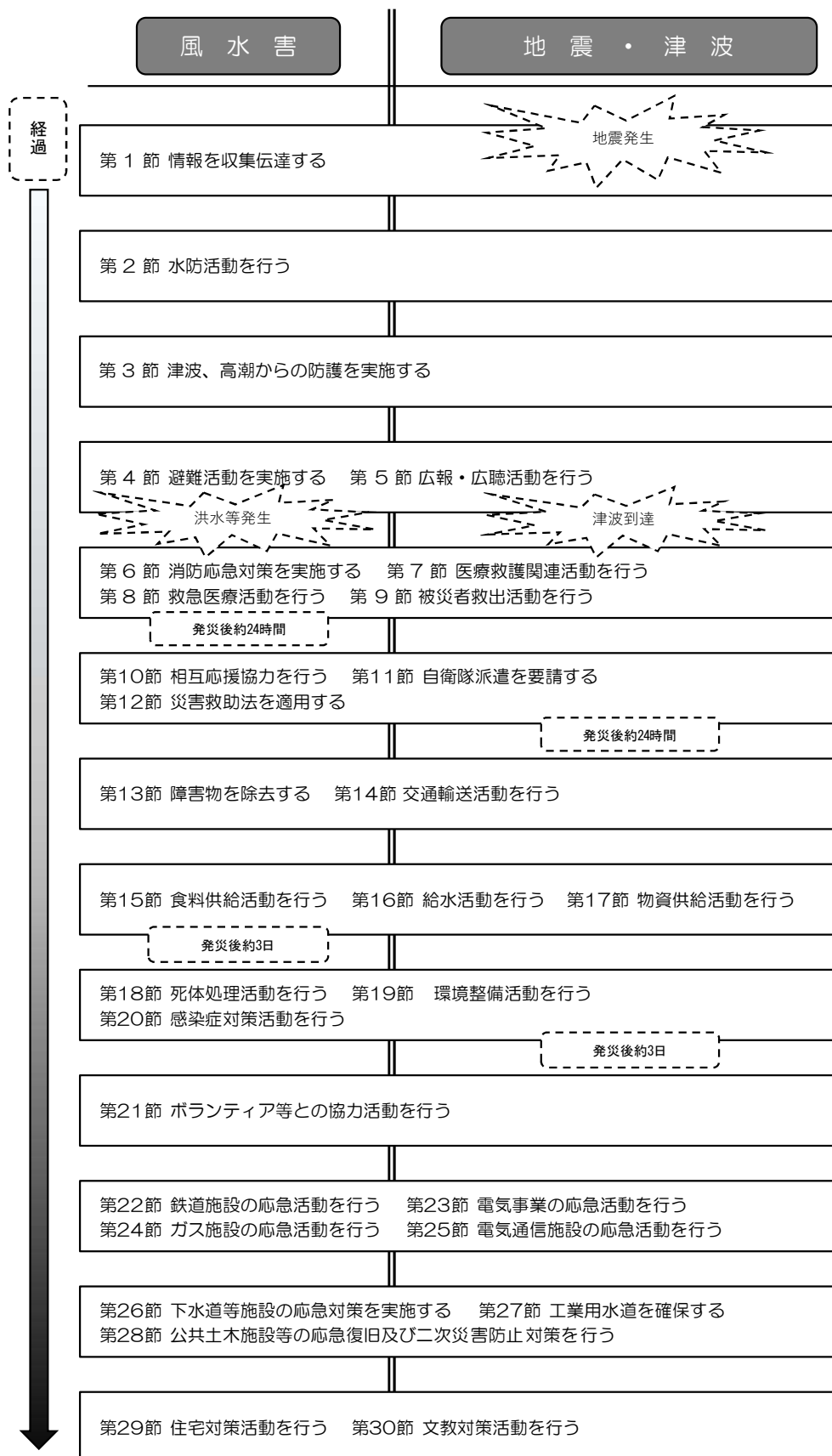


災害発生時における応急対策（時系列）



第1節 情報を収集伝達する

項目		担当
1	災害時における基本的な情報活動	各部
2	災害に関する予警報等の発表及び伝達	総括部
3	被害等に関する情報を収集する	各部
4	県等へ報告	総括部
5	通信を確保する	
6	被災者支援のための情報の収集、活用	

1 災害時における基本的な情報活動

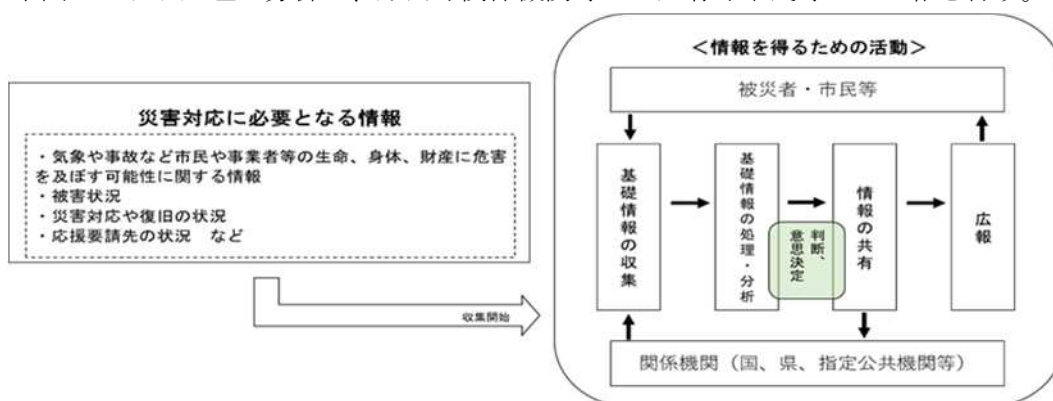
市は災害時においては、市民の生命、身体、財産を災害から保護すること、災害による被害の軽減、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保が求められる。

これらのことを組織として適切に実施していくために必要な情報が下表の「災害対応に必要な情報」であり、それらをもとに、災害の現状の把握、対策の検討、その対策の規模や期間などの目途や目標を設定していくこととなる。

したがって、各部は災害対応に必要な情報を得るための具体的な情報の項目（基礎情報）を予め想定しておく。

優先順位	災害対応に必要な情報
1	気象や事故など市民や事業者等の生命、身体、財産に危害を及ぼす可能性に関する情報
2	被害状況
3	災害対応や復旧の状況
4	応援要請先の状況

本部は、各部で収集した基礎情報を災害マネジメントシステムを活用するなどして、概ね下図のとおり処理・分析し、庁内や関係機関等との共有や市民等への広報を行う。



(1) 基礎情報の収集

総括部は、所要の情報を効率よく収集するため、各部の情報活動を踏まえた上で、収集する基礎情報や収集源、役割分担等を整理する。

各部は、予め想定しておいた基礎情報の収集を行うとともに、総括部から指示があった場合には、その指示に基づく基礎情報の収集を行う。

(2) 基礎情報の処理・分析

総括部は、必要な基礎情報が収集されたかを確認し、整理するなどの処理・分析を行い、本部が防災活動やその優先順位等を検討できるよう、結果をまとめる。

(3) 情報の共有

収集した情報（基礎情報を含む）については、可能な限り多くの災害対応関係者が入手でき、防災活動に活用できるよう、情報を共有することを原則とする。

(4) 広報

市から住民への周知が義務付けられている「特別警報」や、「避難指示」などの避難情報だけでなく、被災状況や応急対策の実施状況等についても積極的に広報する。（第4章－1（第5節 広報・広聴活動を行う）参照）

2 災害に関する予警報等の発表及び伝達

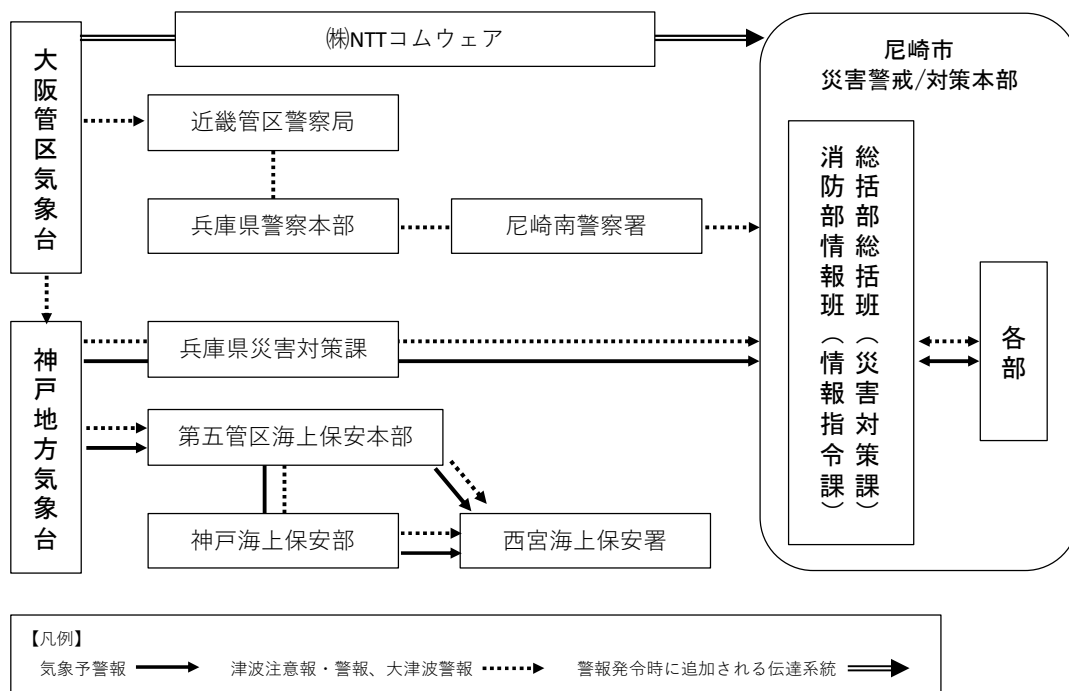
市は、気象等の状況からいち早く災害の予兆をつかみ、必要に応じて災害対策本部設置等の態勢を整え、市民に警戒や避難を促し、被害を予防又は局限する必要がある。

そのため、気象庁が気象業務法に基づき発表をする気象予警報を中心とした以下の情報をいち早く収集し、職員や関係者、市民へ伝達する。

(1) 予警報等の種類

第1章（第6節 気象予警報等）に記載の気象予警報や洪水予報、水防警報等を収集する。

(2) 気象予警報等の市への伝達系統図



※市は、住民への周知が義務付けられている特別警報をはじめとする気象予警報や予想される事態、これに対してとるべき措置等について、市民や事業者等に周知する。

3 被害等に関する情報を収集する

公共施設や民間施設などの被害状況や災害応急対策の状況、復旧状況といった情報については、その後の災害対策本部の活動内容や活動優先度の検討に必要な情報である。

短時間のうちに多くの正確な情報を収集する場合もあり、そのような状況にあっても効率的に情報収集を行う必要があることから、災害時における各部の機能、平常時の業務などを総合的に踏まえ次のとおり役割分担を行う。

担当部	被害等に関する情報収集の役割分担
総括部	各部が収集した情報を集約
秘書広報班	報道機関、公共交通機関の状況等
財産管理部	市有建築物の被害等

協力部	共通事項のみ
避難部	文教関係の被害等、避難所の状況
地域支援部	人及び住家の被害等
保健援護部	医療施設、社会福祉施設の被害等
都市整備部	土木施設、港湾施設、農林水産業（農水畜産物、農地用排水路、ため池等）、市営住宅の被害等
消防部	人及び住家の被害等（火災、救急、救助関連）
公営企業部	上水道施設、工業用水道施設、下水道施設の被害等
経済環境部	商工業被害等（工場、倉庫、商店等）
共通事項	所管施設の被害、市民からの通報等

（備考）・災害に関する情報が市民から通報されたときは、各部で収集のうえ、直ちにその被害の種類に応じ、本計画で定める応急対策実施部署等に連絡し、対応を依頼する。

・本市の地理的特性を踏まえ、現地調査等で自転車の活用を行うなどして、円滑な情報収集活動に努める。

（基本的な報告系統）

```

graph LR
    A[被害等] --> B[各班  
・通報対応  
・現場確認  
・情報収集]
    B --> C[各部総括班  
・各班から情報を集約  
・総括部に報告]
    C --> D[総括部総括班  
・各部から情報を集約]
  
```

4 県等へ報告

市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を、可能な限り速やかに県等へ報告する。報告にあたっては、原則としてフェニックス防災端末を活用し、それによりがたい場合は衛星通信やFAX等最も迅速な方法で報告を行う。

(1) 報告対象となる災害の状況

- ア 災害救助法の適用基準に合致する災害またはそのおそれのある災害
- イ 災害対策本部を設置した災害またはそのおそれのある災害
- ウ 市内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害
- エ 河川の溢水、破堤または高潮等により、人的被害または住家被害を生じたもの
- オ 人的被害または住家被害を生じたもの
- カ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害（市内で震度4以上を記録した地震、または市内に被害を生じた地震を指す。）
- キ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

(2) 報告区分

ア 緊急報告

市は、災害発生時において庁舎や事務所周辺の状況を県へ報告する。

また、市域で震度5強以上の地震が発生した場合や、火災の多発あるいは多くの死傷者が発生し119番通報等が殺到した場合等（火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づく「直接即報基準」に該当する場合は、内閣総理大臣（窓口総務省消防庁）、県それぞれに対し報告する（覚知後30分以内）。

イ 災害概況即報

災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況、浸水状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から逐次県へ報告を行う。その際、災害の規模等により市独自では十分な災害対策が実施できない場合は、至急その旨を県へ報告する。

ウ 被害状況即報

県は、原則毎日1回、市町からの被害状況即報を取りまとめ、内閣総理大臣（窓口総務省消防庁）に報告することとしていることから、市は、県から指定された期限等に基づき、被害状況に関する情報を報告するとともに、内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。

エ 災害確定報告

市は、応急措置が完了した場合、速やかに県に文書で災害確定報告を行う。

オ その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う。

(3) 報告系統

市の報告先は、兵庫県（災害対策本部、地方本部）を基本とし、通信の不通等により報告できない場合は、内閣総理大臣（窓口総務省消防庁）に対して被害状況等を直接報告するが、そのような場合にあっては市は兵庫県との連絡確保に努め、通信回復後に兵庫県に対して報告を行う。

(4) 報告手段

被害状況等を報告する手段としてはフェニックス防災システムを活用することを基本とし、それによりがたい場合は有線もしくは無線通信、FAX、衛星通信等により報告すること。

5 通信を確保する

(1) フェニックス防災システムの活用

フェニックス防災システムは、観測情報収集、被害予測、需給推計、被害情報収集、地図情報、映像情報、広報等の災害対応に必要な機能を持ち、県関係機関や市町、消防本部との間を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN等の専用回線で結んでいるほか、ISDNや衛星回線で回線を二重化するなどの対策が講じられている。

市が県と災害の状況や被害状況の報告、支援要請等の連絡を行う際には、県が運用するフェニックス防災システムを活用する。

(2) その他の有線・無線系通信の活用

ア 兵庫県防災行政無線衛星系（兵庫衛星通信ネットワーク）

被災、輻輳等により、公衆回線網・専用線が使用できない場合だけでなく、平素から兵庫衛星通信ネットワークを使用して県や他の自治体等との通信を確保する。

イ 防災行政無線等

防災行政無線が整備されている部は全ての無線局を開局し、総括部との通信を確保する。その他の部は、各部が所有する無線（消防無線、水道無線等）との総合運用を図る。

ウ 災害時優先携帯電話、衛星携帯電話

各部は、内線、外線などが使用できない場合や、庁舎外にて災害を覚知した場合は、災害時優先携帯により通信を確保する。それでもなお通信が確保できない場合にあっては、総括部及び地域支援部は衛星携帯電話により通信を確保する。

(3) 非常通信の利用

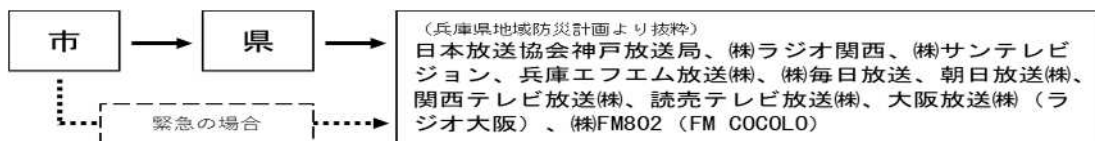
災害に関する警報の伝達、応急措置の実施に関し、緊急かつ特別の必要があるとき等においては、電波法第52条（目的外使用の禁止等）、災害対策基本法第57条（警報の伝達等のための通信設備の優先利用等）及び第79条（通信設備の優先使用权）、水防法第27条（水防通信）の規定に基づき協力を求めることができる主要な無線通信施設の設置者は以下のとおりである。これにより非常通信を行う場合は、関係事業者と事前に協議した手続きにより依頼を行うこと。

なお、市が部外官公署から非常通信の依頼を受けた場合においては、市の防災業務上の通信確保に意を用い対応すること。

1 警察通信設備 2 海上保安庁通信設備 3 国土交通省通信設備 4 気象庁通信設備 5 法務省無線通信設備 6 NTT無線通信設備 7 JR通信設備 8 県無線通信設備 9 市町無線通信設備（消防無線を含む） 10 西日本高速道路㈱無線通信設備 11 関西電力送配電通信設備 12 大阪ガスネットワーク無線通信設備 13 各私鉄通信設備 14 KDDI無線通信設備 15 ソフトバンク無線通信設備 16 日本通運無線通信設備 17 各漁業無線 18 アマチュア無線局 19 NHK、各民放、新聞社の無線通信設備 20 各タクシー会社の無線通信設備
（兵庫県地域防災計画より抜粋）

(4) 公共放送の優先利用

災害対策基本法第79条（通信設備の優先使用权）に基づき、緊急を要する場合で、住民、事業所、市職員、その他関係者に対して災害情報の通知、要請、広報等を伝達するに際し特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより放送局に災害に関する放送を依頼する。



(5) 通信途絶時における措置及び応急対策

有線または無線通信設備の故障や電源喪失等により通信が途絶した場合は、職員による故障排除や業者を活用した修理、予備の機器の調達等を図るとともに、代替通信手段を検討する。

6 被災者支援のための情報の収集、活用

(1) 被災者台帳の作成

災害対策基本法に基づき、災害発生時に、個々の被災者の置かれた状況に応じた総合的かつ効果的な支援の実施を図るため、被災者の被害の程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、その範囲内で、被災者に関する個人情報を活用できる。

(2) 住民等からの安否情報の照会に対する回答

災害対策基本法に基づき、災害発生時に家族等が被災者の安否を知ることができるよう、安否情報の照会があったときは、個人情報保護条例の規定にかかわらず、被災者又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる範囲内で、照会をした家族等に安否情報を回答できる。この場合において、県、市は安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めることとする。

(3) 安否不明者等の氏名等の公表（救助活動等）

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化、円滑化のために、安否不明者等の氏名等を公表する。

市は、県が定めた「災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針」に基づき、安否不明者等の情報収集・確認・集約を行い、公表用の名簿を作成するとともに、県や関係機関への情報提供等を行う。

第2節 水防活動を行う

項目		担当
1	警戒活動を行う	総括部、都市整備部、消防部、機動隊本部、公営企業部
2	水門、閘門及び堰堤、樋門、排水設備等の操作を行う	
3	水防工法の活用	
4	水防活動要員の安全確保	
5	決壊対応を行う	

1 警戒活動を行う

(1) 雨量の観測及び報告

市内の雨量計設置箇所は、別に定めるとおりであり、このうち観測データについては、オンラインによる降雨観測データ収集とし、消防庁舎設置箇所については、雨量が30mmを超えたときまたは総雨量が100mmを超えたときは、消防部情報班が消防部長を通じ、総括部総括班に報告しなければならない。

(2) 量水標の監視

市内の量水標設置箇所、水防団待機水位及び氾濫注意水位は別に定めるとおりであり、量水標の監視員及び連絡員の配置は各方面警防隊長において行う。

監視員は、降雨及び暴風るとき、常に量水標の監視にあたり水位観測表を備え、連絡員は水防団待機水位に達したとき、直ちに次の事項につき消防部長を通じ総括部総括班に報告する。

- ア 水防団待機水位に達したときから、水防団待機水位を下がるまでの時間毎の水位。また、水防団待機水位を下がったとき
- イ 氾濫注意水位に達したとき。また、その後氾濫注意水位を下がったとき
- ウ 避難判断水位に達したとき。また、その後避難判断水位を下がったとき
- エ 最高水位とこれに達した時間

(3) 風速等の観測

市内の風速計設置箇所は別に定めるとおりであり、総括部総括班は、台風接近時等の際には、風速、風向を観測し、その状況を把握すること。

(4) 潮位等の監視

総括部総括班は西宮土木事務所、尼崎港管理事務所を通じて、常に内外潮位、波高、波力を把握し、高潮や津波のおそれがあると認めたときは、その状況を県水防本部に速やかに通報する。

(5) 河川等の巡視

河川、海岸堤防、津波防護施設等の巡視は、各方面警防隊長が行う。

	人員配置	内容
平常時	堤防延長2km毎に1人を基準とし、状況により適宜割当て配置する。	水防上危険であると認められる箇所があるときは、水防本部長及び消防部長は河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求める。
出水時	(水防団待機水位到達時) 堤防延長500～1,000m毎に監視員1人、連絡員2人を基準とし、状況により適宜割当て配置する。	下記の異常を発見した場合は、直ちに各部長及び水防本部長に報告するとともに水防作業を開始する。 ・裏斜面の漏水、飽水による亀裂、斜面崩れ ・表斜面で水あたりの強い場所の亀裂、斜面崩れ

	(氾濫注意水位到達時) 被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として堤防の川側、上面、居住側の3班に分かれて巡回する。	・上面の亀裂、沈下 ・堤防の水あふれ状況 ・樋門の両袖、底部よりの漏水と肩の締り具合 ・橋りょうその他構造物と堤防との取合い部の異常
--	---	---

2 水門、閘門及び堰堤、樋門、排水設備等の操作を行う

市管理の堰堤、樋門、排水施設等の操作は、主に都市整備部並びに公営企業部において行うが、操作にあたっては別途に操作要領を作成し、気象状況を受けた後、あるいは水位の異常を認めた後は水位の変動を監視し、水位の状況に応じ時期を逸しないよう門扉の開閉、ポンプ運転等を行わなければならない。

3 水防工法の活用

土のうや防水シート、杭などを使用して越水や漏水への対策を行う際には、状況に応じて適切な工法を選択し、あるいはこれを組み合わせて施工する必要がある。

工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流速、斜面、護岸の状況等を考慮して、最も有効で、しかも使用材料がその現場付近で得やすい工法を施工すること。

4 水防活動要員の安全確保

水防作業は、水防活動要員自身が安全な場所への避難の完了に要する時間※を確保した上で活動すること。（※安全な場所へ退避するために要する時間と、安全かつ確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間を足した時間）

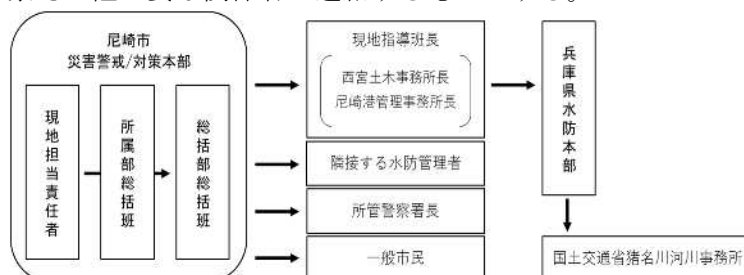
但し、短時間に津波等の到達が予測され、危険度が高いと判断されるときは、安全な場所への避難を優先すること。

また、水防作業にあたってはライフジャケット等の着用並びに、情報伝達が可能な通信機器等を携行させるなど特に安全対策に配慮すること。

5 決壊対応を行う

(1) 決壊の通知

堤防その他施設の決壊、浸透及び浸食等の異常を発見したときは、現地担当責任者は直ちにその旨を所属する部の総括班を通じて総括部総括班に通報し、総括部総括班は、県水防本部、警察その他必要な関係者に連絡するものとする。



(2) 決壊後の処置の実施

水防管理者は、決壊後といえどもできる限り、氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。現地指導班は、現地の適切な処置を行うとともに、水防本部及び所轄警察署、その他必要な機関に連絡しなければならない。

(3) 特定緊急水防活動

国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による激甚な災害が発生した場合で水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害で侵入した水の排除等の活動を行うことができる。

第3節 津波、高潮からの防護を実施する

項目		担当
1	管理、閉鎖体制	総括部、都市整備部、消防部、兵庫県
2	閉鎖状況等を報告する	
3	閉鎖すべき海岸保全施設等	

1 管理、閉鎖体制

津波、高潮発生時には、速やかに水門、防潮門扉等の海岸保全施設を閉鎖する必要がある。特に夜間等通常勤務時間外においては閉鎖のための体制が整わないことが予想される。限られた時間・陣容で最も効果的な防潮対策を講じる必要があることから、海岸保全施設の管理・閉鎖体制の強化を図る。

(1) 防潮施設の閉鎖

津波注意報・津波警報・大津波警報発表時は、予想津波高及び予測津波到達時間等を勘案し、操作責任者等は全施設を閉鎖する。（松島水門を除く、左門橋鉄扉は大阪府と要協議）

(2) 高潮に対する左門橋（右岸）防潮鉄扉の閉鎖

ア 左門橋水位がT.P+1.5mを超えそうな時は準備態勢に入る。

イ 左門橋水位がT.P+2.2mを超えそうな時は閉鎖態勢に入る。

ウ ニ崎市においては態勢を確保し、兵庫県と連絡連携を行った上で、県から閉鎖指示があった場合は、直ちに防潮鉄扉の閉鎖を行う。

(3) 勤務時間外における緊急非常配備班の組織化

海岸保全施設等の操作責任者等は、深夜等の交通機関が途絶している時間帯等において、津波注意報、警報が発表されたときは、速やかに海岸保全施設等を点検、閉鎖するために、閉鎖対象施設数等を勘案して、配備態勢の編成に努める。なお、初動対応要員に緊急警報信号の受信機能を有する受信機（ラジオ）等の配備に努める。

(4) 防潮ラインの確保

操作責任者等は、配備態勢等により、それぞれ分担して所管する施設をパトロールするとともに、海岸保全施設等の閉鎖などを行い、津波警報発表から早期に防潮ラインの確保に努める。

(5) 操作責任者との連携

ア 操作責任者等は、津波警報等の発表を覚知したときは、優先閉鎖施設の優先度に従い、尼崎港管理事務所の指示を待たずともそれぞれが所管する海岸保全施設を直ちに閉鎖する。

イ 操作責任者等は、操作機能異常等により施設の閉鎖操作ができないときは、携帯電話、無線等あらゆる手段により尼崎港管理事務所または市に直ちに連絡する。

ウ 市は、尼崎港管理事務所による陸開等の操作が困難な場合は、尼崎港管理事務所の指示を受け、遠隔操作により陸開等の閉鎖を行う。

(6) 緊急対応協力業者との連携

本市及び尼崎港管理事務所は、本市及び管理事務所職員のみでは海岸保全施設等の迅速な閉鎖が困難と判断されるときは、尼崎港管理事務所が県水防活動要綱であらかじめ操作業務を委託している緊急対応協力業者等に対して防潮対策のために必要な協力を要請する。

(7) 防災関係機関との連携

操作責任者等は、尼崎港管理事務所とともに、必要に応じて消防部及び警察に対して協

力を求め、閉鎖活動が的確に行えるよう努める。

(8) その他の要請

緊急対応協力業者に対しては、県を通じて防潮堤の破損、施設の異常等により、機械力が必要となった場合を中心に、出動要請を行う。

2 閉鎖状況等を報告する

操作責任者等は、閉鎖状況について尼崎港管理事務所に携帯電話、無線等あらゆる手段により、遅滞なく報告する。

3 閉鎖すべき海岸保全施設等

夜間、休日等の緊急時には、閉鎖のための態勢が整わず、すべての海岸保全施設等を閉鎖することが困難なケースが予想されるため、尼崎港管理事務所等関係機関と協議の上、限られた時間と態勢のもとで最大の効果をあげられるよう、計画的に閉鎖すべき施設をあらかじめ定める。

(1) 津波予想高に対応した閉鎖門扉の選定

すべての防潮門扉を閉鎖することを原則とするが、夜間あるいは震災により交通が遮断している状況下では閉鎖活動に従事できる要員の確保及び活動時間がきわめて限定されるおそれがある。そのため、より現実的な対処策として、神戸地方気象台が発表する津波予想高に応じて閉鎖すべき防潮門扉等を特定し、限られた条件下での津波防災効果の最大化を図る。

ア 選定の基準

各個別の防潮門扉等の計画的な閉鎖にあたっては次の基準により定める。

[基準] 予想される最高津波高さ(単位:m) + 余裕高(0.5m) + 平均満潮位(0.8m)

イ 閉鎖対象防潮門扉等の基準高

津波予警報の種類に対応した各施設の敷高基準は次のとおりとする。

A 津波注意報発表時の閉鎖基準

T.P. + 2.3m以下の敷高の施設を閉鎖

B 津波警報発表時の閉鎖基準

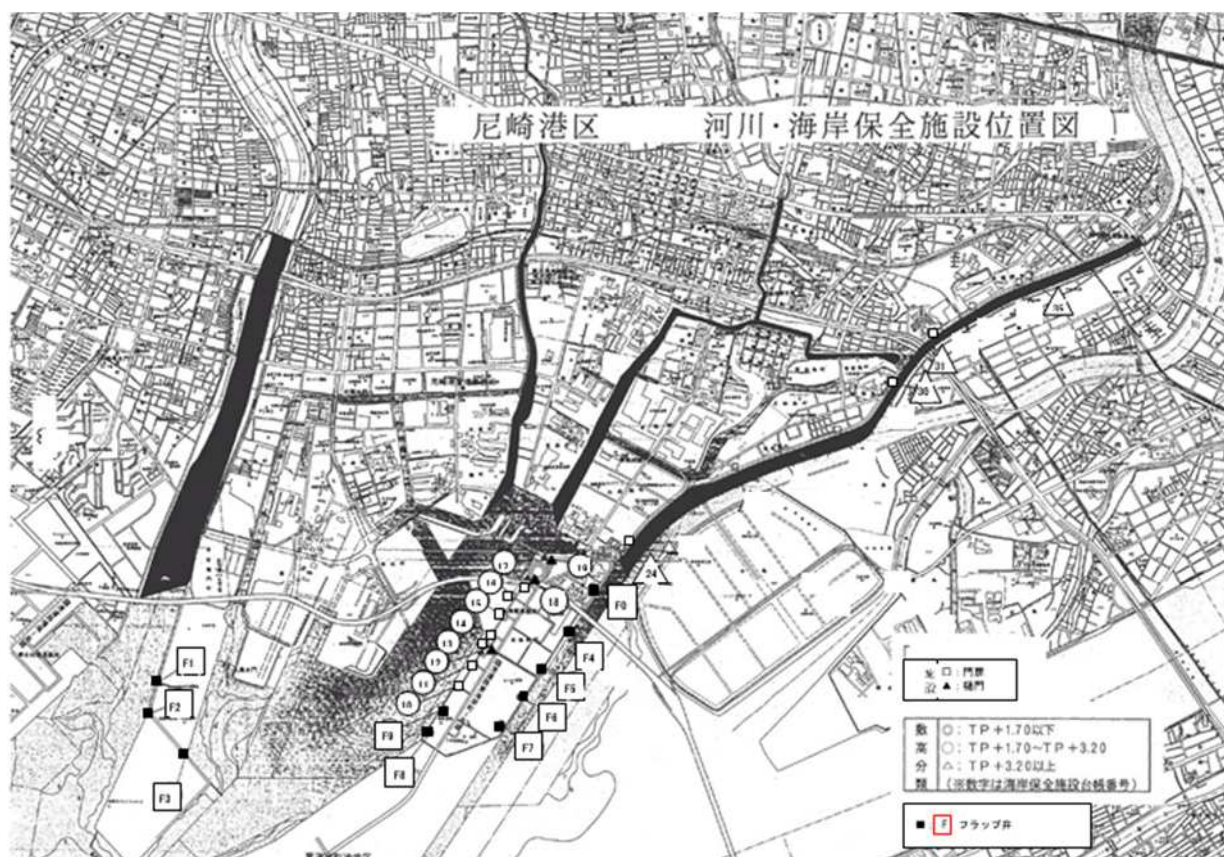
T.P. + 4.3m以下の敷高の施設を閉鎖

ウ 河川・海岸保全施設操作基準高(敷高)分類表(尼崎港区)

A 敷高とは、各施設を解放した状態で溢水が生じる高さを表す。

B 門扉はレール高、樋門及び角落は背後高を基準とする。

敷高	凡例	門扉□	樋門▲	施設数
T.P. + 1.7m以下	◎	なし	なし	なし
T.P. + 1.7m～+3.2m	○	10. 11. 13. 14. 15. 16. 17	12. 18	9
T.P. + 3.2m以上	△	24. 30. 31. 35	19	5



出典：兵庫県阪神南県民センター 尼崎港管理事務所資料より作成

第4節 避難活動を実施する

項目		担当
1	避難情報の発令及び警戒区域の設定を行う	総括部、消防部
2	避難の方法	都市整備部、地域支援部、保健援護部
3	避難場所等の開設を行う	避難部、地域支援部、各部
4	災害時帰宅困難者を支援する	避難部、地域支援部、各部
5	広域避難・広域一時滞在	総括部
6	愛玩動物（ペット）の救護対策を実施する	保健援護部、避難部、地域支援部
7	指定避難場所等の閉鎖	避難部、地域支援部

1 避難情報の発令及び警戒区域の設定を行う

(1) 避難情報の発令

ア 実施責任者

種別	災害	実施者
避難の指示	全般	市長（災害対策基本法）
	洪水、津波、高潮	知事またはその命を受けた職員（水防法）
		水防管理者（水防法）
	地すべり	知事またはその命を受けた吏員（地すべり等防止法）
	その他	市長（災害対策基本法）
		警察官（警察官職務執行法、災害対策基本法）
		自衛官（自衛隊法）
		海上保安官（災害対策基本法）

イ 避難情報の区分（警戒レベルは洪水時等のみ適用）

避難情報は、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」の3つとし、上記の実施責任者が状況に応じて発令する。災害が発生する可能性が高まっている場合は「高齢者等避難」、災害が発生する可能性がより高まった場合は「避難指示」、災害が発生又は切迫している場合は「緊急安全確保」を発令することを基本とする。

ウ 避難情報を発令する状況および対象区域

避難情報の発令に際しては、水位や雨量等の情報、火災や建物倒壊等の情報、気象庁などの関係機関からの情報、他都市の状況等を参考とする。

避難情報の発令対象区域は、より災害による被害発生リスクが高い地域から順に段階的に対象区域を広げ、状況がより深刻化した場合は、被害が想定される区域全域を対象とすることを基本とする。

エ 避難情報発令時の伝達内容

避難情報発令時には、住民に対し実施責任者、発令理由、発令対象区域、避難先、避難経路、注意事項を伝達するとともに、フェニックス防災システム等を通じて県知事へ避難情報を発令した旨を報告する。

オ 避難情報の解除

気象庁が発表する警報や特別警報が解除された場合や、河川水位等が避難判断の目安となる基準を下回りかつそれらが今後上昇するおそれがない場合、被害拡大のおそれが無くなった場合など、避難の必要性がなくなった場合は避難情報を解除し、その旨を公示するとともに、フェニックス防災システム等を通じて速やかに県知事に報告を行う。

避難情報		種別			発令対象区域
		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	
状況	全般	災害が発生するおそれがある場合など	災害が発生するおそれが高まった場合など	災害が発生又は切迫している場合など（必ず発令される情報ではない。）	適宜判断
	洪水	・避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合 ・氾濫危険水位に到達することが予想されている場合 ・堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合など	・氾濫危険水位に到達した場合あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ・氾濫危険水位に到達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合 ・堤防に異常な漏水、浸食等が発見された場合など	・氾濫開始相当水位に到達した場合 ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合など	猪名川・藻川、武庫川は洪水浸水想定区域のうち、堤防の決壊等が発生してから概ね1時間以内に浸水が到達する地域を第1発令地域、それ以外を第2発令地域として各区域に発令する。その他の河川は適宜判断する。
	高潮	高潮警報が発表され、かつ高潮危険度予測システムにおいて最大潮位が4時間後に所定の潮位に到達すると予測された場合	高潮警報が発表され、かつ高潮危険度予測システムにおいて最大潮位が2時間後に所定の潮位に到達すると予測された場合	海岸堤防に異常な越波・越流が発生した場合や、海岸堤防が決壊した場合	浸水実績のある地域を第1発令地域、浸水が1m以上想定される地域を第2発令地域、それ以外を第3発令地域として各区域に発令する。
	地震	—	大規模な地震が発生した場合や、地震による火災が広範囲に広がる場合など	—	適宜判断
	津波	チリ沖地震等、津波の到達までに時間的余裕がある場合などは例外的に発令する	津波に関する注意報、警報が発表された場合など		<津波警報> JR神戸線以南と小田・園田地区の津波浸水想定区域 <津波注意報> 海岸堤防より海側の地域

	種別			避難行動の一覧	
	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保		
市民がとるべき行動	・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する高齢者や障害のある者及びその人の避難を支援する者等）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況において、本情報は必ず発令される情報ではなく、また、本行動を安全にとることができるとは限らない。	立退き避難	指定緊急避難場所、安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館等）に避難する等
				屋内安全確保	・安全な自宅・施設等の上階へ移動 ・安全な自宅・施設等の上層階に留まる等
				緊急安全確保	・上階へ移動 ・上層階に留まる。 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動等
その他	災害が実際に発生していることを把握した場合には、可能な範囲で災害発生情報を発令する。				

カ 警戒レベルの運用（大雨、洪水、土砂災害、高潮のみ対象）

自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、大雨、洪水、土砂災害、高潮の際に、市が避難情報等を発する場合、次のとおり警戒レベルを明記すること。

市が発する避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
明記する警戒レベル	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
文例	「警戒レベル3、高齢者等避難」、「警戒レベル4、避難指示」、「警戒レベル5、緊急安全確保」		

警戒レベルの運用については、気象庁が警戒レベル1、2及び警戒レベル相当情報を発し、本市は警戒レベル3～5を発することとなっている。その区分については次のとおり。

警戒レベル		防災情報	警戒レベル相当		防災情報
	発			発	
5	市	緊急安全確保	5相当	気象庁	大雨特別警報、危険度分布「災害切迫」（黒）、氾濫発生情報、高潮氾濫発生情報※1
4		避難指示	4相当		土砂災害警戒情報、危険度分布「危険」（紫）、氾濫危険情報、高潮特別警報、高潮警報
3		高齢者等避難	3相当		大雨警報（土砂災害）、洪水警報、危険度分布「警戒」（赤）、氾濫警戒情報、高潮注意報※2
2	気象庁	大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報※3	2相当		危険度分布「注意」（黄）、氾濫注意情報
1		早期注意情報（警報級の可能性）		—	
・高潮氾濫発生情報は、兵庫県から高潮特別警戒水位（T.P. +2.2m）に達したときに提供される情報。（※1） ・高潮注意報については、警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているものは警戒レベル3相当（※2）、警報に切り替える可能性に言及されていないものは警戒レベル2（※3）となる。					

警戒レベル等が出された場合に、住民等がとるべき行動は次のとおり

警戒 レベル	住民等がとるべき行動	警戒 レベル 相当	住民等がとるべき行動
5	（※緊急安全確保の発令時と同じ）	5相当	（警戒レベル5と同じ）
4	（※避難指示の発令時と同じ）	4相当	自治体からの避難指示の発令に留意し、避難指示が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いてみずから避難の判断をする。
3	（※高齢者等避難の発令時と同じ）	3相当	自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて高齢者等の方は自ら避難判断をする。
2	ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	2相当	（警戒レベル2と同じ）
1	最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高める。	—	

※避難情報の発令の表（市民がとるべき行動）参照

(2) 警戒区域

ア 実施責任者

災害	実施者
全般	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う吏員（災害対策基本法）
	消防吏員、消防団員（消防法）
	警察官（災害対策基本法、消防法）
	海上保安官（災害対策基本法）
	自衛官（災害対策基本法）
火災	消防吏員・消防団員（消防法）
	警察官（消防法）
水災	水防団長・水防団員（水防法）
	警察官（水防法）

イ 警戒区域の設定

市長は災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは警戒区域を設定し、立入りの制限、禁止をし、または退去を命ずる。

警察官または海上保安官、災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長が現場にいないとき、または市長から要求があったときは、この職権を行うことができる。その場合、事後直ちにその旨を市長に通知する。

ウ その他必要となる措置

警戒区域を設定したときは、市は警察官等の協力を得て、退去または立入禁止の措置を講じるとともに、住民の退去の確認を行い、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

エ 警戒区域の解除

市長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域の設定を、明示物を撤去する等して解除し、防災行政無線等を活して対象区域の住民に周知する。

2 避難の方法

(1) 住民等の避難行動

避難に際しては必要最低限の非常持ち出し品や衛生用品を携行し、地域で助け合いながら集団行動を取るよう心掛けるとともに、要配慮者の避難行動を可能な限り支援する。また、事業所にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること。

避難情報が発令された場合は、避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で屋内安全確保を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、緊急安全確保を行う。

(2) 避難先

災害等の特性や状況に応じて避難先や開設する避難場所を設定する。

避難場所	避難に適する状況
大火災避難場所	地震火災の拡大により避難するとき
津波等一時避難場所	津波や洪水、高潮から緊急一時的に避難するとき
指定避難場所	・避難情報を発令したときや、避難情報を発令していないが、気象や災害等の状況と住民の避難需要を総合的に勘案し、避難の必要性があると判断したとき

	・災害等により住居等を失うなど、一定期間避難する必要があるとき
福祉避難所	要配慮者が、指定避難場所内に設置する要配慮者避難スペース等での滞在が難しく、且つ、病院への入院や社会福祉施設への入所に至らないとき

(3) 避難誘導

地域支援部各方面班、保健援護部地域援護班を中心に、警察官や道路管理者、住民自治組織等と協力し、次の方法により避難誘導を行う。

ア 誘導員の配置

災害の状況により誘導員を配置する時間的余裕が無い場合を除き、誘導先となる避難場所に近い所に誘導員を配置することを基本とし、人員に余裕がある場合は避難経路上に誘導員を配置するなど状況に応じて誘導を実施する。

なお、津波や洪水、高潮の際には、海岸や河川から離れる安全な方向又は、時間的余裕が無い場合は近隣の津波等一時避難場所などへ誘導する。

イ 避難経路の安全確保

避難経路については、安全を確認し、危険箇所を避ける。避難経路に危険箇所があるときは、明確な標示、誘導員の配置等を行い、夜間においては照明器具等を活用するなど避難中の事故防止に努める。

ウ 要配慮者

要配慮者及びこれらを介助し支援する方を最優先に、一般市民、防災業務従事者等の順で避難誘導を行う。

エ 車両の規制

消防車などの緊急車両や、要配慮者等で避難のために自動車利用が不可欠といった方などを除き、可能な限り自動車による避難や移動を規制し、渋滞の発生を抑制することで、円滑な防災活動や避難行動を確保するよう努める。

オ その他

尼崎市防災センターやその他市の公共施設においては、避難誘導に必要な情報の提供や負傷者等の応急治療を、可能な限り実施する。

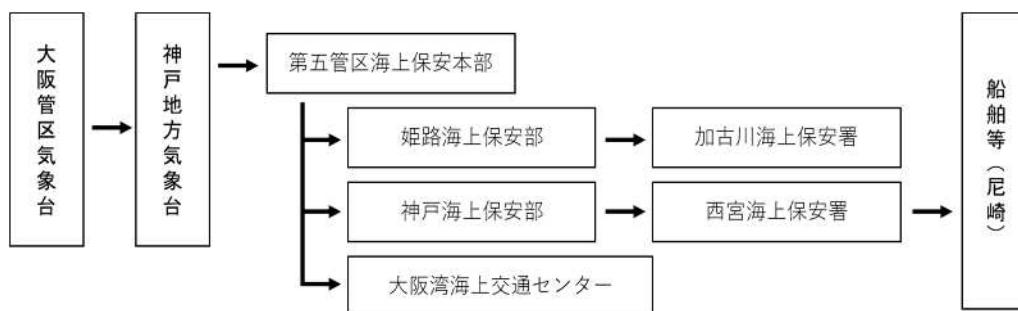
(4) 船舶に対する措置

ア 船舶所有者・団体への情報伝達

船舶、プレジャーボート、遊漁船等船舶団体に対して災害情報や船舶の避難に関する事項等を伝達し、被害の防止に努める。なお、関係船舶団体が主体的に情報伝達を行う体制の整備に努める。

イ 航行中の船舶への情報伝達

海上保安本部による航行中及び入港中の船舶に対する連絡体制は次のとおりである。



ウ 船舶、遊漁船等の固定、港外退避などの措置

県、市その他港湾施設の管理者は、津波が到達するまでの時間を考慮して、船舶、遊漁船等の固定、港外退避などの措置について次の事項を参考にマニュアルを定めておく。

A 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたときまたは弱くても長い時間ゆったりとした

- 揺れが続いたときは、津波の到達時刻を確認し、余裕があれば港外退避する。
- B 揺れを感じなくとも、津波警報、津波注意報が発表されたら、津波の到達時間を確認し、余裕があれば港外退避する。
- C 港外退避できない小型船等は、平時から船をしっかりと固縛する。
- D 警報、注意報解除まで気を緩めない。

3 避難場所等の開設を行う

各避難場所は、災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある者であって避難を必要とする者を収容するものである。

従って各避難場所は、避難情報が発令された場合はその時点ですでに開設が完了していることが望ましく、避難情報が発令されていない場合にあっては、気象や災害等の状況と住民の避難需要を総合的に勘案して必要に応じて速やかに開設することが望ましい。

避難場所開設を行う職員は、避難情報の発令に関する条件や予定等をあらかじめ把握しておき、避難場所開設の指示があった場合は、直ちに開設できるよう努める。

(1) 避難場所等の開設指示

避難場所開設の指示を行う際には、次の事項を可能な限り明らかにし、対象施設の所管部署に伝達する。

- ア 災害の状況及び避難場所開設の理由
- イ 避難場所開設の日時及び期間
- ウ 避難場所として使用する施設
- エ 派遣する責任者などの職、氏名
- オ その他、避難場所の開設に必要な事項

(2) 津波等一時避難場所の開設

大津波警報または津波警報が発表された場合や洪水、高潮等が発生し、もしくは洪水、高潮等のおそれがある場合で避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）が発令された場合には、休日及び夜間を含めて、施設管理者が自主的に避難場所を開放し避難者を受け入れる。なお、市が施設毎に個別に開設に関する連絡を行うのは困難なため、施設管理者はテレビやラジオ、「尼崎市防災ネット」等を活用し、自ら情報収集を行う。

(3) 大火災避難場所の開設

大火災のおそれがある場合、避難情報を発令した場合、または住民が大火災の危険を回避するために自発的に避難を開始した場合には、市長は大火災避難場所として開設する施設を所管する部へ開設を指示し、指示を受けた所管部は速やかに指定された大火災避難場所を開設する。

(4) 指定避難場所の開設

避難情報を発令した場合、または避難情報を発令していないが、気象や災害等の状況と住民の避難需要を総合的に勘案し、避難の必要性があると判断した場合、市長は指定避難場所として開設する施設を所管する部へ開設を指示し、指示を受けた所管部は速やかに指定された指定避難場所を開設する。

なお、台風接近時等の際で、市災害警戒本部又は市災害対策本部が設置されているときに、住民から自発的な避難の要望があり、災害発生前から避難者を受け入れる必要性があると判断した場合には、避難の要望を受けてからできるだけ速やかに、指定避難場所等のうちあらかじめ定めるものを開設することとする。

また、震度5弱以上の地震が発生した場合は、施設の損壊状況等が確認できるまでの間、施設利用者や職員は一旦当該施設から退出し、安全が確認でき次第、被災の状況に応じて指定避難場所として開設を行う。

(5) 福祉避難所の開設

要配慮者のうち、指定避難場所内に設置する要配慮者避難スペース等を活用しても対応が難しい者で、かつ、病院への入院や社会福祉施設への入所に至らない者を受け入れるため、福祉避難所を開設する。ただし、災害が短期間の場合には開設は行わない。

設置場所については、既指定の施設ほか各生涯学習プラザ等の公共施設及び民間施設等を候補地とする。また、福祉避難所開設の時期は指定避難場所開設後を原則とし、指定避難場所における要配慮者の状況を勘案し必要に応じて開設する。

(6) その他公共施設の利用

災害により停電が長期化する場合などは、必要に応じて、公共施設のコンセントや保有する発電機などを活用した地域住民への電力供給や、寒暖を一時的にしのぐための施設活用を行う。

また停電以外でも、災害がもたらす被害や影響を踏まえたうえで、公共施設を活用する。

(7) 避難状況の把握及び報告

ア 各施設管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要な事項について状況把握に努め、適宜避難部に報告し、避難部は全体の避難状況の把握を行う。

イ 市は、指定避難場所以外の施設、仮設テント、車中等に避難している被災者の数や健康状態等の把握に努め、必要に応じて災害情報の提供、食料・物資の提供、健康管理の指導、指定避難場所への移転の案内等の支援を行う。

なお、要配慮者については、早期に指定避難場所や福祉避難所、医療機関等に移送する。

(8) 避難場所等の管理運営

ア 開設した避難場所等の施設及び設備等の管理に際し、関係者と緊密な連携をとり、管理保全に十分留意する。

イ 避難場所の管理及び運営計画は、避難部と協議しながら各施設管理者が行う。

ウ 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する災害で兵庫県教育委員会が指定する極めて重大な災害時においては7日以内を原則として、教職員が避難場所の管理運営業務に従事する。この場合、避難者の状況把握や避難場所の管理運営業務等について十分連携を図る。

エ 避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に避難所ごとに担当職員を配置することとし、長期化した場合にあっては、管理交代要員の派遣計画を早期に作成し、対応する。なお、管理交代要員の派遣については総括部動員班と協議して行う。

オ 避難場所の管理運営については、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO、ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。

カ 避難場所の運営においては、要配慮者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

キ 各避難場所等には、避難者の収容保護等に関して所用の通信を行うための通信機器等を配備するなど、情報伝達手段、ルートを確保する。

ク 避難所内の空間配置図やレイアウト図など、施設の利用計画を作成するよう努める。
学校施設等における避難場所の開設及び運営については、別途各部で定める避難場所の開設や運営に係るマニュアル等により行う。なお、マニュアル等には、要配慮者避難スペースの設置やペット同行避難者の受入れなど具体的な活動手順等を記載する。

ケ 新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、感染症に対応した避難所運営マニュアルを作成するなど感染症に留意した避難所運営を行う。

- コ 避難者の援護及び救援活動については、関係部と連携をとりながら行う。
 - サ 各避難場所等（特に指定避難場所や福祉避難所）では、可能な限りバリアフリー化に努めるとともに、避難者の健康調査及び健康相談等を行う。
 - シ 市内の被災状況により医療救護チームが編成された場合において医療救護チームは、各避難場所等へ巡回診療を行い、継続的医療を支援する。また、疾病の増悪時の応急処置、後方医療機関の紹介及び搬送要請などを行う。
 - ス 女性センターは、女性や子育て家庭に役立つ情報提供を行うとともに、相談窓口を設置する。
 - セ 自主防災組織等は、避難場所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。
 - ソ 兵庫県防災士会は、協定に基づき市から要請があったときは、避難所運営に係る指導及び援助について、可能な範囲で協力する。
- (9) 避難場所の開設・運用に係る費用の考え方（災害救助法に基づく避難場所の設置）
- ア 避難場所の設置のため支出する費用は、避難場所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設トイレ等の設置費とし、その額は、1人1日あたり350円以内とする。ただし、10月1日から翌年3月31日までにおいて燃料を必要とするときは、知事が別に定める額を加算することができる。
 - イ 高齢者等の要配慮者のうち、特に支援を要する者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。
 - ウ 避難場所を開設する期間は、災害の発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない場合は、事前に県知事を経由して内閣総理大臣へ申請した上で期間を延長することができる。
 - エ 避難場所での避難生活が長期にわたる場合や、あらかじめ指定した指定避難場所だけでは避難場所が不足する場合等においては、ホテルや旅館等を避難場所として借り上げる等、要配慮者に配慮した多様な避難場所の確保に努める。

4 災害時帰宅困難者を支援する

- (1) 市は、事業所、学校及び関係機関と相互に連携・協力し、災害時における交通関係情報等の提供や、一時的な収容等の支援に努める。
- 市は、発災直後には、防災行政無線、報道機関、インターネット、携帯電話等の各種広報媒体を通じて、情報提供する。
- (2) 鉄道事業者や警察を始めとする関係機関は、それぞれの役割に応じて連携し、支援を行う。

5 広域避難・広域一時滞在

- (1) 他市町村への避難
- ア 尼崎市域から兵庫県内の他市町村へ避難する場合
尼崎市は、尼崎市域における被災者等を、兵庫県内の他市町村の区域に避難させる必要があると認めるときは、兵庫県に対しその旨を報告するとともに、具体的な被災状況や受入れを希望する被災住民の数、その他必要な事項を示し、避難先となる自治体と避難者の受入れに関する協議を行うとともに、必要に応じて兵庫県に助言を求める。
 - イ 尼崎市域から兵庫県外の他市町村へ避難する場合
尼崎市は、尼崎市域における被災者等を、他の都道府県の区域に避難させる必要があると認めるときは、兵庫県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数

その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。

ウ 避難者への支援

尼崎市は、避難した被災者等を支援するため、各種の情報提供や必要な支援を行い、必要に応じて受入先自治体に協力を要請する。

(2) 尼崎市内への避難

ア 兵庫県内の他市町村から尼崎市へ避難する場合

兵庫県内の他市町村から、被災者等を尼崎市域へ避難させることについて協議を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、尼崎市は避難場所を開設し、被災者等を受け入れる。

イ 兵庫県外の他市町村から尼崎市へ避難する場合

兵庫県から、他の都道府県の被災者等の受入れについて協議を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、尼崎市は避難場所を開設し、被災者等を受け入れる。

ウ 避難者への支援

尼崎市は、受け入れた被災者等を支援するため、各種の情報提供やその他の支援を行い、必要に応じて避難元自治体と連携してこれを実施する。

6 愛玩動物（ペット）の救護対策を実施する

(1) ペットの取り扱い

災害発生時におけるペットの取扱いは、動物の愛護及び管理に関する法律及び兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、飼い主による管理を原則とする。

(2) ペット同行避難者の受入れ

ア 同行避難

災害発生時に、飼い主は、ペットと同行避難することを原則とし、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。

イ 避難場所におけるペットの飼養スペース等

避難場所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養を完全に分離することを原則とする。ただし、身体障害者補助犬は除く。

また、避難場所の施設能力や避難者の状況に応じて、被災者支援等の観点からペット飼養可の居住スペースやペットのためのスペース（屋外等）及び資材の確保に努める。

ウ 災害に備えた事前準備

飼い主は、普段からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示措置に努める。

A ペット用品の備蓄

- a 少なくとも5日分の水とペットフード（できれば7日以上）
- b 予備の食器と首輪、リード
- c ケージ補修などに使うガムテープ
- d トイレ用品

B ペットのしつけ

- a ケージに慣れる
- b 無駄ぼえをさせない
- c 決められた場所でトイレができる

(3) 被災動物の収容対策

保健援護部から依頼を受けた兵庫県獣医師会及び神戸市獣医師会は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、兵庫県動物救援本部を設置し、県等の指導・助言

のもと、次のとおり被災動物の収容対策を実施する。

ア 実施する事項

- A 飼養されている動物に対する餌の配布
- B 負傷した動物の収容・治療・一時保管・譲渡
- C 放浪動物の収容・一時保管・譲渡
- D 飼養困難な動物の一時保管・譲渡
- E 新たな飼養者探しのための情報の収集・提供
- F 動物に関する相談の実施 等

イ 市は、兵庫県動物救援本部が実施する救護活動に必要な情報の提供、設備の調整及び動物救護ボランティアの活動支援を行う。

ウ ペットの所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあって、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

7 指定避難場所等の閉鎖

実際の災害時には、災害の危険がなくなった場合や復旧作業の進捗等に伴い、避難者数は時間の経過とともに徐々に減少することが想定される。

従って、開設していた指定避難場所等を閉鎖する際は、いくつかの施設に段階的に集約していき、災害の危険が解消し、避難者に対する救援対策が完了したとき（住居の確保等による避難者の受入期間が経過したとき）は、避難場所を閉鎖していくことを原則とする。

また、指定避難場所等の集約については、指定避難場所等における生活環境や運営効率の改善を図る際にも、その手段の一つとして検討すること。

(1) 集約先となる指定避難場所等

集約先となる指定避難場所等については事前に指定を行わず、災害時の避難者の状況を勘案し、次の基準により随時、選定する。

ア 仮設住宅等への入居状況等を勘案するなかで、避難者数の推移、避難場所の安全性、利便性等に配慮しつつ、生活の場としてより環境の整った施設から選定する。

イ 原則として、学校施設や市以外が管理する施設は、優先的に指定避難場所等としての開設を解消する。

(2) 集約先となる指定避難場所等の運営

ア 集約先となる指定避難場所等には、当面職員を派遣する。なお、職員の派遣は総括部動員班と協議して行う。

イ 集約先となる指定避難場所は生活の場としての条件を整えると同時に、早期に管理委託等に切り換えるなどの措置を行い、委託後には巡回による避難者への対応を行う。

(3) 災害対策本部は、避難場所を閉鎖したときは、市関係部局、知事、防災関係機関等に通知する。

第5節 広報・広聴活動を行う

項目		担当
1	広報を行う	秘書広報班、総括部、地域支援部
2	広聴を行う	地域支援部、経済環境部

1 広報を行う

(1) 広報の内容

- ア 災害や避難に関する情報のみならず、被災状況や応急対策の実施状況、住民のとりべき措置等について積極的に広報する。
- イ 広報を必要とする内容は、市から住民への周知が義務付けられている「特別警報」をはじめ、概ね次のようなものが考えられる。災害の状況や被災者等のニーズに応じた多様な内容を提供するよう努める。
 - A 気象、地象等に関する予警報等の情報
 - B 避難情報（避難指示等の発令状況や避難場所の設置状況等）
 - C 被災状況と応急措置の状況
 - D 道路状況、交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
 - E ライフラインの状況
 - F 医療機関の状況
 - G 感染症対策活動の実施状況
 - H 食料、生活必需品、燃料の供給状況
 - I 相談窓口の設置状況
 - J その他住民や事業所のとるべき措置
 - a 火災、津波、危険物施設等に対する対応
 - b 電話、交通機関等の利用制約
 - c 食料、生活必需品の確保

(2) 広報の方法

- ア 緊急を要するもの及び広範囲にわたるものは、報道機関に依頼し広報を行う。
- イ 一般市民、罹災者に対する広報のうち緊急を要するものは、防災行政無線（拡声受信機）、防災ラジオ、市の広報車両、消防局・消防団車両、じんかい収集車、ホームページ及び携帯電話等による広報等で知らせる。
- ウ 防災行政無線戸別受信機設置施設では、受信情報を掲示等により周辺へ広報する。また、戸別受信機を活用しての広報については、行政向け、市民向けに区別して行う。
- エ 防災行政無線で放送を行うものについては、災害情報電話サービスを活用し、避難情報や災害情報等を知らせる。
- オ 消防局に設けたオートガイド装置により、気象情報や災害情報等を知らせる。
- カ 状況に応じて次の方法をもって広報活動を行う。
 - A チラシ及び「市報あまがさき」臨時号の発行並びにホームページへの掲載
 - B 報道機関が企画する特集記事及び番組に積極的に協力する。
 - C 市内郵便局（尼崎郵便局総務部）、尼崎信用金庫に対して災害情報の掲示を依頼する。
- キ 携帯電話等による広報
 - 尼崎市防災ネット、緊急速報メール、SNS等により災害情報等を知らせる。
- ク 災害情報共有システム（Lアラート）を活用する。

ケ 防災情報伝達システムでは、災害情報としてJアラートシステムによる自動連携発信のほか、避難情報、気象予警報を発信する。また、平時のお知らせとして備えや防災知識に係る周知・啓発のお知らせ等を配信する。その他、災害時には双方向の情報収集手段として、写真投稿機能やアンケート機能を活用する。

(3) 報道機関に対する発表等

ア 本部がとりまとめた「(1) 広報の内容」に掲げる項目を直ちに報道機関に発表する。

イ 報道機関が独自で取材する場合にも積極的に資料情報等を提供する。

ウ 災害情報に関する放送の実施に関する覚書に基づき、ベイ・コミュニケーションズへ災害情報の放送を要請する。緊急を要する広報についてはテロップを活用した放送を実施する。

エ 兵庫県が締結している災害時における放送要請に関する協定に基づき、災害に関する通知、要請、伝達または警告等の放送を、兵庫県（災害対策課）を通じて、以下の報道機関に要請する。

NHK神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、兵庫エフエム放送、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送（ラジオ大阪）、FM802（FM COCOLO）

オ 緊急に市民に対して次に掲げる事項を周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局へ災害対策基本法第57条に基づき無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送を要請する。この場合、やむを得ない場合を除き、兵庫県（災害対策課）を通じて実施する。

市民への警報や通知等、災害時における混乱を防止するための指示等、その他知事が特に必要と認めるもの

(4) 災害写真の撮影

ア 現場に写真撮影班を派遣し、被害状況等の災害写真を撮影する。

イ 災害写真や映像媒体の収集に努める。

ウ 災害写真は、本部に掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から依頼のあった場合は提供する。

2 広聴を行う

(1) 災害相談窓口の開設

ア 地域支援部は、市域全体にわたる災害が発生した場合、もしくは本部長が災害の状況により必要と認めたときは、被災者のための災害総合相談窓口を本庁舎南館1階市民ロビーに開設し経済環境部はこの運営に協力する。また、各地域振興センターにおいては各方面主任が災害相談窓口を開設し、相談、問い合わせ、受付等の業務を実施する。

イ 開設場所については、災害の規模及び程度により、適切な方法で実施する。

ウ 災害総合相談窓口では、電話及び市民対応業務全般について実施するものとし、対応職員は、各部から派遣するほか、防災関係機関の協力を得る。また、行政書士業務の必要性が生じた時は、協定に基づき兵庫県行政書士会の協力を得る。

エ 相談窓口の開設時には、広報紙、ホームページ、防災行政無線等で市民へ周知する。

(2) 要望の処理

ア 災害総合相談窓口及び各地域振興センターの災害相談窓口で扱う情報は、市の応急対策の実施状況、被害状況、援護、救援に関する事項等を扱うものとし、被災した市民からの相談や要望、苦情等の積極的な聴き取りに努める。

イ 災害相談窓口で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

第6節－1 消防応急対策を実施する（風水害編）

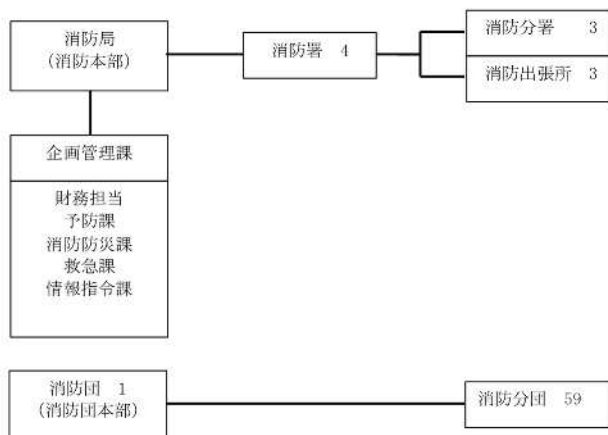
項目		担当
1	消防責任	消防部
2	消防組織を編成する	
3	消防関係者を動員する	
4	出動計画を明確にする	
5	火災防御活動を実施する	
6	救助・救急活動を実施する	
7	危険物等の安全を確保する	
8	消防広域応援活動を実施する	

1 消防責任

消防組織法第3章の規定に基づき消防責任は市にある。従って、災害防除活動は原則として市が行うべきものであるが、大火災等で必要な場合は、県知事及び他の機関に対して応援出動を要請することができる。

2 消防組織を編成する（資料Ⅰ（4－9 消防本部・消防署・消防団の編成）参照）

消防組織の編成計画は下図のとおりとし、詳細は資料編に示す。



3 消防関係者を動員する

(1) 動員総括表（令和6年4月1日現在）

消防職員	消防団員	総数
448名	784名	1,232名

(2) 招集計画

ア 消防職員

区分	内容
非常招集種別	3次非常招集（全職員） 2次非常招集（職員の概ね半数） 1次非常招集（少数の職員）
非常招集要領	招集要領は、尼崎市消防職員非常招集規程に基づいて実施する。 1 招集命令の伝達は電話またはその他の方法による。ただし最悪の非常事態時には消防法施行規則第34条に定める近火信号によることがある。

	2 局、各署の非常招集担当は、関係簿冊を常に整備して非常招集に支障を生じないように計画の適正化を図る。 3 招集は非常事態に応じて局長または所属長が発令する。 4 職員は、招集命令を受けなくても非常事態の発生を知った場合は自発的に参集する。
--	---

イ 消防団員

機動隊非常配備要綱に基づき、人員を配備し、防災態勢に入るものとする。

4 出動計画を明確にする

(1) 通常計画 (資料Ⅰ (4-10 火災出動計画表) 参照)

火災通報の受信時、位置情報通知システムにより通報位置をディスプレイ表示し、正確な発災町丁目を確認し火災種別ごとに車種別指定による適正車両を出動させ、初動体制の確立を図るとともに的確な災害防御活動体制をとる。

(2) 非常時計画

大規模火災の場合は、応援協定により大阪市、豊中市、阪神間7市1町及び兵庫県広域消防(18市1町5組合等消防本部)の応援を求め、消防力の増強を図る。

5 火災防御活動を実施する

強風時及び異常乾燥により火災予防上危険であると認められる場合、市長は火災警報を発令して、市民に火災の警戒措置を要請し、消防は非常警備態勢をとる。

(1) 火災警報

ア 発令基準

第1章(第6節 気象予警報等の種類)参照

イ 火災警報の伝達 (資料Ⅰ (4-11 火災警報の標識等) 参照)

火災警報の伝達方法は、標識(吹流し、標示板、懸垂幕)、サイレンの吹鳴(尼崎市防災行政無線同報系)その他広報による。

(2) 火災注意報

ア 発令基準

第1章(第6節 気象予警報等の種類)参照

イ 伝達

発令時は、主たる関係機関へ通知する。

ウ 実施事項

A 各消防署、各分署、各出張所、市役所等に掲示板及び懸垂幕の掲出

B 広報車による巡回広報

C テレビ、新聞等報道機関への発表

D 火気の適正使用、その他消防長または消防署長が必要と認める防火指導

(3) 強風時火災防御計画

出動部隊の増強	現場情報の緊急連絡に留意し、状況に応じて出動部隊の増強を指令する。
火災警報発令下の措置	ア 火災警報が発令され気象条件その他により消防局長が特に必要と認めるときは、警戒活動に必要な人員を確保する。 イ 火災警報の発令と同時に、吹流し、標示板、懸垂幕を掲示し、サイレンの吹鳴を行い一般市民に周知する。 ウ 尼崎市火災予防条例第30条に基づく火の使用の制限等火災警戒について一般市民に対する広報を行う。 エ 火災の予防指導警戒を重点的に実施する。 オ 消防用機械器具の点検を行い、出動態勢を強化する。 カ 消防車両を活用して管内を巡回し、火災警戒指導に当たる。
防御活動	ア 尼崎市警防活動規程の定めるところによるほか、消防無線、消防用高所監視カメラの活用を図り、有機的な部隊運用、指導連絡を行う。 イ 火災の状況に応じて延焼阻止を第1とし、重要方面、風下方面の延焼阻止を重点とする。 ウ 風向、風速を勘案して風横方面からの有効注水に留意する。 エ 火災防御の要訣、原則をまもり状況変化に即応する配慮を必要とする。 オ 消防警戒区域の設定を強化する。
飛火警戒要領	ア 飛火警戒に必要な部隊を出動させ統括指揮者の命により配置する。 イ 飛火警戒隊は、飛火の早期発見、初期消火に当たるとともに付近住民に対し、自主的な飛火警戒を広報する。
延焼拡大に伴う消防対策	ア 火勢が消防力を上まわり初期の防御線を突破されるおそれのある場合は転進配置を行って新たに延焼阻止線を定め、転進、増援部隊の部署を指定して防御に当たる。 イ 飛火警戒隊をさらに後背地に下げ、飛火警戒の重点措置をとるとともに避難住民の誘導に注意を払う。 ウ 消防力劣勢で火勢の鎮圧が困難となり他の適当な防御手段がない場合で破壊消防が有効であると認められる場合は、統括指揮者の命によって破壊消防を行う。破壊消防を行う場合は、さらに延焼拡大方面に防御線を設定し、完全消火を期する。

(4) 異常乾燥時火災防御計画（火災注意報発令中を含む）

出動部隊の増強	乾燥が長期にわたる場合、断減水、その他悪条件が併発したときは、日勤者を含めて、人員を確保する等、増強部隊を編成する。
特別対策	ア 水利不足が予測されるので、中継送水態勢を考慮し、断水時に準じて消防水利の確保に努める。 イ 消防願届等を通じて火災予防啓発に当たる。 ウ 自衛消防隊等に通知して火災警戒の協力を呼びかける。 エ 消防車両を活用して管内を巡回し、火災予防、火災警戒に当たる。
防御活動	火災発生の場合の態様は、強風時火災に類似するため強風時の火災防御要領に準じて、重点的に防御活動に当たる。

(5) 広域断水時火災防御計画

事前対策	ア 池、井戸、河川、海等の自然水利を事前に調査し、状況に応じて適正な活用を期する。 イ 強風時、異常乾燥時に準じて部隊の強化編成を行う。
------	--

	ウ 消防車両によるパトロール エ 消防届による適正指導 オ 危険地域の重点立入検査による火災予防
出動編成	ア タンク車の優先出動と活用 イ 機能性能の確保と積載ホースの増加
防御活動	ア 自然水利、防火水槽の利用と中継送水を図る。 イ 消防無線による長距離中継送水誘導と適正な水利統制 ウ その他火災発生状況により断水していない地域の消火栓に増水手配する。

(6) 多発続発火災防御計画

部隊運用	ア 出動部隊数を制限し、後続部隊は出動途上においても即時引揚げ指令する。 イ 消防団員に、延焼阻止後の鎮圧残火整理を依頼する。 ウ 同時火災発生の場合、第2次、第3次発生現場へ合理的に誘導する。 エ 消防無線を活用する。 オ 火勢、気象条件に応じて遅滞のないよう応援消防隊を要請する。
増強部隊の確保	ア 日勤者をもって増強部隊 イ 情勢により非常招集を行い、増強部隊を編成する。
その他	ア 火災予防広報を行う。 イ 第2次出動準備の迅速整備を図る。

(7) 大火災防御計画

事前対策	都市等級審査基準資料及び消防組織法・(消防庁告示第1号、・市町村消防計画の基準)に基づく「警防計画」の作成と、それに基づく「ブロック火災防御計画」を策定し、科学的根拠による火災危険率に相応した必要筒先口数を算定し、市街地の実態に即した実戦的な大規模訓練を実施し、消防隊員、部隊の戦力の増進を図る。
増強出動	この計画による出動は、通常火災が大火災に発展するおそれのある場合に時機を逸せず出動基準を上位へ移行するもので、この出動計画は「強風時火災防御計画」等の発展的段階として、応援協定によるなど高次の増強出動態勢をとる。
防御活動	ア 延焼阻止と防御線の設定を第一とし、飛火警戒を重点とした防御活動を行う。また、水利部署にあたっては、水量豊富な自然水利を選定する。 イ 災害現場指揮本部を設定し、消防無線、防御計画、消防用高所監視カメラ等により効果的な指揮統制を行う。 ウ 方面隊を組織し、防御担当面を設定し、戦術構成を基盤とした活動を図る。 エ 部隊運用は、消防局部隊を第一線に配置、消防団を第二線部隊として配置し、飛火警戒等地域住民の自主警戒を指導する。 オ 警防員以外の人員により、消防警戒区域設定班を組織し、防御活動の円滑適正を図るとともに飛火警戒に当たる。 カ 火勢、気象条件に応じて遅滞のないよう応援消防隊を要請する。 キ 事態が悪化し、破壊消防を必要とする場合は、自衛隊の出動を要請する。

6 救助・救急活動を実施する

この計画は、別に定めがあるものの他、災害または事故により局地的かつ短期間に多数の傷病者が発生した場合における救助・救急活動の大綱について定める。

(1) 活動の基本原則

- ア 活動は、傷病者の救出、救護活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し効率的な組織活動を行うことを原則とする。
- イ 救急活動は、救命活動を優先して実施し、傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする。
- ウ 現場活動は、各部、警察、医療機関、その他関係機関と連絡を密にし、傷病者の効率的な救出、救護活動に当たる。

(2) 出動体制

多数の傷病者を伴う災害が発生したことを覚知し、または通報があった場合は、あらかじめ定める規定の出動基準に基づき、出動を指令する。災害状況に応じ所要の人員を招集し、消防隊の増強を図るとともに関係機関に対し応援要請を行う。

(3) 現場指揮体制の確立

救助・救急活動を円滑に行うため、現場指揮本部を設置し、災害状況の把握、消防部隊の総合指揮報告、連絡等の主要任務を行う。また、活動区分に応じて担当指揮者を指定し、必要に応じて活動方面別に指揮者を指定し、指揮命令等の伝達体制の確立を図る。

(4) 救助・救急活動

ア 救助活動

- A 重症者救出の優先
- B 被害の拡大防止
- C 傷病者の救出
- D 応急救護所への傷病者の搬送
- E 二次災害の予防措置及び警戒区域の設定

イ 救急活動

- A 救命活動の優先
- B 応急救護所の設置
- C 傷病者の重症度選別
- D 応急救護所における応急処置及び容態管理
- E 医療機関への傷病者の搬送
- F 医療機関の収容状況把握
- G 傷病者に関する情報収集及び現場指揮本部への報告

(5) 情報収集及び報告

関係者及び各級指揮者からの災害状況及び応急処置等の情報収集を積極的に行い、その結果を適宜消防部本部へ報告する。

(6) 広報

現場広報は、現場指揮本部が設置されている間、混乱を招かぬよう場所を指定するとともに時刻を予告するなどして行う。

7 危険物等の安全を確保する

この計画は、危険物施設等による災害を未然に防止し、または災害を最小限に止めるための計画である。

(1) 大量危険物保安応急対策

ア 防御活動

- A 現場到着と同時に、危険物の数量、種類、所在、燃焼状況を迅速にみきわめ、関係

者と連絡をとって状況判断の正確を期す。

- B 危険物に対する消火方法は、その燃焼状態と性状に適應する消火に留意し、消火薬剤、土砂等の緊急手配を考慮して計画的に消火に努める。
- C 有毒ガスの発生に留意し、空気呼吸器、防毒マスク等を装着し、風向、風速発散方向及びガスの濃度にも留意し、住民の避難誘導を考慮する。
- D 注水により爆発、延焼拡大のおそれのある危険物には、粉末消火装置、炭酸ガス消火装置等を使用しまたは乾燥砂を用いる。
- E 未燃焼の危険物の搬出を図り、延焼阻止、冷却注水を重点的に行う。
- F 大規模な油類タンクの場合は、底部よりの排送を図り、減量して制圧する。
- G 爆発による危険防止に留意し、ふく射熱による熱傷を防ぐ。
- H 爆発、飛散等による飛火警戒に留意する。
- I 防油堤、配管結合部からの油脂類の流出を土砂築堤などによって防止し、泡消火を図る。
- J 泡消火を実施する場合は、完全に制圧できる薬剤を確保して、計画的消火を図るものとし、泡の流出しない条件を形成し、注水を避ける。
- K 建物自体が燃焼し、または未燃焼建物に延焼危険がある場合の防御活動は、一般火災に準ずる。
- L 港内に停泊、荷揚げ等のタンカー火災の場合は、陸上の危険物火災に準じて行う。
水面に流出した油類については、オイルフェンスでその流出拡散防止を図るとともに流出油及び臨海地区付近建物への延焼防止に重点をおく。

イ 消防部隊の運用

- A 部隊の運用は、危険物の貯蔵取扱状況、規模の大小、管理の実態、その危険性（爆発性、有毒ガス発生、引火性）等と周辺の消防事象とを判断して化学消防を図る。
- B 消火薬剤等の緊急輸送、火災警戒区域の設定等の要員手配、部隊の増強手配、タンカー火災の舟艇の搬送増強等を図る。

ウ 消火薬剤の保有量及び調達先

資料 I（4-12 消火薬剤等保有量・製造業者一覧表）参照

(2) 高圧ガス、液化ガス、毒劇物等関係施設保安応急対策

ア 防御活動

- A 高圧ガスのなかでも塩素ガス等の有毒ガス関係施設の火災現場においては、ガスの濃度、風向、風速に留意して人命の保護を優先し、広報活動、避難誘導を図らなければならない。
- B 消防隊は、現場到着と同時に関係者と連絡をとり、実態の把握に努め有毒ガスの発生する現場においては、空気充填車、空気呼吸器、防毒マスク、防護衣等の有効な使用を図る。
- C 充填所、製造所等の大規模火災に際しては、災害現場に現場指揮本部を設定し、統制ある防御活動を期する。
- D 火災現場の状況により、未燃焼容器の移動搬出が可能な場合は、未燃焼容器を安全な場所に移し、既に誘爆、連続爆発を起し、火勢が拡大している場合は、隊員の危害防止に留意し、延焼阻止を主にして、冷却注水を行う。
- E 液化ガスは、空気より比重が重く、低く流れて拡大し、地表近くに停滞し、空気と混合して爆発範囲の混合ガスを形成する事例が多いので、消火後のガス噴出と周辺の状況を考慮して消火の可否を決定し、適正な消防活動を図る。
- F 毒劇物の貯蔵、取扱施設における火災防御に際しては、専門家の立会いを求めてその数量、種類、危険性を早期に把握し、隊員及び関係者並びに付近住民の人命保護を

図る。

G 有毒ガスが発生し、または発生するおそれがあるときは、消防車、救急車、広報車等の拡声装置を活用して、周辺地区の住民等に広報し、危害予防を図る。

H 火災警戒区域設定員は、避難誘導を行う。

イ 救急活動

A 炎上火災にあつては、救急隊及び救助隊を出動させ、要救助者を検索、救出して救急告示医療機関等へ直ちに搬送する。

B 傷病者が多数発生した場合は、応急救護所を開設するとともに救急隊を増強する。

8 消防広域応援活動を実施する

(1) 消防広域応援（受援）の基本

災害の発生により、火災防御活動、救助救急活動等において現有消防力で対応できないと判断される大規模な災害については、第4章-1（第10節 相互応援協力を行う）によるもののほか、消防広域応援（受援）活動については、消防に関する市町等との相互応援協定等に基づき、次のとおり実施する。

ア 消防広域応援（受援）計画

A 隣接市町との災害応急対策活動の相互応援に関する協定書による。（災害対策基本法第67条）

B 兵庫県広域消防相互応援協定による。（消防組織法第39条）

C 消防組織法第44条の規定に基づく消防広域応援については、兵庫県知事に応援を要請する。

イ 緊急消防援助隊の要請及び支援

A 大規模災害及び特殊災害発生時において、人命救助活動等の支援隊の必要を認めた場合にあっては、緊急消防援助隊の要請は、本部長を通じて行う。

B 緊急消防援助隊受援については、兵庫県緊急消防援助隊受援計画及び尼崎市緊急消防援助隊受援計画に定めるところによる。

ウ 自発的応援

本市の被害状況を早期に把握し、余力部隊を被害程度に応じて近隣都市へ自発的に応援を行う。応援部隊の編成については、被災都市の被害状況から適切な部隊編成を行う。

(2) 応援要請の手続き等

兵庫県知事に要請する場合は、概ね次の事項を付して要請する。

ア 災害の発生場所及び概要

イ 必要とする車両、人員及び資機材

ウ 集結場所及び活動内容

エ その他必要な事項

(3) 消防応援隊の受入れ及び活動

ア 応援隊の宿泊施設及び給食等の確保

イ 応援隊の指揮は消防組織法第47条の規定による。

ウ 現場責任者を配置し、応援隊との連絡調整を行い活動の効率を図る。

(4) 費用の負担

ア 応援隊に必要な経費については、災害対策基本法第67条及び消防組織法第39条に基づく協定に定めのあるものについては、同協定の定めるところによる。

イ 消防組織法第44条に基づく消防広域応援の経費の負担については、上記アに準じ、その他特異な事項については、当事者間で協議する。

(5) 応援隊の運用

ア 消防広域応援により派遣された応援隊は、消防部長の指揮のもと火災防御活動、救助救急活動等を実施する。

イ 方面警防隊長は、派遣された応援隊を効率的に運用する。

(6) その他の応援要請

消防部長は、救助・救急現場の状況により、必要があるときは、時期を逸することなく、次の機関へ出動の要請を行う。なお、応援の要請にあたっては、関係機関と調整の上、実施する。

ア 自衛消防隊及び土木建設業者等の民間企業への応援要請

イ 医師会、歯科医師会、薬剤師会への応援要請

ウ 自衛隊への応援要請

エ その他の機関への応援要請

第6節－2 消防応急対策を実施する（地震・津波編）

項目		担当
1	消防活動の基本方針	消防部
2	消防組織を編成する（初動体制）	
3	情報を収集する	
4	交通規制を実施する	
5	火災防御活動を実施する	
6	救助・救急活動を実施する	
7	増強隊を運用する	
8	消防団活動を実施する	
9	消防広域応援活動を実施する	

1 消防活動の基本方針

(1) 消火活動

地震時に二次的に発生する火災に対処するため、消防の総力をあげて、出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。

(2) 人命救助、救急活動

地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、自動車事故、危険物・毒劇物等の漏えい等により複合的に被害が発生することが予想される。このことから、消防の人員資機材を活用し、人命救助、救急活動を優先に行い、人命の安全確保に努める。

(3) 安全避難の確保

火災の発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、住民の安全避難を確保するための活動を行う。

2 消防組織を編成する（初動体制）

市域で震度1以上の地震が発生したときは、伝達系統により情報の伝達を行い、地震防災対策強化地域に大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたとき、または市域で震度4以上の地震が発生したときは、消防部非常配備要綱に基づき（機動隊については機動隊非常配備要綱に基づき）、早期に災害警備体制の確立を図る。

(1) 消防部本部の初動措置

ア 消防部本部の設置

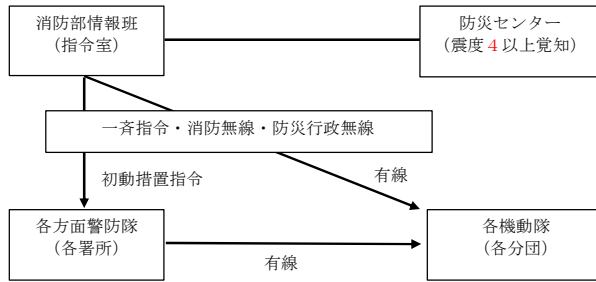
市域で震度4以上の地震が発生したときは、各方面警防隊の災害活動を総合的に掌握し、適正な指揮管制を行うとともに、災害情報の収集、分析を行うため、防災センター5階に消防部本部を設置する。

イ 初動措置の指令

A 情報班（指令室）は、防災センターに設置されている地震計が震度4以上を覚知したときは、各方面警防隊に初動措置の実施を指令する。

B 各方面警防隊にあっては、指令の受信後直ちに初動態勢を整え市内の被害状況の把握に努める。

(初動措置の伝達系統)



ウ 初動措置

A 通信および情報収集体制の確立

通信施設の機能試験及び非常電源の点検を実施し、通信体制を確保するとともに情報収集体制の確立を図る。

B 火災監視体制の確立

高所見張り員及び高所監視カメラ等による被害状況の把握を行う。なお、高所見張り員は、携帯無線機等により、その状況を情報班（指令室）へ通報する。

C 非常配備体制の確立

発生した地震の規模等により、有線及び無線電話並びにその他の方法により職員の非常招集を発令し、非常配備体制の確立を図る。

D 出火防止措置及び庁舎等の被害状況の確認

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに、庁舎及び附属施設の被害の有無を確認する。

(2) 方面警防隊の初動措置

ア 方面警防隊本部の設置

市域で震度4以上の地震が発生したとき、または各方面警防隊長(消防署長)が警備上特に必要と認めたときは、各方面警防隊の災害活動を総合的に処理し、災害情報の収集を的確に行うため、消防署長室または指定された室に方面警防隊本部を設置する。

イ 初動措置

各方面警防隊は、震度4以上の地震の揺れを覚知した場合、または情報班から初動措置実施の指令があった場合は、次の行動を順次実施し、無線（無線が輻輳している場合は有線）により情報班に報告する。

A 出火防止対策

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施する。

B 初動態勢の確立

a 車両の安全確保

地震による消防車両の出動障害を避けるため、署所の立地条件、建物の構造等を考慮し、消防車両等を車庫前または安全な場所へ移動する。

b 車両積載品等の増強

人命救助用の資機材または長時間の消火活動に対処するため、特にホースの車両積載数の増強を図る。

C 消防部隊の編成

各方面警防隊の活動編成を整える。

D 災害状況の調査

a 署所周辺の火災、救助・救急の発生状況及び周辺道路の通行障害の状況を調査する。

b 高所からの監視は可能な限り継続し、監視員は、携帯無線機（署活動系無線等）

により、その状況を方面警防隊本部へ通報する。

E 資機材の確保

携帯用非常電源及び可搬ポンプの機能点検を実施するとともに、非常用燃料の確保に努める。

F 庁舎及び付属施設の被害の有無を確認する。

(3) 機動隊の初動措置

ア 機動隊本部、地区本部の設置

A 機動隊本部長（消防団長）は、市域で震度4以上の地震が発生したとき機動隊の指揮連絡体制を確立するため、防災センター5階に機動隊本部を、各機動隊長（副団長）は、市域で震度5弱以上の地震が発生したとき地域振興センターの組織が存する庁舎に機動隊地区本部を設置する。

B 機動隊本部等の設置にあたっては、消防部長（消防局長）等との連携を図る。

イ 非常参集

A 震度5弱以上の地震を覚知した消防団員は、分団器具庫等に自発的に参集し、早期に活動体制をとる。

B 機動隊本部は、状況に応じて各機動隊長（副団長）を通じて各機動隊に招集指令を伝達する。

ウ 出動態勢の確保

ホースの車両積載数の増強及び人命救助用資機材を積載する。

エ 出火防止の広報

受け持ち区域内における火気始末、出火防止等の広報を実施する。また、実施する際には住民自治組織及び自主防災組織等の協力を得るように努める。

オ 初期消火活動

A 火災を発見した場合には、直ちに消防部本部に通報するとともに、消火活動にあたる。

B 地域の出火件数が多い場合は、適宜、付近の住民自治組織及び自衛防災組織等の協力を求める。

カ 救出活動

地震による家屋の倒壊、障害物の落下等による救助・救急事案の発生を覚知した場合には、直ちに消防部本部へ通報するとともに、被災者の救出、搬送等支援活動を実施する。また業務実施にあたっては、適宜、付近の住民自治組織等の協力を求める。

3 情報を収集する

情報の収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害等により極度に制限されることが予想されるので、次のとおり迅速的確な情報の収集に努める。

(1) 情報の収集要領

各方面警防隊は、初動措置に引き続き、指揮車、消防車及び自転車等による巡回、その他あらゆる手段で正確な被害状況の把握に努め、無線等により情報班（指令室）へ報告する。

(2) 情報収集内容

情報収集の内容は、地震発生に伴い生じた火災または人命に係る情報を主体とし、次のとおりとする。

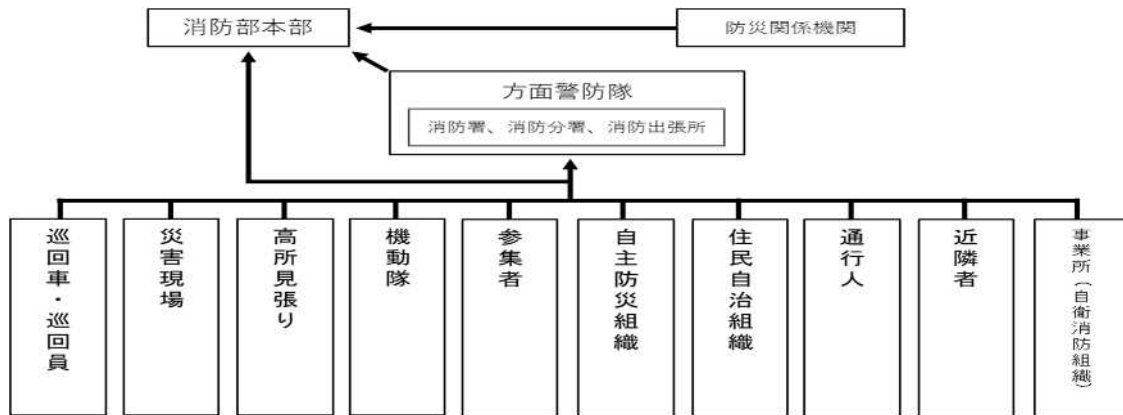
ア 火災の発生場所、程度及び延焼方向

イ 危険物、高圧ガス等の大量流出及び火災危険の状況

ウ 大規模救助、救急事案の発生場所及び程度

- エ 家屋等の損壊状況
- オ 河川、堤防の損壊状況
- カ 道路、橋りょう等の被害状況及び交通障害
- キ 重要対象物の被害状況
- ク 消防水利、その他消防活動上の必要事項

(3) 情報収集系統



4 交通規制を実施する

災害現場周辺における交通渋滞は、緊急車両の通行妨害となり、災害応急対策活動の実施に著しい障害が生じる。このため、災害現場において警察官と連携を図り、効果的な交通規制を実施する。また、災害現場に警察官がいない場合にあっては、次の措置により、通行路を確保する。

- (1) 通行禁止区域等において、災害応急対策活動の実施に著しく支障を生じるおそれがあると認めた場合に、車両及びその他の物件の所有者等に当該物件の移動等の措置を命ずることにより、緊急車の通行路を確保する。
- (2) (1)による措置命令に従わない場合、または所有者等が現場にいない場合にあっては、当該措置を実施する。

5 火災防御活動を実施する

(1) 火災防御の基本

地震時に発生する火災の件数及び形態は、地震の規模、発生時間帯等の条件により大きく影響される。従って、火災の防御活動は、状況により次の区分により対応する。

ア 初動措置完了後の火災防御

A 一般防御

各方面警防隊は初動措置完了後、直ちにその状況により、指揮車、消防車、単車等を出動させ、出火防止及び初期消火について徹底した広報を実施するとともに、木造密集地等の警戒活動及び火災の発見に努め、火災の早期鎮圧と延焼拡大の防止を図る。また、火勢の状況により応援隊を要請する。

B 市街地優先防御

一般市街地の火災防御活動を優先し、事業所等の火災に対しては、市街地に延焼拡大のおそれのあるときに局部的に防御するとともに事業所の自衛消防隊の消防力を活用する。

イ 火災件数把握後の火災防御

A 攻勢防御

火災件数が少なく現有消防力で初動期に鎮圧できる見込みのときは、攻勢防御活動

を展開して一挙に鎮圧を図る。

B 重点防御

火災件数が、現有消防力をわずかに上回るときは、延焼拡大の危険性の高い地域並びに市民の生命の保護及び生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点に消火活動を実施する。

C 集中防御

火災が随所に発生して、現有消防力をはるかに上回るときは、河川、広幅員道路、耐火建築物等を防御線として設定し、集中的な防御活動を行う。

ウ 避難地・避難路防御

地震火災の延焼拡大により広域的に避難の必要があるときは、避難地・避難路確保に総力をあげて防御活動を行い、避難者の安全を確保する。

(2) 消防隊の運用

ア 部隊の編成（出動指令等）

A 情報班（指令室）は、同時多発火災時等で、通常の出動指令では対応できない場合には、手動マニュアルにより出動を指令する。

B 消防部本部は、各火災現場での消防隊の対応状況を勘案し、応援隊を調整する。また、情報班（指令室）は機動隊本部から消防団車両への出動指令要請があった場合には、その内容を無線等で中継する。

イ 部隊の指揮

A 方面警防隊長は、消防部本部と連絡を密にし、管轄区域内の災害活動を指揮する。

B 方面警防隊長は、管轄区域内の災害活動を実施し、活動内容を消防部長に報告する。

C 全市的に火災が延焼拡大し、消防力を結集する必要があるときは、消防部長が全市総括的な消防隊の指揮を行う。

ウ 消防隊等の運用

出動部隊数については、極力制限し、必要最小限度の部隊で対応し、日勤者及び参集者で増強隊の運用を図る。

(3) 海上保安庁の機関との連携

沿岸部等で発生した火災の消火活動で、陸上消防隊と巡視艇との連携が有効と認められる場合は、海上保安庁の機関に対して支援要請を行い、中継送水を受ける。

6 救助・救急活動を実施する

(1) 救助・救急活動の基本

救助・救急活動は救助隊及び救急隊により実施することを基本とし、災害の規模及びその他の状況を勘案して、各部（保健援護部等）及び関係機関と連携し実施する。

ア 救助活動

A 正確な情報収集を行うとともに、速やかに分析を行い、人命危険が高いと判断されるところから救助活動にあたる。また、救助隊の活動は、自力脱出不能者を救助することを原則とし、それ以外は、消防隊、救急隊等に対し適宜応援を要請するとともに、必要により、機動隊（消防団）、自主防災組織等の協力を求め実施する。

B 救助活動にあたっては、要救助者の安全に留意し、状況により梯子車の活用及び土木建設業者等に重機の要請を行い実施する。

C 救助活動にあたっては、二次災害の予防措置を十分に行い実施する。

D 救助活動にあたっては、系統的な部隊運用を図り、重複活動を避けるよう配慮するとともに、活動が長期にわたるときは、交代要員を配置する。

イ 救急活動

- A 重症者から順次救急搬送を実施する。
- B 消防署所、避難場所等に仮設応急救護所を必要に応じて設置し、重症者の選別、負傷者の応急救護、医療機関への搬送を行う。なお、負傷者が多発している場合の仮設応急救護所等への搬送は、機動隊（消防団）、付近住民、自主防災組織等へ協力を求め実施する。
- C 医療機関に対し、診療、収容の可否の確認をするとともに、情報提供を行い、また、必要により仮設応急救護所等への救護班の早期派遣を要請する。
- D 救急隊等は、搬送する負傷者の氏名、発生場所等の必要事項を記録する。必要により病院調査隊を編成し、負傷者の把握を行う。

(2) 救助・救急隊の運用

ア 部隊の編成

- A 消防部本部は、市内全般の被害状況を勘案し、救助・救急隊の出動を調整する。
- B 救助隊は、原則として高度救助隊及び特別救助隊とする。

イ 部隊の指揮

- A 方面警防隊長は、消防部本部、各部及び関係機関と連携を密にし、管轄区域内の救出活動を指揮する。
- B 活動内容は、消防部長に報告する。
- C 全市的に同時多数の人的被害が発生し、応援隊の増強を図る必要があるときは、消防部長が全市総括的な救助・救急隊の指揮を行う。
- D 消防部長及び方面警防隊長は、災害の状況に応じて必要があると認めるときは、現場に現場指揮本部を設定し、効率的な指揮統括を行う。

7 増強隊を運用する（資料Ⅰ（4-28 他の増強車両（消防車両））参照）

各署所の乗換車両、その他増強車両については、各署所における日勤者及び参集職員で運用する。

8 消防団活動を実施する

(1) 活動範囲

原則として受け持ち区域を優先して行うが、機動隊本部長（団長）及び機動隊長（副団長）からの指示（その内容を指令室が無線等で中継した場合を含む）並びに隣接区域等の火災状況及び被害状況により応援活動を実施する。

(2) 任務

- ア 消火活動及び各消防隊との連携
- イ 中継送水等の相互援助
- ウ 飛火警戒
- エ 人命救助、救急搬送及び避難誘導
- オ 残火整理の徹底
- カ その他特命による業務

9 消防広域応援活動を実施する

第4章-1（第6節-1 消防応急対策を実施する（風水害編））参照

第7節 医療救護関連活動を行う

項目		担当
1	実施責任機関	—
2	医療救護チームの派遣を要請する	保健援護部
3	救護所を設置する	
4	地域救護活動を行う	
5	医療及び助産活動を行う	
6	災害医療情報の総合的な収集、提供を行う	
7	医療助産用資機材の調達等を行う	
8	要配慮者への対策を行う	
9	社会福祉施設等の応急対策を行う	
10	応急仮設住宅における環境整備を行う	

1 実施責任機関

- (1) 災害救助法が適用された場合における医療救護については、市長が知事の通知を受けて実施する。
- (2) 災害救助法が適用されない小災害の場合にあつては、市長が実施する。
- (3) 担当機関
保健援護部、尼崎市医師会、尼崎市歯科医師会、尼崎市薬剤師会、尼崎市看護協会及び尼崎市助産師会（市長が医療助産の援助を要請した場合）

2 医療救護チームの派遣を要請する

保健援護部長は、市内の医療機関が被災し、その機能が低下または停止した場合は、医療を行うための医療救護チームの派遣を尼崎市医師会、歯科医師会、薬剤師会に要請する。

また、死傷者が多数で市内の医療機関では対応できない状況が生じた場合においては、DMAT（災害派遣医療チーム）及びJMAT（日本医師会災害派遣医療チーム）の派遣を県等に要請する。

3 救護所を設置する

救護所とは、傷病者等に対する応急処置、避難場所等への巡回診療及び医療支援を行うものとする。

- (1) 救護所は避難場所または地域振興センター内に設置することを原則とし、状況に応じて防災センターやその他交通に便利な場所にある公共施設を利用し、または野外に天幕を張って行う。
- (2) 救護所を設置する場合
 - ア 市内医療機関が被災し、その機能が低下または停止したため、市内医療機関では対応しきれない場合
 - イ 傷病者が多数で、市内医療機関だけでは対応しきれない場合
 - ウ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力の問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合
- (3) 保健救護部長は、救護所では対応しきれない場合には、地域保健医療情報センター（芦屋健康福祉事務所）へ救護センターの設置を要請する。
- (4) 地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐこと

が適当と判断した場合は、尼崎市医師会、歯科医師会、薬剤師会と協議の上、救護所を廃止する。

4 地域救護活動を行う

(1) 地域救護班の出動

地域救護班は、本部長または保健援護部長の指令によって出動する。ただし、災害関係機関の要請がある場合で、かつ急を要すると認められるときは、本部長または保健援護部長の指令を待たずに出動することができる。この場合、地域救護班を出動させた機関の長は、その旨を速やかに保健援護部長に報告しなければならない。

(2) 避難者の健康調査

地域救護班により、指定避難場所の巡回健康相談を行い、避難者の健康状態を調査し、必要に応じて受診勧奨、処置等を行う。また、指定避難場所以外に避難している被災者についても、状況に応じて巡回健康相談を行う。

なお、指定避難場所から仮設住宅へ入居後も、健康調査により把握した者に対して巡回健康相談を行う。

(3) こころのケア対策

災害後に発生の予想されるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等やその他のストレス反応など、こころのケア対策の一環としてホットラインの設置等による相談窓口の設置を行うほか、状況により、医療対策班から兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」をはじめ、兵庫県こころのケアセンター、応援協定締結自治体に対して、適切な支援・助言等を行う支援チームの派遣を要請し、地域救護班は必要に応じて、訪問、面接等による相談活動をともに行う。

(4) 地域救護班は、地域救護班編成表及び救護日誌を常備し、救護活動を記録しなければならない。また、車中泊避難者等の健康状態についても配慮を行う。

5 医療及び助産活動を行う

医療救護チームの主な業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
 - (2) トリアージ（後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定）
 - (3) 転送困難な患者及び避難場所等における軽症患者に対する医療の実施
 - (4) 死亡の確認
 - (5) その他状況に応じた処置
- また、関係機関と連携をとりながら、助産救護及び乳幼児救護を行う。
- (6) 医療救護活動の記録

6 災害医療情報の総合的な収集、提供を行う

保健援護部長は、医療対策班を編成し、尼崎市災害時保健医療マニュアルに基づき医療ニーズを的確に把握し分析するとともに、災害対策本部等と連携し、災害医療の確保を図る。

(1) 連絡調整組織の設置

災害拠点病院、災害対応病院、尼崎市医師会、尼崎市歯科医師会、尼崎市薬剤師会をはじめ、関係機関等と連携して災害医療の確保を図る組織を立ち上げる。

(2) 災害医療情報の収集及び関係機関への情報提供

ア 情報の収集

医療対策班は、兵庫県広域災害・救急医療情報システム等を活用し、地域保健医療情

報センター及び尼崎市医師会等関係機関と連携しつつ、市内医療機関の被災状況、診療応需状況、救護所の設置状況、医療救護チームの活動状況及び医薬品等の必要量に関して情報を収集する。

イ 情報の提供

医療対策班は、保健援護部長及び地域保健医療情報センター（芦屋健康福祉事務所）に、被災状況等について把握した情報を逐次報告するとともに、市民等に対し、次のとおり情報提供を行う。

- A 診療応需情報（診療可能医療機関、救護所）の提供
- B 医薬品等の供給方法に係る情報提供
- C 患者受入可能医療機関の情報提供（消防本部等への情報提供）

(3) 連絡体制の確立

医療情報等の情報提供を行うための連絡体制を確立する。

- ア 医療情報の避難場所等への連絡体制の構築
- イ 医療関係機関等における連絡網の確立
- ウ 消防本部等への連絡体制の構築

(4) 医療救護チームの派遣要請

医療救護活動の実施が困難なため、市外からの支援が必要であると判断する場合は、DMAT（災害派遣医療チーム）及びJMAT（日本医師会災害医療チーム）の派遣、災害拠点病院への患者の受入調整等を地域保健医療情報センター（芦屋健康福祉事務所）に要請する。

急を要する場合は、災害救急医療情報センター（兵庫県災害医療センター）へ受入調整を要請する。

(5) 搬送

医療対策班は、医療機関から搬送調整の要請があった場合、消防本部等と搬送手段の確保のための調整を行う。

また、多数の被災患者がいるために、市内でその搬送手段の確保が困難である場合は、地域保健医療情報センターに調整を要請する。

7 医療助産用資機材の調達等を行う

(1) 医療用医薬品の調達

尼崎市薬剤師会と連携し、調達を図るものとする。また、本市で調達が困難な場合、兵庫県薬務課を通じて医薬品卸売業者等へ要請する。

(2) 備蓄している救急医薬品の活用

尼崎市薬剤師会に備蓄している救急医薬品を、薬剤師が避難場所等で配布する。

(3) 市外からの救急医療物資

市外からの救急医療物資は、市内に設置する備蓄拠点に集積し、医療機関等に搬送する。

8 要配慮者への対策を行う

在宅の高齢者、障害者及び病弱者等については、あらかじめ所在や生活状況等の実態を把握するとともに、災害発生後から被害の発生が予想される区域について、適切な組織及び人員をもって対策を実施する。

(1) 被害状況の調査

調査は、高齢者、障害者等の負傷の状況及び居住する家屋の被害について実施する。

ア 在宅の独居高齢者、障害者、人工呼吸器利用者等の状況については、要支援者システムや避難行動要支援者名簿、個別避難計画等に従い、電話や訪問活動のほか、避難支援等関係者等の協力により、安否確認を迅速に実施するとともに、視覚障害者、聴覚障害

者等に対して情報伝達を行う。

イ 被災者が避難行動を開始した場合、避難場所及び入所施設を巡回し、調査を実施する。

ウ 調査にあたっては、避難支援等関係者等の協力のもとに進める。

(2) 支援活動

把握した被害状況から、重要度に応じて順次、支援活動を実施する。

ア 健康状態及び負傷等の有無を確認し、応急救護活動を実施する。

イ 生活相談等を保健・福祉の専門職により実施する。

9 社会福祉施設等の応急対策を行う

社会的・身体的弱者を対象とする施設あるいは、多数の人員を収容できる社会福祉施設等においては、災害時に各施設の状況を十分留意し、適切な対応をとる。

(1) 基本方針

施設の属性等を考慮し、災害直後から、情報の収集及び伝達、利用者の安全確保、施設の保全等の適切な対応を速やかに実施する。

(2) 活動体制

社会福祉施設等においては、有事における避難行動及び保護者等に対する連絡の活動が円滑に行えるように、事前の体制を整備しておくとともに、災害が発生しまたは発生のおそれがある場合は、施設の実情に即して適切な対応を実施する。

(3) 状況調査

国の災害時情報共有システム等を活用し、市内の特別養護老人ホームをはじめとする各種入所入院施設における施設及び入所者の被害状況について、調査を実施する。また、阪神間の施設に入所している尼崎市民の状況についても調査を行う。

(4) 施設における措置

ア 施設の保全や応急的な安全対策

イ 入所者の安全な場所への移動及び避難誘導並びに状況把握

(5) 地域への支援協力依頼

施設の安全対策について、本市職員及び施設職員のみで対応が困難と予想される場合にあっては、地域住民や自主防災組織等への協力を依頼し、協力を求める。

10 応急仮設住宅における環境整備を行う

(1) 応急仮設住宅の整備にあわせて、バリアフリーの配慮や集会施設（ふれあいセンター等）を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。

(2) 地域の状況により医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、保健・福祉の専門職により、実情に応じた対応に努める。

第8節 救急医療活動を行う

項目		担当
1	関係機関の業務分担	関係機関
2	救急医療対策の方法	保健援護部、消防部
3	ヘリコプターの出動要請を行う	消防部、保健援護部
4	救急活動を行う	

1 関係機関の業務分担

業務	担当機関					海上事故等
	陸上で事故等が発生した場合					
	一般道路	高速道路	鉄道	空港	工場その他	
発見・通報	事故等発見者			事故等発生責任機関、第1報受信機関、空港管理者	事故等発生責任機関	事故等発見者
関係機関への連絡	第1報受信機関（警察、消防、道路管理者）		事故等発生責任機関、第1報受信機関（事故等発生責任機関、警察、消防）		事故等発生責任機関、第1報受信機関（労働基準局、警察、消防）	事故等発生責任機関、第1報受信機関（海上保安庁、市）
現場における負傷者等の救出	消防、警察、道路管理者		消防、警察、事故等発生責任機関	空港管理者、事故等発生責任機関、救護団（航空関係会社他地元医師会により設置）	消防、警察、事故等発生責任機関	海上保安庁、消防、市
現場から医療施設への負傷者等の搬送						
医師等医療関係者の出動要請	事故等発生責任機関、市、県				事故等発生責任機関、市、県	事故等発生責任機関、市
現場及び搬送中の救急処置	医療関係者、救急隊員				医療関係者、救急隊員	
負傷者等の収容	救急病院、その他医療機関、事故等発生責任機関、市					
死体の収容	事故等発生責任機関、市					
関係機関への協力（出動）要請	警察、市、県、事故等発生責任機関		事故等発生責任機関、市、県	空港管理者	事故等発生責任機関、市、県	海上保安庁

2 救急医療対策の方法

(1) 各業務の実施要領

ア 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

事故等発見者または発生責任機関から第1報を受信した機関は、事故等の状況（日時、場所、原因、死傷者の数）を必要に応じ関係機関に直ちに連絡する。

イ 事故等の現場における負傷者等の救出

事故等の通報を受信した救出担当機関は、事故等の規模、内容等を考慮のうえ、直ちに人員、資機材等を現場に出動、搬送させ、救出に当たる。

ウ 事故等の現場から医療施設への負傷者等の搬送

A 事故等の通報を受信した搬送担当機関は、事故等発生責任機関等の要請または自らの判断により直ちに救急車、舟艇並びに救急隊員等を現場に出動させ、兵庫県広域災害・救急医療情報システム等を活用し負傷者等を迅速、的確に医療機関に収容するための情報を収集し、搬送に当たる。

B 救急車が不足するときは、次の応急措置を講ずる。

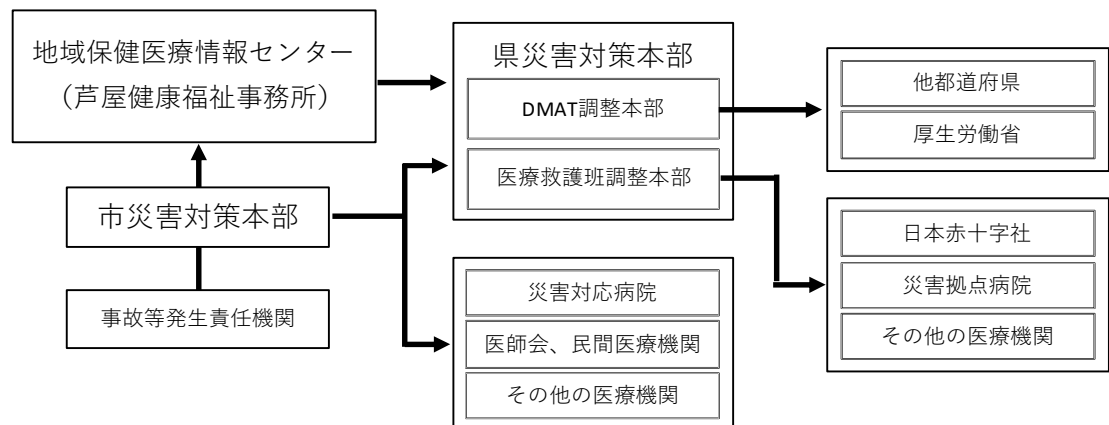
- a 救急告示病院の患者搬送車の活用
- b その他の応急的に調達した車両の活用
- c 隣接市へ応援要請

エ 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急処置

A 事故等発生責任機関は、事故等の規模、内容を考慮のうえ、医療機関に対し医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の負傷者等に対する救急措置の万全を期する。

B 市長は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、または事故等発生責任機関等から要請のあったとき、必要を認めれば医療関係者を現場に出動させる。

(医療関係者の出動要請図)



オ 負傷者等の収容

A 負傷者等の収容については、事故等責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図る。

- a 災害拠点病院
- b 2次救急医療機関
- c 救急告示病院、診療所
- d その他の医療施設
- e 生涯学習プラザ、学校に設置された救護所及び救援センター
- f 寺院等（死者の場合）

B 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに県警察本部に連絡し、死体見分その他所要の処理を行わなければならない。

C 速やかな死体見分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学学会に対し応援を要請するとともに、県医師会を通じて県警察本部との事前合意に基づいて、兵庫県医師会死体検案認定医等の臨床医の協力も得る。

カ 関係機関への協力要請

事故等の規模、内容により必要があるときは、時機を逸することなく関係機関に協力を要請する。

キ 阪神南圏域（尼崎市、西宮市、芦屋市）における緊急医療体制

阪神南圏域においては、阪神南災害時保健医療マニュアルに基づき、関係機関と連携し、初期医療確保に必要な初動体制を確保する。

(2) 事故等の現場における諸活動の調整

事故等の規模、内容により必要があるときは、関係機関（第1に掲げる機関）を構成員とする「事故等対策連絡本部」を現地に設置し、諸活動の調整を図る。

区分	陸上で事故等が発生した場合				海上事故等
	一般道路	高速道路	鉄道	工場等その他	
諸活動の調整に当たるもの	警察または市（消防機関）の現場指揮者		事故等発生責任機関の現場指揮者		海上保安庁の機関の現場指揮者

(3) 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理し得るものは、同法により、その他のものについては事故等発生関係機関の負担とする。

3 ヘリコプターの出動要請を行う

災害の発生により、人命救助、緊急物資の搬送等で緊急を要する場合にあっては、兵庫県に兵庫県消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

(1) 支援要請基準

支援要請の時期は夜間を除き、次のとおりとする。

- ア 救急活動
- イ 救助活動
- ウ 災害防御活動
- エ 情報収集活動
- オ 災害応急対策活動

(2) 支援要請手続

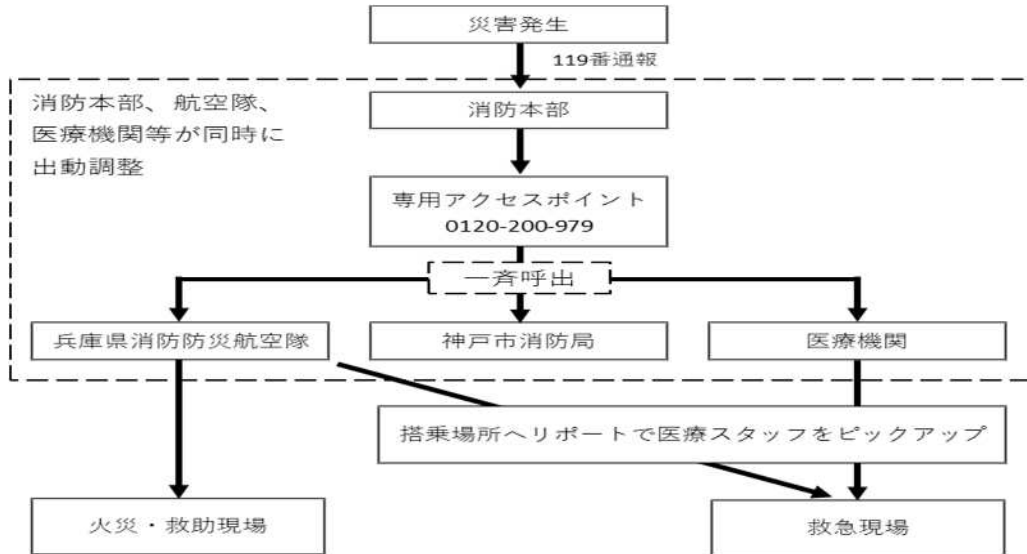
ア 県災害対策本部非設置時

- ・ 昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。
兵庫県消防防災航空隊
T E L （078） 303－1192
F A X （078） 302－8119
- ・ 夜間（17:30～翌8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。
神戸市消防局警防部司令課
T E L （078） 333－0119
F A X （078） 325－8529

イ 県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合

災害対策本部事務局（県災害対策センター内）
T E L （078） 362－9900
F A X （078） 362－9911

ウ 支援要請から出動までのフロー図



エ 要請する場合の連絡事項

- A 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- B 要請を必要とする理由
- C 活動内容、目的地、搬送先
- D 現場の状況、受入体制、連絡手段
- E 現地の気象条件
- F 現場指揮者
- G その他必要事項

(3) 搬送及び受入体制

ヘリコプターの緊急搬送に際し、次の措置をとる。また、負傷者等の受入時には病院及び地上搬送手段を確保し、あらかじめ緊急搬送の準備を整える。

ア 離着陸場には、警備車両を出動させ、危険防止の措置を行うとともに、搬送に必要な緊急車両等の必要台数を派遣する。

イ 臨時離着陸場適地が使用できない場合は、災害の状況や周辺の住宅環境等を総合的に判断し、児童・生徒の安全の確保に配慮したうえで、市立の小、中、高等学校のグラウンド等を臨時ヘリポートとして確保する。

ウ 負傷者等を離着陸場へ搬送する場合、救急車等は必要により医師、看護師の同乗を依頼するものとし、航空搬送について医師の承認を得る。

エ 現地責任者は、離着陸場に待機し、必要により機長等との連絡にあたる。なお、消防無線使用時にあつては主運用波及び統制波により交信を行う。

4 救急活動を行う (資料Ⅰ (4-13 資機材・医療機関等) 参照)

救急活動に係る資機材、医療機関等は資料編に示す。

第9節 被災者救出活動を行う

項目		担当
1	実施責任機関	—
2	救出基準	消防部
3	救出班を編成する	消防部、保健援護部
4	救出方法	消防部、保健援護部、各部
5	自主防災組織等の活動	消防部

1 実施責任機関

- (1) 災害救助法が適用された場合における被災者の救出及び搜索は、市長が知事の通知を受けて実施する。
- (2) 災害救助法が適用されない小災害の場合における被災者の救出及び搜索は、市長が行う。

2 救出基準

災害救助法を適用するときは同法により、同法を適用しないときは同法に準じて行う。
災害救助法による実施基準は次のとおりである。

(1) 災害にかかった者の救出

- ア 災害にかかった者の救出は、災害のために現に生命若しくは身体に危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者に対して行う。
- イ 災害にかかった者の救出のために支出する費用の範囲は、舟艇その他救出のために必要な機械、器具等の借上費、修繕費、燃料費及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 災害にかかった者の救出を行う期間は、災害の発生の日から3日以内とする。

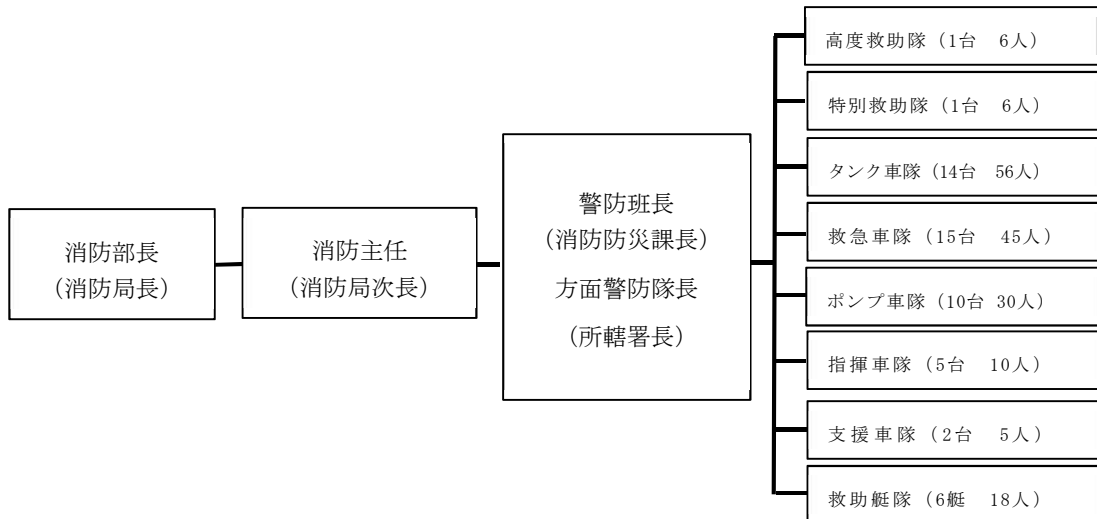
(2) 死体の搜索

- ア 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。
- イ 死体の搜索のため支出する費用の範囲は、舟艇その他搜索のため必要な機械、器具等の借上費、修繕費、燃料費及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 死体の搜索を行う期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

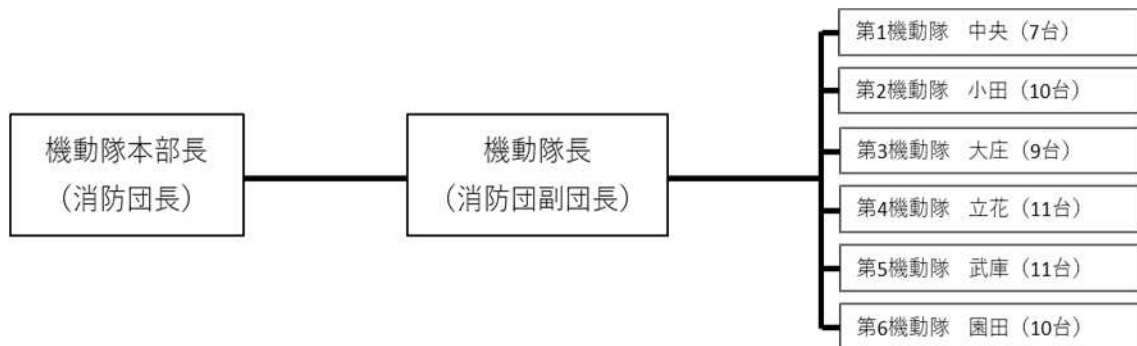
3 救出班を編成する

災害発生直後において時期を逸することなく、的確な人的被害状況の把握に努めるとともに初動体制の確立を図り、被災者の救出及び搜索に当たるための救出組織を編成する。

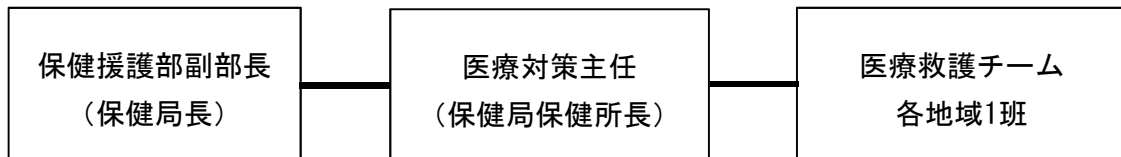
(1) 消防部の編成



(2) 機動隊本部の編成



(3) 保健援護部（医療救護チーム）の編成



4 救出方法

被災者の救出及び捜索については、災害の規模及び地域その他の状況を勘案し、警察等の関係機関と、保健援護部や地域支援部等の各部が緊密に連携し、第4章－1（第6節－1 消防応急対策を実施する（風水害編）、第7節 医療救護関連活動を行う）等に定める他、次の方法により実施する。

- (1) 消防の行う救出作業は、救助隊を主体とし、その他特殊車、特殊機器を活用して行う。
- (2) 災害発生地在所轄方面警防隊長は災害の状況によって救出隊を出動させる。
- (3) 消防職員の行う救出作業は、機器等を活用した情報連絡、救助・救急等の業務とする。
- (4) 消防団員は、現場において、負傷者等の搬送、身元標示、消防警戒区域の設定等の業務に当たる。また、業務実施にあたっては、適宜、付近の自主防災組織等の協力を求める。
- (5) 保健援護部は、災害の状況に応じ、医療救護チームを出動させ応急救護にあたる。
- (6) 救出作業の関連及び特殊機器を必要とする作業については、関係機関と緊密な連絡をとって行う。
- (7) 捜索作業は、担当各部が相互に連絡を密にし、各々の立場からこれを実施するものとし、警察、海上保安庁の機関、自衛隊等の関係機関及び自主防災組織等の協力並びに重機、車両、舟艇、機械器具の借り上げ等、可能な限りの手段方法により、早期収容に努める。

- (8) 搜索作業中、死体を発見した機関は、警察等に連絡するものとし、身元の確認を行う。
- (9) 被災者の程度による救出方法
- ア 被災者の少ない場合
- 所轄方面警防隊長の指揮により、関係機関と連絡を密にし、救出作業に当たり、負傷者は直ちに医療機関へ搬送し、その他の被災者は最寄りの避難場所へ誘導する。（第4章－1（第8節 救急医療活動を行う）参照）
- イ 被災者が多い場合
- 必要に応じ現場に指揮本部を設定し、消防部長の指揮により救出作業を行う。また、死傷者の発生状況、程度等により応急救護所を設置し、その収容を行うとともに、医療救護計画並びに死体処理計画に基づき保健援護部に連絡し、医療救護チーム、市内医療機関の応援を求める。
- ウ 大規模船舶遭難事故の場合
- 船舶海難及び海上における人身事故等の通知を受けた時、または認知した時は海上保安庁の機関、県警本部、大阪市消防局、神戸市消防局に応援を要請するとともに、各機関がとる措置に援助、協力する。また、港湾関係者と連絡をとり、最寄りの船舶を公用調達して救助に当たる。
- (10) 関係機関との調整
- 災害の状況に応じて必要があると認めるときは、時機を逸することなく関係機関へ応援要請を行うとともに、各機関の動員数、場所、提供可能な資機材等について調整を図る。（第4章－1（第10節 相互応援協力を行う、第11節 自衛隊派遣を要請する）、資料Ⅰ（4－14 救助用機械器具現況表）参照）
- ア 兵庫県、他市、指定行政機関等行政機関に対する応援要請
- イ 医師会、建設業界等防災関係団体に対する応援要請
- ウ 自衛隊に対する応援要請
- エ 海上保安庁の機関に対する応援要請
- オ 消防相互応援等消防本部における応援要請

5 自主防災組織等の活動

- (1) 自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。
- ア 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- イ 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- ウ 県警察本部、消防機関等への連絡
- (2) 兵庫県防災士会は、協定に基づき市から要請があったときは、救助活動への援助について、可能な範囲で協力する。

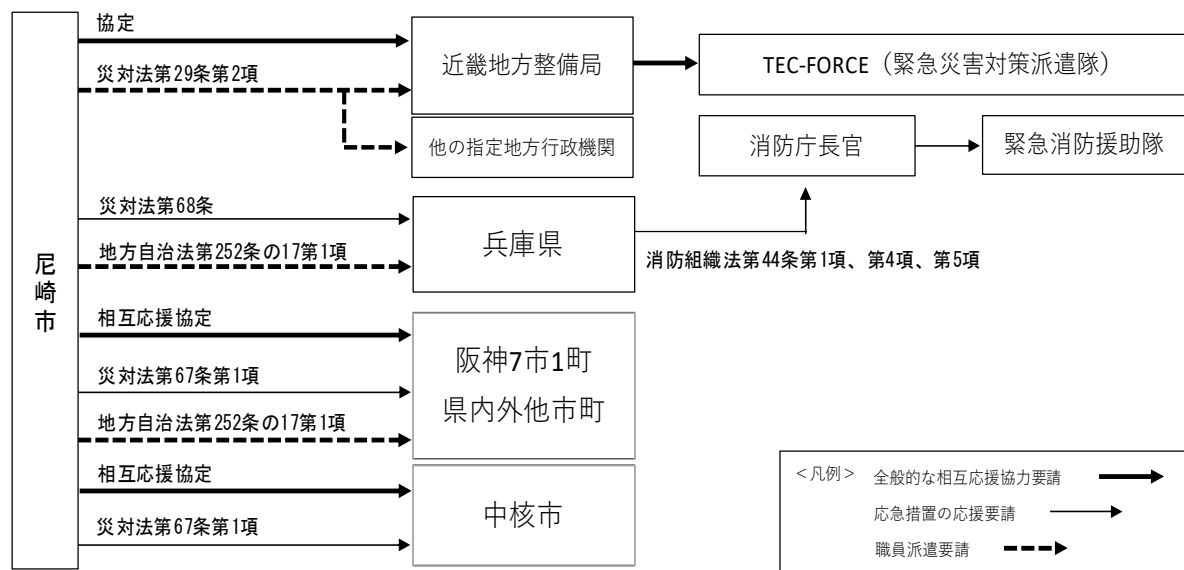
第10節 相互応援協力を行う

項目		担当
1	他の地方公共団体等への応援要請及び派遣を行う	各部

1 他の地方公共団体等への応援要請及び派遣を行う

応急対策を実施する上で、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定等により協力を求めるとともに、災害が発生した被災地へ積極的な応援隊の派遣を行う。

(1) 法律、協定に基づく応援協力の要請系統



(2) 災害対策基本法第30条第1項及び第2項に基づく職員派遣のあつせんを求める場合

市長は、災害対策基本法第29条第2項や地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣要請を行ったにもかかわらず、適任者がいない等の理由により派遣を受けることができない場合は、兵庫県知事に対し職員派遣のあつせんを求める。

(3) 隣接市町との相互応援協定

ア 協定の内容

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町の区域内において災害が発生した場合に、相互に応援し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

イ 相互応援の範囲

- A 被災者の食料その他生活必需品の提供
- B 被災者の応急救助にかかる職員の派遣及び所要の施設の利用
- C 診療、検病、伝染病患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに
所要の施設の利用及び医療品等の提供
- D 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供
- E 清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- F 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- G 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の
提供
- H 消防、救急、水防作業隊の応援及び所要の資材の提供

- I ボランティアに関する情報の提供
- J その他応急対策活動に必要な措置
- ウ 隣接地域の緊急応援

協定市町は、その相接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、事態が緊急を要するときは、応援の要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防御しまたは被害の拡大を防止するため必要な応急措置について、相互に応援を行う。

(4) 災害緊急物資等の支援体制

他都市（海外を含む）で大規模な災害が発生し、緊急物資等の支援を行う場合は次の体制で実施する。

ア 総括部総括班は、関係各班からの意見具申を踏まえ支援内容、支援にあたっての実施態勢等の方針を決定する。

イ 関係各班は、次の観点から意見具申を行い、互いに協力する。

A 秘書広報班（秘書課）

儀礼及び姉妹都市等の国際交流の観点から支援の必要性について意見具申を行う。

B 保健援護部援護班（福祉課）

日本赤十字社との窓口として支援の必要性について意見具申を行う。

C 消防部警防班（消防防災課）

災害救助に係る相互応援の観点から支援の必要性について意見具申を行う。

D 各部

各部の所管内容に応じて、支援の必要性について意見具申を行う。

(5) 応援要請の基準

本部長は、次に該当すると認められるときは、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。

ア 各部相互の協力体制をもっても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合

イ 特別な技術、知識、経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援が必要と認められる場合

(6) 応援職員の受入れ及び派遣

ア 受入れ・派遣担当

他の地方公共団体等からの職員の受入れ及び本市から職員の派遣を行う場合の対応については、総括部動員班において行う。

イ 応援職員の業務

「1 (3) イ 相互応援の範囲」の他、特殊技能を有する職員及び防災に関連する一般事務についても相互応援の分野として加える。

ウ 受入方法

総括部動員班は本市からの応援要請、または他の地方公共団体等からの自主的な応援の申し出に際し、受入職員数、各職員の技能、応援資機材及び車両等の状況を把握し、必要な部への派遣を行う。この場合、受入職員の宿泊施設の確保等を給与厚生班と協議し準備する。

エ 職員の派遣

災害時に本市が被害を受けなかった場合、または被害が少なく、応援可能な状態である場合には、被災地からの要請により、もしくは、自主的に職員の派遣を行う。

なお、職員の派遣にあたっては、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意する。

第11節 自衛隊派遣を要請する

項目		担当
1	派遣要請の基準	—
2	自衛隊派遣要請要領	総括部
3	自衛隊による自主的な災害派遣	
4	消防及び自衛隊の相互協力	消防部
5	自衛隊への後方支援を行う	各部
6	撤収の要請	総括部
7	災害派遣部隊の撤収	—
8	災害派遣に伴う経費の負担	—
9	災害派遣時における自衛官の権限	—

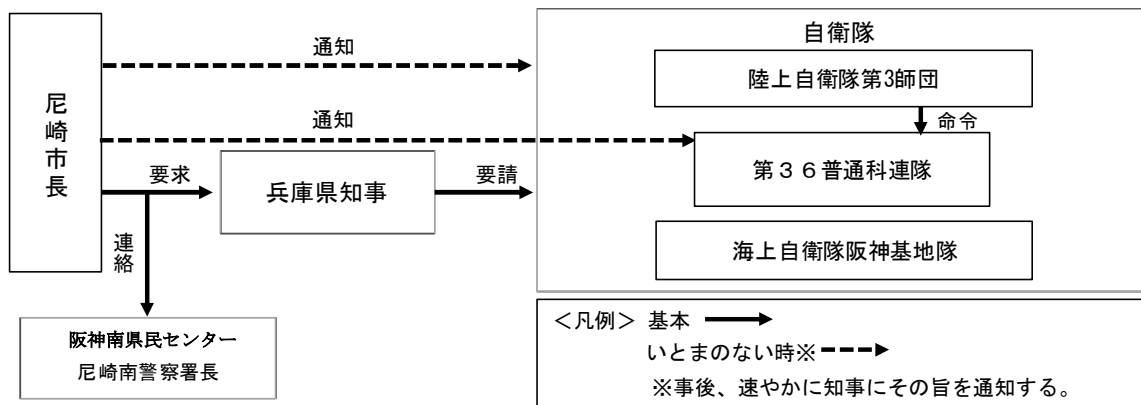
1 派遣要請の基準

- (1) 災害に際し、人命または財産を保護するための応急対策の実施が、市災害対策本部の職員の動員だけでは不可能または困難で自衛隊の出動が必要であると認められる場合にその派遣の要請を要求する。
- (2) 派遣の要求にあたっては、災害派遣の基準となる三要件（緊急性、公共性、非代替性）の適合に留意し要求する。

2 自衛隊派遣要請要領

- (1) 自衛隊の災害派遣を必要とする部の部長は、速やかに本部長に報告する。本部長は自衛隊の派遣要請の要求を決定したときは、阪神南県民センター長及び警察署長と十分連絡をとり把握できる範囲で次の事項を明らかにして、兵庫県知事に自衛隊の派遣要請を要求する。
 - ア 災害の情况及び派遣の要請を要求する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項
 - A 要請責任者の職氏名
 - B 災害派遣時における特殊携行装備または活動の種類
 - C 派遣地への最適経路
 - D 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識または誘導地点及びその標示
- (2) 本部長は、通信の途絶等により、県知事に対して災害派遣の要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。
- (3) 本部長は、前記(2)の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

(4) 派遣及び撤収要請系統図



(5) 連絡先

区分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	(県災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	TEL : 078(362)9900 FAX : 078(362)9911~9912	
	(県災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災・危機管理班)	TEL : 078(362)9988 FAX : 078(362)9911~9912	TEL : 078(362)9900
	尼崎南警察署	TEL : (06)6487-0110	
	阪神南県民センター (窓口は西宮土木事務所)	TEL : 0798(39)6121、6131	
自衛隊	陸上	第3師団 (第3部防衛班)	
		TEL : 072(781) 0021 内線3735、3734 FAX : 072(781)3724	内線3301 (司令部当直) FAX : 072(781)3301
		第36普通科連隊	
	海上	TEL : 072(782) 0001 内線4031、4032 FAX : 072(782) 4034	
		内線4004 (当直司令)	
		TEL : 078 (441) 1001 内線230 FAX : 078 (441) 239	
	阪神基地隊	内線220 (当直幹部) FAX : 078(441)389	

※緊急文書をFAXで送信する場合は、事前または事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

(6) 自衛隊の活動

自衛隊が、災害派遣時に実施する活動は概ね次のとおり。

- ア 被災状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の搜索救助
- エ 水防活動
- オ 消火活動
- カ 道路または水路の通行の確保
- キ 応急医療、救護及び防疫

- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 給食、給水及び入浴支援
- コ 物資の無償貸付及び譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(7) 支援ニーズの具体化

大規模災害発生時の状況不明化においては、人命救助活動を最優先とし、その他の活動は、自衛隊側からの自発的な提案も受けつつ、派遣部隊への支援ニーズを具体化する。

3 自衛隊による自主的な災害派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、都道府県知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊指定部隊等の長は、要請を待つことなく次の基準により部隊等を派遣することができる。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、または部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が、人命救助に関するものである場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

4 消防及び自衛隊の相互協力

大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（消防庁・防衛省）に基づき、消防は自衛隊と次のとおり相互に協力を行う。

(1) 情報交換

大規模災害に際しては、速やかに、当該災害に係る情報を収集し、自衛隊との間で相互に提供し、情報の共有に努める。なお、情報交換の対象は次のとおりとする。

- ア 大規模災害の状況に係る情報
- イ 救援活動の態勢に係る情報
- ウ 上記のほか、消防及び自衛隊の任務遂行に資する情報

(2) 連携のための調整

大規模災害の発生地その他の目的地における人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、自衛隊と連携してその任務に当たるよう相互に調整を行う。

(3) 消防職員等の移動のための協力

消防組織法第44条の規定に基づき、災害が発生した市町村のために応援出動する場合、消防職員等及び当該応援出動に必要な資機材の被災地等への迅速な移動を確保するため、自衛隊に対し当該消防職員等の航空輸送、その他の輸送支援の協力を依頼する。

5 自衛隊への後方支援を行う

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。

- (1) 市本部に自衛隊の連絡所を設置するとともに、自衛隊連絡班の受入れに必要な準備をす

- る。また、必要に応じ災害対策本部会議への参加を要請する。
- (2) 市内への進入経路及び集結地点又は緊急物資の受取場所等を選定し、派遣部隊を誘導する。
 - (3) 活動期間中は、現地に現場責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、活動の推進を図る。
 - (4) 派遣部隊が行う応急復旧に必要な機械等については、できる限り本市で準備し、速やかに活動が開始されるよう留意する。
 - (5) 派遣部隊の宿泊施設（トイレ、水道、電気等のインフラが整備された体育館等、既存の建屋）または設営適地、併せて車両・器材等の保管場所の準備をする。
 - (6) ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合、または、自衛隊からヘリポートの使用について要請があった場合は、災害時用臨時ヘリポートのうちから、自衛隊と協議のうえ最適地を決定する。

6 撤収の要請

自衛隊の災害派遣の目的を達成した場合、または自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、本部長は、速やかに2に準じて兵庫県知事に自衛隊の撤収要請の連絡をとる。

7 災害派遣部隊の撤収

部隊等の撤収は、知事等が撤収の要請をした場合、又は災害派遣を命じた指定部隊等の長が、派遣の必要がなくなったと認めた場合に、災害派遣を命じた指定部隊等の長が命ずるのを原則とする。

但し、災害が大規模な場合においては、知事等から撤収の要請があった場合を除いて、防衛大臣が撤収を命ずる。

また、大規模震災災害及び原子力災害に関わる災害派遣の場合にあっては、防衛大臣が撤収を命じる。

8 災害派遣に伴う経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は下記を基準とする。（自衛隊装備に係るものを除く。）

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して発生した損害の補償費
- (5) その他、救援活動の実施に要する費用で負担区分に疑義が生じる場合は、市と自衛隊で協議する。

9 災害派遣時における自衛官の権限

- (1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとる事ができる。

なお、当該措置を実施した場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- ア 人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合
警戒区域の設定及び立入制限・禁止並びに退去命令

- イ 応急措置を実施するため緊急の必要があると認める場合
 - A 他人の土地、建物及びその他の工作物の一時使用
 - B 土石、竹木及びその他の物件の使用・収用
 - C 活動の支障となる被災した工作物及び物件の除去
 - D 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事
- (2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、天災、事故、爆発等の危険な事態の発生において、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとる事ができる。
 - ア 住民に被害が及ばないための措置が必要と認める場合
警告、引き留め、避難、危険防止の措置・命令
 - イ 危害予防、損害拡大防止及び救助者救護のためやむを得ないと認める場合
他人の土地、建物又は船車への立入り（合理的に必要と判断される限度）
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、一般車両の通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとる事ができる。なお、当該措置を実施した場合は、当該場所を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。
 - ア 障害となる放置車両等の移動命令
 - イ 障害となる放置車両等の移動措置（命令に従わない又は所有者不在時）

第12節 災害救助法を適用する

項目		担当
1	災害救助法実施責任機関及び費用負担	—
2	救助の種類	
3	災害救助法の適用基準	
4	災害救助法の適用手続きを行う	財産管理部
5	災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲	—

1 災害救助法実施責任機関及び費用負担

(1) 知事の行う救助

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において県知事が当ることとされているが、下記の事項に該当するときは、原則として知事の権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務の内、知事から通知された事務及び当該事務を行う期間において市長が行う。

ア 市長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図られる場合。

イ 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難場所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）である場合。

(2) 市長の行う救助

(1)の救助の実施に関し、災害が突発し、知事の通知等を待ついとまがない場合及び、災害救助法が適用された場合のその定める範囲外のもの並びに災害救助法が適用されない小災害時の災害救助については市長が行う。

(3) 費用の負担区分

ア 災害救助法に基づく救助の費用 県負担（※）

イ その他の費用 市負担

※県から委託を受けた市は、共助のボランティア活動と救助の調整業務をボランティアセンターに委託した場合、人件費及び旅費を災害救助法の国費の対象とすることができる。

2 救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難場所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 障害物の除去

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は、避難場所の供与とする（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）。

3 災害救助法の適用基準

災害救助法は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次のいずれかに該当する場合において、知事が該当市町村を指定して行う。

(1) 災害が発生した段階の適用（災害救助法第2条第1項）

ア 家屋の全壊、全焼、流失等により住家を失った世帯（以下「被害世帯」という。）の数が次の表に掲げる市町村の人口に応じ、当該右に定める数以上に達したときに適用される。（災害救助法施行令第1条第1項第1号及び同条同項第2号）

市町村の人口（※）	被害世帯数	
	通常の基準	被害が広範で、県内の被害世帯の数が2,500以上
5,000人未満	30世帯	15世帯
5,000人以上 15,000人未満	40世帯	20世帯
15,000人以上 30,000人未満	50世帯	25世帯
30,000人以上 50,000人未満	60世帯	30世帯
50,000人以上 100,000人未満	80世帯	40世帯
100,000人以上 300,000人未満	100世帯	50世帯
300,000人以上	150世帯	75世帯

※上記の基準中の人口とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口とし、合併等があった場合は、県知事の告示した人口とする。また、被害世帯数の算定にあたっては、家屋が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって住家を失った1世帯と算定し、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって住家を失った1世帯と算定する。（以下同じ）

イ 兵庫県下で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、または住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、または孤立している等のために生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合に適用される。（災害救助法施行令第1条第1項第3号）

ウ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当する場合に適用される。（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

A 災害が発生し、または発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

B 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 災害が発生するおそれ段階の適用（災害救助法第2条第2項）

災害が発生する恐れがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域内の市町において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする場合に適用される。

4 災害救助法の適用手続きを行う

市長は、本市における災害の規模が3に定める基準に該当し、または該当する見込みがある場合は、県地方本部（阪神南県民センター）を通じて、被害状況等を知事に報告する。

5 災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲

「災害救助に関する手続き等を定める規則 別表第1」（兵庫県災害対策課）のとおり。

なお、この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、災害救助法施行令第3条に基づき、都道府県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることが出来る。

第13節 障害物を除去する

項目		担当
1	実施責任機関	—
2	障害物除去の基準	
3	障害物除去等の方法	都市整備部、経済環境部、各部
4	道路上等の災害廃棄物を処理する	
5	南海トラフ地震の津波対策を行う	

1 実施責任機関

- (1) 災害救助法が適用された場合における、災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、市長が知事の通知をうけて実施する。
- (2) 災害救助法が適用されない小災害の場合における障害物の除去は、市長が行う。
- (3) 本部における担当機関 都市整備部、経済環境部、各部

2 障害物除去の基準（災害救助法による実施基準）

- (1) 障害物の除去は、次の各号に掲げる要件を備える者に対して行う。
 - ア 自らの資力をもってしては、障害物を除去することができないこと。
 - イ 居室、炊事場等生活に欠くことができない場所または玄関に障害物が運びこまれていたため、一時的に居住できない状態にあること。
- (2) 障害物の除去のために支出する費用の範囲は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費または購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、1世帯あたり140,000円以内とする。
- (3) 障害物の除去は、災害の発生の日から10日以内（※）に完了するものとする。ただし、10日の期間内に除去を完了できない場合は県知事に申請する。

※特別基準の設定により期間を延長することができる。

3 障害物除去等の方法

- (1) 実施方法
 - ア 道路をはじめとする公共土木施設の障害物除去及び損壊した建築物等の解体撤去は、各施設の管理者が行い、生命・財産の安全若しくは応急措置を実施するうえで障害となる場合は、都市整備部が経済環境部と連携して処理する。
 - イ 障害物除去等の作業が大規模、広範囲に及ぶ場合は、協定に基づき建設業者等へ機械、器具および人員の応援を要請する。
 - ウ イによる応援が困難な場合等は、県災害対策本部へ応援を要請し、作業の迅速確実を期する。
 - エ 障害物除去等の作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最小限度に止め、事後の復旧活動に支障とならない範囲とする。
 - オ 障害物除去等の作業は粉じんや石綿の飛散防止に留意して行う。
- (2) 作業班の編成及び所要人員

都市整備部の指定された職員の指示に従い、被災地区以外の業者を適宜出動させ作業を行う。また、住宅等の改修や応急措置の基礎となる被災度の判定については、関係団体（建設業協会、建築士会等）の協力を得て所要人員の確保を図る。

(3) 障害物除去等の作業にかかる労務者の手配

建設業者等において、労務者の確保に不足をきたす場合は、第2章（第2節 職員を動員する）によるほか、県災害対策本部を通じあつせんを依頼する。

(4) 除去した障害物の集積場所

ア 集積場所の指定は、あらかじめ所管課と協議のうえ決定するものとし、予定場所は、次の条件により、選定する。

A 廃棄する物にあつては、遊休地及び空地その他廃棄に適切な場所とする。

B 除去した障害物が二次災害の原因とならない場所とする。

C 避難行動及び避難者への障害とならない場所とする。

イ 可燃物で再使用不能のものは、経済環境部において焼却する。

4 道路上等の災害廃棄物を処理する

災害発生直後においては、道路上等の障害物と混在して家屋の倒壊や焼失等から生じる家具や廃材などの災害廃棄物が搬出、集積されることが予想され、緊急車両の通行及び応急活動への障害を排除する範囲で、第一義的に都市整備部が経済環境部と連携して災害廃棄物の収集、処理を行う。

(1) 避難道路の確保

本市の場合、避難場所に至る道路について、家屋密集地内を通過するものが多く、幅員も狭いものが多い。また、河川が多く、それら河川堤防の決壊等が想定される。そのため、災害発生と同時に、避難者の通行路確保のため、これらの箇所の応急復旧活動を実施する。その応急復旧活動に必要な重機等については最寄りの建設業者等により調達する。

また、通行不能と判断される場合は、所轄警察署長の意見を聞き、迂回路交通規制に係る応急対策を講ずる。

(2) 緊急輸送道路の確保

市は、災害応急活動を円滑に実施するため、予め選定した「緊急輸送予定道路」のうち早期応急復旧が可能と判断される道路を「緊急輸送道路」として確保する。（第3章（第15節 防災体制を充実する）参照）

ただし、予定路の被害状況によって早期の応急復旧が困難であると判断される場合には、他の迂回路を緊急輸送道路として指定する。また、臨海部における防災拠点整備にあわせた輸送路及び海・空からの輸送基地との連絡道路についても援護物資の受入れ、出荷等に配慮し、必要に応じてその見直しを行うものとする。

5 南海トラフ地震の津波対策を行う

南海トラフ地震による津波対策について、市は、兵庫県の津波浸水想定区域を念頭に置き、災害発生後72時間を目標に、兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画に定められた主要拠点への道路の通行確保を行う。（資料Ⅰ（4-33 緊急輸送道路等 南海トラフ地震発生後72時間を目標に、主要拠点への道路の通行確保を行う路線）参照）

また、災害状況によっては長期浸水となることも想定されるため、市は、長期的にはガレキ処理計画の策定をも見据えなければならない。

第14節 交通輸送活動を行う

項目		担当
1	被災情報及び交通情報を収集する	都市整備部
2	交通応急対策を行う	都市整備部、阪神バス株式会社
3	災害輸送を行う	総括部、各部、 阪神バス株式会社

1 被災情報及び交通情報を収集する

- (1) 市は、道路管理者、港湾管理者及び県警察本部と連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止または制限に関する情報を収集する。
- (2) 市は、道路管理者、港湾管理者及び県警察本部が行う情報収集に協力する。

2 交通応急対策を行う

災害により、道路、その他交通施設に被害が発生し、または発生するおそれのある場合の交通の安全と施設保全及び災害地における交通を確保するとともに、市民の輸送の便を図る。

(1) 交通規制及び道路交通の確保対策

ア 被害地内の交通規制等

A 災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、またはこれを発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行う。この場合、道路管理者及び港湾管理者と警察等関係機関は、密接な連絡をとる。

B 交通規制を行うときは、その内容を立看板、報道機関等を利用し、一般に周知する。

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	- 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 - 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
公安委員会	- 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき - 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき - 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があると認めるとき（道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等についての要請）	道路交通法第4条第1項 災害対策基本法第76条 災害対策基本法第76条の4
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法第5条第1項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

イ 通行禁止区域等における措置命令

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官及び消防

吏員による措置等については、災害対策基本法に基づき次のとおり実施する。

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	・ 通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害となる車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 ・ 措置命令に従わないときまたは相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3
自衛官 消防吏員	・ 警察官が現場にいないとき、上記措置を自らが行うことができる。	

ウ 災害時における車両の移動等

災害が発生した場合に、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間すら確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあることから、災害時における車両の移動等については、災害対策基本法に基づき次のとおり実施する。

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者 港湾管理者	立ち往生車両や放置車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。	災害対策基本法第76条の6
国土交通大臣 県知事	道路管理者等である県及び市に対し、道路管理者等である指定都市以外の市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。	災害対策基本法第76条の7

エ 道路交通の確保対策

- A 道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現状を把握し現地においてパトロールを強化する。
- B 交通無線により、運行中の路線バスからの情報を受け、市内の道路被害及び通行障害等を早期に把握する。また、収集した道路情報については、総括部総括班へ連絡する。
- C 危険箇所が発生した場合は、直ちに所轄警察に連絡のうえ、交通の規制を行うと同時にこれに代わるう回路の指定等の措置をとり、道路交通の確保に努める。
- D 災害箇所については、救急、消防、応急優先時の緊急輸送を確保するため、都市整備部において生活インフラ事業者・関係機関と連携を図り、優先順位の高いものから計画的に道路の通行確保を実施する。

オ 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等

- A 緊急通行車両等の事前届出
 - a 災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づき公安委員会は県知事と連絡をとりつつ、緊急通行車両であることの事前届出を受理する。
 - b 緊急通行車両の事前届出制度により、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認が行われ、確認のための必要な審査は省略されるため、市有車両のうち届出の対象となる車両について事前に申請し、災害に

備える。

B 事前届出の対象車両

災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当するもの。

- a 災害時において、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両または災害時に他の関係機関、団体等から調達する車両

C 事前届出の申請等

- a 各部は緊急通行車両事前届出済証を保管する。
- b 事前届出の対象車両について更新、廃車等により、再申請が必要な場合にあつては、各車両の所管部局は、危機管理安全局災害対策課へ連絡する。
- c 危機管理安全局災害対策課は、各部から市有車両変更の連絡があつた場合には、公安委員会（警察本部交通規制課及び警察署経由）へ事前届出の申請を行う。

E 標章・緊急通行車両証明書の交付

各部は、災害応急対策を実施するうえで必要と認める場合には、県警察本部（交通規制課）、警察署（交番等を含む）または検問所において、届出済証を提示し、標章・緊急通行車両証明書の交付を受ける。

(2) 海上交通規制及び海上交通の確保対策（海上保安庁の機関）

地震等により海上交通に危険が生じ、または生じるおそれのある場合は海上保安庁の機関に次の規制及び対策を要請する。

ア 海上交通規制

- A 状況により、港内の区域を指定して航行の制限、禁止等の措置を講じる。
- B 港内に係留もしくは停泊している船舶に対し、移動を命令し、または制限する。
- C 交通規制について、五管区地域航行警報として第五管区海上保安本部運用司令センター（こうべほあん）からVHFにより周知する。
- D 必要に応じ、巡視船艇及び航空機により周知する。

イ 海上交通の確保対策

船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

(3) 交通機関の行う交通の確保対策

ア 運転対策

- A 路線バスの運行を可能な限り維持する。
- B バス路線において、道路の決壊等により、運行不能になった場合は、路線一部変更等の措置をとりできる限り運転を行う。
- C バス路線の被害状況等の情報収集に努め、速やかに非常用運行計画を立て輸送の確保に努める。
- D 市内のJR西日本、私鉄は道路等に対し、比較的恵まれた条件にあるので最後の交通方法としては、市区間交通機関（主としてバス）をJR西日本、私鉄のターミナルに連絡し、輸送の便を図る。
- E 乗務員は、運転中災害により危険を感じた場合は、適切に状況を判断し、車両を安全な場所へ移動する。これが不可能な場合は、乗客を誘導退避させた後、車両の保安措置をするとともに所属の営業所へ連絡する。

イ 車両・施設

被災車両は、応急修理を行い可動車両の確保に努める。また、被災した建物及び施設を調査し、緊急度の高い箇所から応急修理を行う。

ウ その他の応急措置

A 運行中止、路線変更等の輸送状況について乗客への周知徹底を図る。

B 所轄警察署、都市整備部と連絡を密にして交通規制、道路の応急復旧等を要請し、バス路線の確保に努める。

エ 応急対策用資機材等の確保（資料Ⅰ（4-15 交通機関一覧表、4-16 災害時における道路の通行の禁止又は制限の実施要綱）参照）

路線バス運行に必要な燃料の確保に努めるとともに、災害復旧に必要な資機材の確保に努める。

3 災害輸送を行う

(1) 災害輸送の対象

災害輸送は、次の項目について実施し、あらゆる輸送手段を効率的に活用する。

ア 被災者の避難、イ 被災者の救出、ウ 救済用物資の整理配分、エ 医療及び助産、オ 飲料水の供給、カ 死体の捜索及び処理、キ 災害応急対策及び災害復旧等に要する人員及び資機材、ク その他本部長が必要と認めた事項

(2) 災害輸送に係る費用の支出基準（災害救助法による実施基準）

ア 災害応急対策及び災害復旧等のため、(1)のア～カに掲げる事項について輸送を行ったときは、輸送費を支出する。

イ 支出する輸送費の額は、通常の実費とする。

ウ 輸送費を支出する期間は(1)各号の災害応急対策及び災害復旧等を実施する期間とする。

(3) 災害輸送の種別

災害輸送は次の種別のうち適切な方法による。

ア 自動車等（バス・トラック等を含む）、イ 鉄道・軌道車によるもの、ウ 舟艇によるもの、エ ヘリコプター・航空機によるもの、オ 作業員等によるもの

(4) 輸送力の確保

ア 自動車等による輸送

A 自動車等の確保は、おおむね次の順位による。

- a 災害応急対策を実施する各部所管の公用車
- b 資産統括局庁舎管理課所管の公用車（共用車）
- c 民間会社（市内自動車輸送業者等）等が所有する車両
- d その他自家用車等

B 原則として各部は、部所管の車両及び待機中の保有車を使用して災害輸送を行う。

財産管理部財産管理班は、各部所管の車両以外に必要な公用車の台数を把握し、下記共用車を必要な部に配置する。（資料Ⅰ（4-18 市有車両一覧表）参照）

所属	台数	車種	電話番号
資産統括局 技術監理部 庁舎管理課	26	乗用車6台、小型トラック1台、 マイクロバス1台、軽貨トラック1台、 バン3台、軽貨バン14台	6489-6213

- C 緊急的に輸送する必要のある人員及び物資については消防局の緊急車両を使用する。
- D 市保有車両のみでは災害輸送に支障をきたす場合や、各部で一時に多数の車両を要する場合は、財産管理部財産管理班は民間会社等に車両の調達を依頼する。この場合、車両を使用する部は次の事項を明示しなければならない。（資料Ⅰ（4-19 市内自動車輸送業者等一覧表）参照）

a 輸送期間または借上期間、b 輸送量または台数等、c 集合の場所及び日時、 d その他の条件
--

E 職員の自家用車の使用

私有車の公務使用については、（昭和46年7月19日尼人第75号）助役通達のとおり、勤務時間内における私有車の公務利用は、いっさい禁止であり、勤務時間外における非常時・災害時に特別緊急を要するときで、かつ公用車または民間会社等の車両の利用が不可能であると所属長が判断した場合に限り、私有車を利用することができる。ただし、この場合でも当該車の所有者が運転する場合に限る。

F 公用車の燃料の確保

公用車の燃料については、災害時の活用を考慮し日頃から満タンを心がけ、燃料の大半を消費してから補給するのではなく、少し消費したら補給するよう努める。

また、燃料の流通が滞り、公用車の燃料の確保が困難となった場合は、災害対応型給油所の活用や、県と兵庫県石油商業組合で締結している協定に基づく、緊急通行車両への優先的な給油及び、救助資機材、庁舎発電機、災害活動に従事する車両等への燃料の供給を県に要請する。（資料Ⅰ（4-20 石油類燃料の優先的供給に係る県への要請先及び災害対応型給油所一覧）参照）

イ バスによる輸送（阪神バス株式会社）

- A 災害輸送のうち特に災害対策要員、被災者等について、安全上、もしくは緊急かつ大量に輸送する必要のある場合において、各部、または災害対策本部からの要請に基づき阪神バス株式会社が輸送を行う。

阪神バス株式会社可動車数 バス7台

連絡先 阪神バス株式会社総務部 電話：6416-1351

- B バスの運転業務については、阪神バス株式会社で対応し、輸送の安全性確保のため、応急対策を実施する災害対策本部の各部において車両1台につき、1名以上の添乗員を配置する。

ウ 鉄道・軌道車による輸送

道路の被害等より自動車による輸送が困難なとき、あるいは他都市等遠隔地において物資、資材等を確保したとき、鉄道によって輸送することが適当なときは、それぞれの実施機関において行うものとする。

エ 舟艇による輸送（資料Ⅰ（4-21 舟艇一覧表）参照）

陸上交通による輸送が困難な状況にあるか、または途絶したときは、市有舟艇並びに民間の舟艇を調達し、物資等の輸送を行う。

オ ヘリコプター・航空機による輸送（資料Ⅰ（4-22 臨時ヘリポート）参照）

- A ヘリコプター等による空中輸送が必要なときは、着陸地を指定して自衛隊、兵庫県及び県下消防相互応援協定都市等への派遣要請を行う。

- B 要請方法及び要領については、第4章-1（第8節 救急医療活動を行う）に準じて行うものとし、物資搬送に必要な車両を派遣する。

カ 作業員等による輸送

車両等による輸送が不可能なとき、作業員等による輸送を行う。

第15節 食料供給活動を行う

項目		担当
1	実施責任機関	—
2	応急給食を実施する	保健援護部、財産管理部、総括部、 地域支援部、経済環境部、協力部

1 実施責任機関

実施責任機関は次のとおりとするが、災害救助法が適用されたときの被災者に対する食料供給については、市長が知事の通知を受けて実施する。

- (1) 罹災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合：市長
- (2) 罹災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで消費者に対し供給を行う必要がある場合：市長
- (3) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止作業及び緊急復旧作業に従事する者に対して現場給食または供給を行う必要がある場合：作業実施責任機関
- (4) 特定職場に属する鉄道、通信機関等の罹災施設の緊急復旧作業（事故による応急復旧作業を含む）に従事する者に対して現場給食を行う必要がある場合：作業実施責任機関
- (5) 特殊な災害（ガス施設の爆発、船舶の沈没、列車の転覆等）の発生に伴い被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合：市長と災害発生責任機関と協議
- (6) 本部における担当機関
保健援護部援護班・地域援護班、財産管理部調達班、総括部給与厚生班、地域支援部協力班、経済環境部第1協力班、協力部

2 応急給食を実施する

災害発生に伴う食料流通機構の混乱、または住家の被害等により、食料調達が困難となった者に対し速やかに食料供給ができるよう日頃から災害用食料の備蓄を推進するとともに、関係業界との協力体制を構築することにより対処する。

- (1) 食料供給の順序
食料の供給は基本的には次の順序で実施する。
 - ア 市で備蓄している災害用食料による対応
 - イ 県への要請
 - ウ 協定に基づく協定自治体、協定企業への要請
 - エ 小売業、卸売業、給食業者からの調達
- (2) 食料の供給対象者
 - ア 避難場所に避難している被災者（在宅避難者を含む。）
 - イ 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊または床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
 - ウ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
 - エ 災害応急活動に従事する者
 - オ その他市長が必要と認める者
- (3) 食料品目
主な品目を米穀及び保存用ビスケット（乾パン）等の麦製品とするが、消費や調達の実情に応じて他の品目による供給も行うこととする。
なお、実施にあたり、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮

を行う。

(4) 供給量

ア 供給数量は、次の1人あたりの供給数量に市長が必要と認める受給者の数及び期間の日数を乗じて得た数量とする。

イ 1人あたりの供給数量は、次のとおりとする。（乾パンの精米換算率は100%とする。）

炊き出し用として給食する場合	1人1食あたり 200 g
通常の供給機関を通じないで供給する場合	1人1食あたり 400 g
救助作業用として給食する場合	1人1食あたり 300 g
特定職場の復旧作業用として給食する場合	1人1食あたり 300 g

(5) 供給基準（災害救助法による実施基準）

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難場所に避難している者、災害による住家の被害等により現に炊事のできない者に対して行う。

イ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の範囲は、主食費、副食費、燃料費等とし、その額は、1人1日につき1,330円以内とする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害の発生の日から7日以内とする。

(6) 調達方法

ア 保健援護部援護班及び地域援護班は、食料供給が必要と認める場合には、必要量を算出し、災害用備蓄食料で不足する場合にあっては、原則として財産管理部調達班に調達の依頼を行う。

イ なお、必要量の算出にあたっては、避難部との連携により、正確な数量の把握に努める。

A 炊き出し用として、米穀、保存用ビスケット（乾パン）及び製パンを購入する場合

a 米穀

市長は、米穀卸売業者から所要量を購入する。災害の状況により米穀卸売業者から調達することができない場合は、応急的に小売業者から調達する。

b 保存用ビスケット（乾パン）

市長は、知事に要請し現品を受け取る。

c 製パン

災害の状況により米穀等の入手が困難である場合等には、製パン製造業者から所要量を購入する。

d 副食

必要に応じ業者から購入する。

B 弁当類

協定に基づき、株式会社ハークスレイに要請する。

（災害救助物資の供給等に関する協定書参照）

C 通常の供給機関を通じないで供給する場合

罹災により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、応急供給をする必要が生じたときは、市長は所要量を知事に申請する。

ウ 災害時応援協定に基づき、災害時の食料品等の生活物資を協定企業から調達するとともに、平常時から協定の実効を期するため情報交換と生活物資の確保に協力を得る。

（資料Ⅰ（4-23 食料品等の発注手続き・協定企業の店舗名）参照）

(7) 供給方法

ア 避難場所に避難している者に対するもの

調達した食料を避難場所ごとに責任者を通じて行う。

イ 罹災者に対するもの

調達した食料を第4章－1（第21節 ボランティア等との協力活動を行う）に基づく応援者の協力を得て直接に供給し、または小売業者を指定して行う。

ウ その他災害応急活動に従事する者等に対するもの

その他災害応急活動等の実施場所ごとに責任者を通じて行う。

(8) 食料の集積場所

ア 避難場所、その他交通及び連絡に便利な公共施設等を災害時における食料の集積場所とする。

イ 緊急物資等で、長期間保管ができる食料にあつては、記念公園総合体育館を一時的な保管場所とする。

(9) 食料の輸送

ア 保健援護部（援護班・地域援護班）、地域支援部（協力班）、経済環境部（第1協力班）、協力部は、食料の集積場所から各地区の拠点となる公共施設、または避難場所へ輸送する。

イ 食料取扱業者から調達する場合にあつては、配送先及び数量等を明確に指定し、直接避難場所等への輸送を依頼する。

ウ 食料の輸送については、各部及び関係業者の所有する車両をもって実施し、不足する場合は第4章－1（第14節 交通輸送活動を行う）に定めるところにより実施する。

エ 市のみでは輸送が円滑に行えない場合は協定に基づき、運送業者等に緊急物資の配送等を要請する。（災害時における支援物資の受入れ、配送等に関する協定書参照）

(10) 炊き出し

炊き出しは、主として各援護班が当たるが、本部要員のみで不足する場合は、第4章－1（第21節 ボランティア等との協力活動を行う）に基づく応援者で構成し、炊き出し場所は指定避難場所とし、災害の状況によってその全部または一部で実施する。

第16節 給水活動を行う

項目		担当
1	実施責任機関	—
2	応急給水を実施する	公営企業部
3	給水施設の応急復旧を行う	

1 実施責任機関

- (1) 飲料水供給の直接の実施は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長が知事の通知を受けて実施する。
- (2) 知事は、大災害が発生し、市長から要請があった場合は、飲料水の供給の応援を行う。

2 応急給水を実施する

災害発生後、直ちに公営企業部内の初期体制を確立し、迅速な情報収集及びその分析を行うとともに、応急給水及び応急復旧作業を効率よく推進し、給水体制の回復を図るとともに、応急給水等の時間と場所について広報に努める。

(1) 応急給水の方法

ア 配水管に水が行き渡っていない場合

- A 市内の浄水場（3か所）及び市内の小・中学校等に設置している応急給水栓を使用し、給水拠点として応急給水を行う。
- B 大火災避難場所や断水が集中している地域の中心となる公共施設等において、高圧給水タンク車や組立式給水タンクによる応急給水を行う。
- C 各防災センター、潮江緑遊公園及び市立小・中学校の耐震性緊急貯水槽（全7か所）においても、給水拠点として応急給水を行う。

イ 配水管に水が行き渡っている場合

大火災避難場所や断水が集中している地域の中心となる公共施設等の周辺の消火栓や応急給水栓から応急給水を行う。

ウ その他、特別な場合

病院等、緊急に応急給水を要する場所には、高圧給水タンク車により運搬給水の他、バルブ操作、仮設配管による応急給水を行う。

エ 他の水道事業者等への応援要請

必要な人員、資機材等が不足するときは、兵庫県水道災害相互応援に関する協定等による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

- A 給水を必要とする人員
- B 給水を必要とする期間及び給水量
- C 給水する場所
- D 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- E 給水車台数
- F その他

(2) 給水量の目標 ※期間は、4週間以内に応急復旧を終了することを目標としたもの

時系列	期間	1人分 ／1日	水量の用途内訳	給水方法等
第1次給水	発災から 3日目まで	30	生命維持のための最小限必要量	給水タンク車、耐震性緊急貯水槽、応急給水栓
第2次給水	4日目から 10日目まで	30～200	炊事、洗面等最低生活水準を維持するために必要な水量	応急給水栓、給水タンク車、復旧した配水管に仮設給水栓を設置
	11日目から 20日目まで	200～1000	最低限の浴用・洗濯に必要な水量	
第3次給水	21日目から 28日目まで	1000～被災 前水量	ほぼ通常の生活に必要な水量	応急給水栓、復旧した給水管からの各戸給水

(3) 災害時における水利 (令和6年4月1日現在)

区分	所在地	容量等
消火栓	市内一円	約5,100基
神崎浄水場	次屋4丁目6-1	(配水池) 29,300m ³
阪神水道企業団尼崎浄水場	南塚口町4丁目5-65	(配水池) 12,000m ³
阪神水道企業団猪名川浄水場	田能5丁目11-1	(配水池) 41,000m ³
尼崎市防災センター耐震性緊急貯水槽	昭神通2丁目6-75	(貯水槽) 125m ³
尼崎市北部防災センター耐震性緊急貯水槽	上ノ島町3丁目2-1	(貯水槽) 100m ³
潮江緑遊公園耐震性緊急貯水槽	潮江5丁目5	(貯水槽) 100m ³
市立尼崎北小学校耐震性緊急貯水槽	塚口町6丁目21-1	(貯水槽) 100m ³
市立常陽中学校耐震性緊急貯水槽	西昆陽1丁目26-26	(貯水槽) 100m ³
市立大島小学校耐震性緊急貯水槽	稲葉荘2丁目10-7	(貯水槽) 100m ³
市立武庫南小学校耐震性緊急貯水槽	武庫町4丁目11-1	(貯水槽) 100m ³
応急給水栓	市内小・中学校等	(応急給水栓) 56基

3 給水施設の応急復旧を行う

(1) 被害状況の調査等

災害発生後、直ちに初動体制を確立し、給水施設の被害調査、迅速な情報収集及びその分析を行い、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、応急復旧作業の確立に努める。

(2) 配水管

配水管路の復旧は、原則として配水本管、配水支管の順序で逐次復旧を行うが、応急復旧に時間のかかるものについては、仮設配水管にて対応する。

また、これらの管路のうち、拠点給水を行うための消火栓に至るルートについては、他の管路にさきがけ復旧作業を進める。

(3) 給水装置

給水装置の応急復旧については、配水管路の応急復旧と並行して、尼崎市指定給水装置工事事業者の協力を得るなかで早期に給水できるように作業を進める。

(4) 応援要請

復旧に相当な日時を要すると判断された場合は、日本水道協会等へ必要資機材、人員等の応援要請を行う。

第17節 物資供給活動を行う

項目		担当
1	実施責任機関	—
2	物資供給基準	
3	緊急物資を確保する	財産管理部、総括部
4	物資供給数量を検討する	保健援護部、協力部
5	緊急物資の受入れを行う	財産管理部、地域支援部、経済環境部、協力部
6	物資を供給する	保健援護部、地域支援部、経済環境部、協力部

1 実施責任機関

- (1) 災害救助法が適用された場合における被害者に対する物資の供給の実施は、市長が知事の通知を受けて実施する。
- (2) 本部における担当機関
総括部総括班、財産管理部調達班・会計班、保健援護部援護班・地域援護班

2 物資供給基準（資料Ⅰ（4-24 物資供給基準（災害救助法））参照）

災害救助法を適用するときは同法により、同法を適用しないときは同法に準じて行う。

3 緊急物資を確保する

各部は、備蓄物資の備蓄状況や物資供給計画表に基づき、財産管理部調達班に調達依頼を行う。

財産管理部調達班は各部からの依頼に基づき、総括部と連携し、備蓄物資や事業者等との災害時応援協定等を活用し、被災者に供給する食料や衣料、生活必需品等の緊急物資を、次の方法により確保する。

- (1) 備蓄物資の確保
尼崎市防災センター及び尼崎市北部防災センター、あらかじめ指定した学校及び地域振興センターに備蓄している毛布等の物資を確保する。
- (2) 県へのあっせん依頼
市独自では、物資の調達が困難な場合、または不足する場合で必要があると認めるときは、県に対して次の事項を明らかにして供給のあっせんを要請する。
 - ア 供給あっせんを必要とする理由
 - イ 必要な緊急物資の品目及び数量
 - ウ 引き渡しを受ける場所及び引渡責任者
 - エ 連絡課及び連絡担当者
 - オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - カ その他参考となる事項
- (3) 協定企業からの調達
第4章-1（第15節 食料供給活動を行う）のとおり

4 物資供給数量を検討する

(1) 物資供給計画表の作成

保健援護部援護班は、地域支援部及び経済環境部が作成する罹災世帯に関する調査書に基づき、県緊急物資については、上記2の基準に従い、方面主任別、被害区分別、世帯区分別に物資の種類並びに供給数量を決定し、物資供給計画表（様式第1号）を作成するものとする。

その他調達物資、来援物資についても、県緊急物資と勘案のうえ供給計画をたてるものとする。

(2) 供給物資の依頼

保健援護部援護班は、物資供給計画表に基づき、上記2の品目の範囲内において必要とする物資の供給を財産管理部調達班に依頼するものとする。

5 緊急物資の受入れを行う

財産管理部会計班は、地域支援部、経済環境部、協力部と協力し、調達した緊急物資を次の方法により受け入れる。緊急物資の受入れについては、交通及び連絡に便利な場所とし、適切な管理を行う。

(1) 受入拠点

ア 大量物資の受入拠点としては、記念公園総合体育館及び尼崎の森中央緑地を活用する。

なお、受入拠点が市の施設のみでは不足する場合は、協定に基づき、物流業者に緊急物資の物資集積・配送拠点の設置を要請する。もしくは、県と調整し、県の広域防災拠点を利用するなど、臨機応変に対応するものとする。

イ 限られた物資の受入れとしては、公共施設の中から随時選定する。

ウ 施設の使用にあたっては、施設管理者と協議し、施設の保安全管理に努める。

(2) 緊急物資の管理

ア 緊急物資の搬送が予想される場合にあっては、財産管理部会計班は、管理責任者を受入拠点施設に早期に管理職員を派遣し、物資を保管させる。

イ 受け入れた緊急物資にあっては、数量等を把握し、種類ごとに区分する。

ウ 緊急物資の受払については、物資受払簿（様式第3号）を備え、物資ごとに受払いを記録し、常に手持ち数量を明確にする。

エ 受入れに要する人員等が不足する場合にあっては、総括部動員班で調整を行い、それでもなお不足する場合は、協定に基づき、物流業者に緊急物資の荷役作業を要請する。

（災害時における支援物資の受入れ、配送等に関する協定書参照）

6 物資を供給する

保健援護部援護班は、物資供給計画に基づく物資を地域援護班へ送付する。地域援護班は、地区社会福祉協議会の協力を得て各被災世帯に対し迅速に配布し、物資の給与状況（様式第2号）を作成し、保健援護部援護班に送付するものとする。

第18節 死体処理活動を行う

項目		担当
1	実施責任機関	—
2	死体処理基準	
3	死体処理班の編制及び組織	保健援護部、地域支援部
4	死体の処理方法	
5	死体を収容、安置する	
6	死体処理に要する車両等を調達する	
7	広域火葬の実施について	

1 実施責任機関

- (1) 災害救助法が適用された場合における死体の処理及び埋葬は、市長が知事の通知を受けて実施する。
- (2) 災害救助法が適用されない小災害の場合における死体の処理及び埋葬は、市長が行う。

2 死体処理基準

災害救助法を適用するときは同法により、同法を適用しないときは同法に準じて行う。

- (1) 死体処理（災害救助法による実施基準）
 - ア 死体の処理は、災害の際死亡した者に対して、次に掲げる事項の範囲内において行う。
 - A 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - B 死体の一時保存
 - C 検案
 - イ 検案は、原則として救護班（日本赤十字社）によって行う。
 - ウ 死体の処理のために支出する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額の範囲内とする。
 - A 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理：1体につき3,600円
 - B 死体の一時保存：既存建物を利用するときは、当該施設の借上費の通常の実費額、既存建物を利用できないときは、1体につき5,700円、ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費を必要とするときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。
 - C 救護班（日本赤十字社）によらない検案：当該地域の慣行料金額
 - エ 死体の処理は、災害の発生の日から10日以内に完了する。
- (2) 埋葬（災害救助法による実施基準）
 - ア 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理の程度において実施する。
 - イ 埋葬は、次に掲げる範囲内において行う。
 - A 棺（付属品を含む）、棺材等の支給
 - B 埋葬または火葬の費用（賃金職員等雇上費を含む。）の支給
 - C 骨つば及び骨箱の支給
 - ウ 埋葬のため支出する費用の額は、1件あたり大人にあつては226,100円以内、小人（12歳未満の者をいう。）にあつては180,800円以内とする。
 - エ 埋葬は、災害の発生の日から10日以内に完了する。

3 死体処理班の編成及び組織

死体の輸送、収容、埋葬業務全般に当たるため次の2班を設ける。なお、この2班は、事態の推移等により、保健援護部を中心に地域支援部等の協力のもとに班編成を行う。

- (1) 死体収容班（編制：班長1名、班付1名、班員15名）
死体の洗浄、検案等の補助及び収容所までの輸送並びに一時保存を業務とする。
- (2) 埋葬班（編制：班長1名、班付1名、班員15名）
死体の安置、埋葬処理を業務とする。

4 死体の処理方法

- (1) 死体を発見したときは、速やかに医師の検案を受け、必要に応じて警察の検視を受け、死体収容所に一時保存する。
- (2) 身元確定の死体については、引取人に引き渡し、戸籍法、同法施行規則及び墓地、埋葬等に関する法律、同法施行規則により火葬する。
- (3) 死亡者の本籍が明らかでない場合、または死亡者を確認することができない場合の死体は、戸籍法第92条により警察官から検視調書をうけ、行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条により処理する。
- (4) 死体収容班は、死体を到着順に収容するとともに、遺品を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢等を死体処理台帳に記録する。
- (5) 埋葬班は、死体収容班から引き継いだ死体及び火葬許可証を火葬場に移送し、埋葬台帳に記入のうえ火葬に付する。

5 死体を収容、安置する

- (1) 死体収容所の開設（資料Ⅰ（4-25 死体収容所一覧表）参照）
 - ア 死体収容所については、公共施設等から災害の状況に応じて市長が指定し、死体収容（安置）所を開設する。
また、災害において多数の死者が発生した場合は、地区体育館などの公共施設を死体収容所として、臨時に指定する。
災害発生場所や規模、災害状況等を総合的に判断し対応するとともに、適切な公共施設等がない場合は、屋外に天幕等を設置して開設する。
 - イ 死体収容所の開設にあたっては、納棺用品など必要資機材を確保するとともに、不足する場合には、市内葬儀業者等に協力要請するほか、生産地から直接調達する。
 - ウ 市が要請を行った場合、県は民間業者等の協力を得て、ドライアイス及び棺等を確保し、あつせんする。
 - エ 管轄の警察署の要請に応じて、身元確認作業場の斡旋・提供等に協力する。

- (2) 火葬場の名称等

名称	所在地	火葬能力	備考
尼崎市立弥生ヶ丘斎場	弥生ヶ丘町1-1 電話：(06) 6491-2500	18体／日	12炉

6 死体処理に要する車両等を調達する

車両等の調達については市内葬祭業者に依頼する。大規模災害の場合で、市だけでは必要資機材の調達が困難な場合は、兵庫県地域防災計画に基づき、次の組合にあつせん依頼する。

組合名	所在地	電話
兵庫県葬祭事業共同組合連合会	尼崎市水堂町3丁目1-23	T E L (06) 6434-3327
阪神葬祭事業協同組合		F A X (06) 6434-3350

7 広域火葬の実施について

- (1) 県は、県内他市町の火葬能力では不十分な場合、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町での火葬の受入れを要請することとする。
- (2) 県は、受入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、本市に通知する。
- (3) 市は、県の調整結果に基づき具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体の搬送を実施する。

第19節 環境整備活動を行う

項目		担当
1	廃棄物を収集処理する	経済環境部、都市整備部
2	し尿を収集処理する	経済環境部、都市整備部、公営企業部
3	災害廃棄物処理に関する応援要請	経済環境部、都市整備部
4	環境対策を実施する	

1 廃棄物を収集処理する

災害時には、建築物の倒壊や焼失等から生じる災害廃棄物（家具、廃材等）や、避難場所等における生活関連廃棄物（生ごみ等）の量が著しく増加するため、収集、処理にあたっては災害廃棄物処理計画に基づき、道路等の障害物の除去とあわせて効率的に実施する。

(1) 収集方法

ア 収集作業が効果的に遂行されるよう現有人員、機械等を投入し、なお不足の場合には、業者等から人員及び機材等を借り上げて作業を完了させる。収集作業の目標としては、3～4日以内に作業を開始する。

イ 生活関連廃棄物については、市内全域を対象に収集する。

ウ 災害廃棄物の収集は、経済環境部、都市整備部が連携して進める。

エ 被災地の災害廃棄物は、被害の激甚地域を優先に実施する。

オ 市街地におけるごみ収集所（集積所）の予定場所は次のとおりとする。（資料Ⅰ（4-26 ごみ処理・運搬方法）参照）

A 市内町会組織代表者の指定する場所

B 市が指定する公園

C 市が指定する大火災避難場所及び指定避難場所

(2) 住民への広報

災害により大量かつ多種のごみが発生した場合、収集及び処理を円滑に行うため、地域住民に対して次の広報を行う。

ア 自主的なごみ搬出量の規制をうながすとともに、ごみ収集日にあわせた搬出時期の厳守を呼びかける。

イ 搬出場所の集約化及び搬出時の災害廃棄物、生活関連廃棄物の分別等を呼びかける。

ウ ごみの集積にあたっては、ごみ収集車や緊急車両等の通行に障害とならないよう協力を呼びかける。

(3) ごみ処理施設の応急及び復旧対策

ごみ処理施設が使用不能となった場合は、施設防災管理者の指揮するところにより速やかに復旧にかかる。なお、復旧期間中は残存施設及び臨時集積場所等を活用する。

(4) 海洋不法投棄の防止

災害により、発生した瓦礫等の海洋への不法投棄を防止するため、海上保安庁の機関との連携を密にし、監視体制の強化と防止対策を講じる。

(5) その他

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

2 し尿を収集処理する

(1) 計画目標

し尿の収集については、仮設トイレの設置状況を踏まえ、衛生的に悪条件の地域や避難場所等を優先的に行うものとする。

(2) 収集運搬・処理体制（資料Ⅰ（4-27 し尿収集能力等）参照）

災害が全市的な場合は委託、し尿浄化槽汚でい収集運搬業許可業者を総動員のうえ、収集を実施する。災害が地域的な場合については、平常人員、機材等により能率的な作業を行う。

なお、収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保にあたり、処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うこととし、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な応援を要請する。

(3) 処理方法

し尿処理については、クリーンセンターで前処理後、下水道施設で処理を行う。

し尿前処理施設の処理能力を超える場合やし尿前処理施設が被災し処理が困難になった場合は、公共下水道への直接投入、他自治体での処理等を検討する。

〔し尿処理施設の概要〕

施設名	所在地	貯留能力
し尿処理施設	大高洲町8	700kℓ

(4) 仮設トイレ等の保有、調達

避難場所でのトイレを確保するため、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、業務課所有（尼崎環境財団保管）の移動便所及び業者等から仮設トイレを調達する。

なお、あらかじめ簡易トイレ等の備蓄やマンホールトイレの整備を図ることとする。

(5) し尿処理施設の応急及び復旧対策

し尿処理施設が使用不能となった場合は、施設防災管理者の指揮するところにより速やかに復旧にかかる。なお、復旧期間中は、下水処理場を活用する。

3 災害廃棄物処理に関する応援要請

(1) 市単独での災害廃棄物の処理が困難な場合は、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定等に基づき、県に広域的な応援を要請する。

(2) (1)が困難な場合は、（公財）ひょうご環境創造協会の活用または県に災害廃棄物処理に関する事務委託を行う。

(3) (2)が困難な場合で、環境大臣により廃棄物処理特例地域に指定された場合は、環境大臣に廃棄物の処理代行を要請する。

4 環境対策を実施する

災害による工場等からの有害物質の漏えいや廃棄物処理に伴う環境汚染等の防止対策を行う。

(1) 災害発生直後の対応

市は、関係機関及び工場等、事業所と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行う。

(2) 応急対策

ア 環境モニタリング調査の実施

市は、県と連携して、災害の状況、工場等の被災状況に応じて環境モニタリング調査を実施する。

イ 被災工場・事業場に対する措置

市は、被災地域の有害物質を使用する工場等に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

ウ 被災建築物・工作物に対する措置

市は、建築物・工作物の倒壊・損壊や解体等工事に伴う石綿の飛散・ばく露を防止するため、尼崎市災害時石綿飛散防止マニュアルに基づき石綿露出状況調査及び石綿濃度調査等を行い、当該建築物等の所有者、管理者及び解体等工事業者に対して指導等を行う。

エ 環境情報の広報

市は、工場等からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。

第20節 感染症対策活動を行う

項目		担当
1	実施責任機関	—
2	感染症対策係及び衛生指導係を編成する	保健援護部、経済環境部
3	感染症対策を実施する	
4	資材の在庫管理及び調達を行う	
5	食品衛生対策を実施する	保健援護部

1 実施責任機関

この計画に基づく感染症対策の実施機関は、次のとおりである。

- (1) 保健援護部
- (2) 尼崎市内の公共的医療団体

2 感染症対策係及び衛生指導係を編成する

医療対策・救護主任は、感染症対策係と衛生指導係を編成する。

3 感染症対策を実施する

(1) 感染症対策係の任務

ア 避難者への衛生指導（感染症発生時には検病調査を行う。）

イ 床上浸水家屋への衛生指導

ウ 臨時予防接種実施についての調整

保健援護部長は、災害地の感染症発生状況により、予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種の実施について兵庫県と協議を行う。

エ 感染症患者の入院

衛生車等で感染症患者または保菌者を感染症患者指定医療機関へ搬送する。

オ 予防教育及び広報活動

(2) 衛生指導係の任務

ア ごみ及びし尿等の処理

災害地において、感染症が発生したときまたは感染症の流行するおそれのあるときは、まん延を防止するため、医療対策班は、感染予防の見地から、必要な措置を検討し、それを踏まえ、環境清掃主任はごみ、し尿等の処理を行う。

イ 防疫活動

防疫活動にあたっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第5章に定める方法により行う。

ウ 避難場所での感染症対策活動

災害地での感染症予防及び保健衛生のため、避難場所にトイレ及び仮設トイレの消毒用薬剤を配布する。

エ ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第15条の規定により、次の基準により知事が定めた地域について、市は災害時におけるねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

A 県下被害戸数が、5,000戸をこえる場合

B 1 浸水地域で被害戸数が1,000戸をこえる場合。ただし、1浸水地域とは、同一河川

または貯水池の堤防決壊等によって起こった浸水地域のごとく、同一原因により、同時に浸水をうけた一連の地域であって、市の行政区画にかかわらないものとする。

C 県下における市町またはその一部の地域の被害が次のいずれかに該当する場合

被害率	市町またはその一部の地域の数	被害率	市町またはその一部の地域の数
5%以上	10か所以上	20% 〃	3 〃
10% 〃	7 〃	25% 〃	1 〃
15% 〃	5 〃		

オ 記録の整備

災害感染症対策に関し整備すべき書類は、おおむね次のとおりである。

災害状況報告書、感染症対策活動状況報告書、清潔方法及び消毒方法に関する書類、避難場所での感染症対策活動に関する書類、ねずみ族や昆虫等の駆除に関する書類、患者台帳、感染症対策作業日誌、感染症対策経費所要額調べ及び関係書類

カ 災害感染症対策完了報告

市長は、災害感染症対策活動を終了したときは、速やかに所定の様式による災害感染症対策完了報告書を作成し、知事に報告すること。

キ 災害感染症対策に要した経費は、他の感染症対策活動に要した経費とは明確に区分し、感染症対策活動終了後直ちに精算を行うこと。

4 資材の在庫管理及び調達を行う

消毒用薬剤の調達については、次表の業者から調達を図る。なお、市の消毒用薬剤保有量及び在庫量を適時確認し、災害の発生に備える。

業者名	所在地	電話番号
(株)ケーエスケー	西昆陽2-15-4	06-6432-2221
(株)メディセオ	南塚口町5-16-17	06-6427-6600

5 食品衛生対策を実施する

(1) 食中毒の防止

ア 衛生指導係は必要に応じて職員を食品の流通集積拠点に派遣し、衛生状態の監視、指導を行う。

イ 衛生指導係は必要に応じて職員を避難場所に派遣し、食品の取扱い状況や容器の消毒等について調査、指導を行う。

ウ 衛生指導係は必要に応じて、食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導する。

(2) 食中毒発生時の対応方法

ア 衛生指導係は、食中毒患者が発生した場合、職員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。

イ 衛生指導係は、被害の拡大が懸念される場合は、速やかに厚生労働省に連絡するとともに、必要に応じて、広域連携協議会等を通じ、他の自治体等の関係機関に支援を要請する。

(3) 食品衛生に関する広報

梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

第21節 ボランティア等との協力活動を行う

項目		担当
1	ボランティア等との協力活動を行う	地域支援部、保健援護部
2	ボランティアへの支援、連携を行う	保健援護部
3	災害ボランティアの受入体制	地域支援部

1 ボランティア等との協力活動を行う

(1) 協力の要請

ボランティアの協力を必要とするときは、社会福祉協議会等に協力を要請する。また、必要に応じて、アマチュア無線クラブや建築士会等の専門性をもつサークルや職能団体に応援を要請する。

(2) 活動の範囲

社会福祉協議会等を通じてのボランティア活動の範囲は、被災世帯への緊急物資の配布、被災状況調査等の協力とし、災害の状況によっては、炊き出し、救護、情報伝達等の協力を行う。

2 ボランティアへの支援、連携を行う

ボランティアが自発的に活動を開始した場合、災害対策本部として、その活動に対し協力を行うものとし、相互連携のもとに被災者の救護活動を推進する。

(1) 基本方針

ア 災害対策本部は、被害状況により災害ボランティア活動が必要と認めるときは、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会にボランティア調整機関（以下「災害ボランティアセンター」という。）の設置を要請する。

イ ボランティアの活動の方針決定や人員の派遣等の業務については、災害ボランティアセンターに委ねる。

ウ 災害対策本部は、ボランティアの受入れや派遣等の実際面での業務は基本的には行わないものの、災害ボランティアセンターが立ち上がるまでの間の支援及び活動しやすい環境づくりや活動が長期化した場合の支援及び条件整備に努める。

(2) ボランティアへの支援

ア 情報交換

災害による被害や避難者の状況及び災害対策本部の活動状況等の情報を提供し、ボランティア活動が効果的に行われるよう緊密な連携を図る。また、災害対策本部は、ボランティアで把握した情報についても、積極的な受入れを行い、被害状況の全体像の把握に努める。

イ 活動拠点等の提供

災害対策本部とボランティアとの情報交換が適切に行えるよう、災害ボランティアセンターの活動拠点を社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会の所在地とする。ただし、被災等により当該所在地内での設置が困難な場合は、災害対策本部と尼崎市社会福祉協議会が協議し、これに代わる場所を確保する。なお、被害の規模、拡大状況等から必要に応じて、各行政区の活動拠点を避難場所等に確保し、必要な資機材を備える。

ウ ボランティア保険の加入

一連の活動に従事するボランティアに対し、事故等により死亡または負傷した場合の補償措置としてボランティア保険の加入の推奨を行う。

3 災害ボランティアの受入体制

(1) 災害ボランティアの受入れ

ア 災害ボランティアの受入体制

A 大規模災害等が発生した場合、災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、市はその実情に応じ、第三者的な機関（社会福祉協議会、日本赤十字社、平素から連携を図っているその他のボランティア団体等）と連携して、災害ボランティアの受入れ・紹介窓口となる災害ボランティアセンター等の開設に協力する。

- a 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- b 避難場所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- c 緊急物資、資機材の配分、輸送
- d 軽易な応急・復旧作業
- e 災害ボランティアの受入れ・紹介事務

B 市は、災害対策本部に担当班等を設ける。県は、県災害対策本部でボランティア活動支援に係る総合調整を行うとともに、県民センター（地方本部）に担当を設ける。

C 市は、災害ボランティアセンター等と、相互に緊密な連携をとれるよう努め、第三者的な機関との間で、施設・場所等の提供、職員の派遣等の協力・連携を図る。

イ 災害ボランティアの確保と調整

A 市は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO・NGO等のボランティア団体等、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築を図り、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努める。

B 市は、県社会福祉協議会が運営するひょうごボランタリープラザと連携する。

ウ 災害ボランティアの受入れ、派遣にあたっての基本事項

市は、災害ボランティアの受入れ、派遣にあたっては、特に、次の事項を遵守するよう努める。

- A 被災地の住民・自治会のボランティア受入れについての意向に配慮する。
- B ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知する。
- C ボランティアの身分が被災地住民にわかるようにする。
- D ボランティアに対し、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知する。
- E ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努める。
- F ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮する。
- G 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催する。
- H 市は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努める。
- I 感染症の拡大が懸念される状況下では、市は、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図る。

第22節 鉄道施設の応急活動を行う

項目		担当
1	西日本旅客鉄道株式会社等が行う応急活動（風水害編）	西日本旅客鉄道株式会社等
2	西日本旅客鉄道株式会社等が行う応急活動（地震津波編）	
3	阪急電鉄株式会社が行う応急活動（風水害編）	阪急電鉄株式会社
4	阪急電鉄株式会社が行う応急活動（地震津波編）	
5	阪神電気鉄道株式会社が行う応急活動（風水害編）	阪神電気鉄道株式会社
6	阪神電気鉄道株式会社が行う応急活動（地震津波編）	

1 西日本旅客鉄道株式会社等が行う応急活動（風水害編）

(1) 対策本部の設置

災害等の発生又は発生のおそれがある場合は、統括本部対策本部および現地対策本部を設置する。

種別	設置標準
第1種体制	○旅客等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき ○大津波警報が発表されたとき
	<自動的に設置（招集指示なし）> ○近統エリアにて震度5弱以上の地震が発生したとき
第2種体制	○旅客等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ○南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき
第3種体制	○事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき ○南海トラフ臨時情報(調査中・巨大地震注意)が発表されたとき ○津波警報が発表されたとき、海外等遠地での地震により津波警報の発表が予想されるとき ○津波注意報の発表または近隣支社で警報以上が発表され、特に必要と認めたとき ○気象庁発表にて、特別な注意が呼びかけられているとき

(2) 初動対応

旅客の救護を最優先として対応し、現地や被害状況の情報を収集・集約や状況に応じた方針の決定、要員配置の見直し等を行う。迅速かつ幅広い支援を要請するために、警察・消防・自治体・運輸局等関係機関、および社内外の必要な箇所に対して、速やかに必要な情報提供を行う。

(3) 運転規制

災害時運転取扱手続および近畿統括本部災害時運転取扱標準に定めるところにより、時間雨量、連続降雨量が基準値を超えた場合、風速計が運転規制基準値に達した場合、及びその他運転規制の基準値に達した場合は列車の速度規制又は運転見合せを行う。

(4) 旅客等の救護及び避難

現地の社員・消防隊員・警察官・近隣住民等と相互に協力し、旅客等の救護や避難誘導等にあたること。また、状況に応じて駅や車内放送等を利用し、旅客への案内や協力要請を行う。

(5) 復旧

現地や被害状況を踏まえた適切な復旧計画を策定し、最大限の要員配置を行うことによ

り、復旧作業を円滑に進めるとともに、必要な情報発信を適宜行う。

2 西日本旅客鉄道株式会社等が行う応急活動（地震津波編）

(1) 統括本部対策本部の設置

統括本部エリアにおいて震度 5 弱以上の地震が発生した場合、統括本部対策本部（第1種体制）を自動的に設置し、旅客の安全確保、社員とその家族等の安否確認及び鉄道施設の被害状況の把握に努めるとともに、関係箇所への指示・連絡等を行う。

(2) 社員が事故等に遭遇した場合の行動

社員が事故等に遭遇した時は、併発事故を阻止するための列車防護を行うとともに、旅客等の救護等にあたる。また、事故等の概況を輸送関係指令に速報、消防・警察に通報するとともに、速やかに箇所長等に連絡し、具体的な状況を報告したうえで、箇所長等の指示に従う。

(3) 現地に到着した社員の行動

現地に到着した社員は、隣接線の抑止、必要により停電措置の完了等を乗務員、輸送関係指令に確認したうえで、死傷者の安全な場所への移動、負傷者への応急処置、救急車等の要請、旅客等の避難誘導等、旅客等の救護にあたる。

(4) 津波避難誘導

ア 大地震が発生した場合は、津波を想起して自ら情報収集に努め、他との連絡がとれない場合、時間がない場合は、自ら避難を判断する。

イ 避難を判断した場合は、旅客へ避難を呼びかけ、速やかに避難誘導する。

ウ 降車や避難、情報収集にあたっては、旅客や地域の方々からの協力を求める。

エ 旅客とともに社員も速やかに避難し、避難後もより高所へ逃げ、津波警報が解除されるまで現地・現車へ戻らない。

(5) 運転規制

ア 在来線

A 基本的な取扱い

a 輸送指令員または駅長等は、地震計等により列車の運転規制を行う必要が生じたときまたは保守担当区長からその旨の要請があったときは列車抑止の手配を行う。

b 運転士または車掌は、運転中地震を感知したときまたは緊急地震速報等による指示を受けたときは、ただちに列車を停止させる。

B 地震計が計測震度 4.0 未満を示したとき

運転の再開を行う。

C 地震計が計測震度 4.0 以上 4.5 未満を示したとき

規制区間内を最初に走行する列車は 25km/h 以下で運転を行い、規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行う。

D 地震計が計測震度 4.5 以上を示したとき

規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を最初に走行する列車は 45km/h 以下で運転を行い、規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行う。

イ 新幹線

地震時運転 規制区間の 計測震度	運転規制		緊急巡回		
	運転中止	速度規制	地上巡回	構造物点検	添乗巡回
5.0以上	あり	あり： 70km/h以下	あり	あり	あり： 70km/h以下
4.5～4.9	あり	あり： 70km/h以下	あり	なし	あり： 70km/h以下
4.0～4.4	なし	あり： 70km/h以下	なし	なし	あり： 70km/h以下
3.9以下	なし	なし	なし	なし	なし

3 阪急電鉄株式会社が行う応急活動（風水害編）

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合またはそのおそれがある場合は、状況を判断して緊急事態対策本部を設置し、被害施設の復旧、輸送の確保、情報の把握、被害者の救援を行う。

(2) 災害時の初動態勢

ア 運行規制

A 風害

- a 風速監視表示装置及び駅長または運転士からの報告により、風速が毎秒20m以上となったと認めたときは、その状況に応じて区間、速度を指定して徐行運転を指令する。
- b 風速監視表示装置及び駅長または運転士からの報告により、風速が毎秒25m以上となったと認めたときは、一時、列車の運転を中止する。

B 水害

- a まくら木上面まで冠水した時は、毎時25km以下で運転する。
- b レール上面まで冠水した時は、運転休止とする。
- c 河川増水の場合は、別途「河川増水に対する取扱い要領」による。
- d 法面亀裂は、毎時45km以下で運転する。

C 通報連絡

列車の停止位置、線路及び乗客の状況を掌握の上、列車無線にて運転指令者に報告する。

イ 事故発生時の救援活動

緊急事態対策規程に基づき、死傷者の救護・搬送・医療、家族への連絡、見舞い、弔慰及び収容病院とその電話番号等の調査並びに事故関係者との連絡、応対に関する事項を処理する。

4 阪急電鉄株式会社が行う応急活動（地震津波編）

(1) 災害対策基本方針

災害が発生した場合には被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧に当たるため、阪急電鉄株式会社「緊急事態対策規程・防災体制要綱」に基づき、必要に応じて緊急事態対策本部を設置し、輸送力の確保に努める。

(2) 対策本部の設置

緊急事態が発生した場合、またはそのおそれがある場合は、状況により緊急事態対策本部（現地及び本社対策本部）の設置を行う。

ア 緊急事態対策本部〔1号体制〕

事故や災害等の規模が小規模、あるいはその範囲が局所的である場合。

イ 緊急事態対策本部〔2号体制〕

災害の規模が大規模であり、かつその範囲が複数箇所にわたる場合に設置する。

(3) 地震指令の発令基準、発令および解除者

ア 地震指令の発令基準、発令及び解除者

地震指令	発令基準	発令者	解除者
地震1号	地震警報表示器に震度4を表示した時	運転指令者	運輸部運輸課長
地震2号	地震警報表示器に震度5以上を表示した時	運転指令者	運輸部運輸課長

※運転指令者は、地震2号指令を発令した場合は、ただちに該当する地震計のガル数値を確認する。

イ 列車の停止

運転士は、列車運転中に強い地震を感じたとき、または運転指令者より運転停止の指示があったときには、次のことに留意して直ちに列車を停止する。

A 駅間の途中で停止させるときは、曲線、勾配線、トンネル内、橋りょう上または閉塞信号機を越えた箇所以外で停止する。

B やむを得ず停止したときは、運転指令者の承認を得た後、移動する。

C 長時間停止するとき、車掌に指示し手歯止等により転動を防止する。

ウ 乗客の避難・救護対策

A 駅における避難誘導

a 駅長は、避難が必要な場合、避難の場所、方向を指示して、旅客を安全な方向に誘導する。

b 消防本部及び県警察本部へ通報し、救援出動を要請する。

B 列車乗務員が行う避難誘導

a 駅間の途中で停止し、避難が必要と認められる場合は、車掌と打合せの上、制動機の緊締、手歯止の使用等により転動防止の処置後、避難の場所、方向を指示して乗客を安全な方向へ誘導する。

b 避難場所、乗客の状況等を列車無線で運転指令者に報告する。

C 事故発生時の救援活動

緊急事態対策規程に基づく、死傷者の救護・搬送・医療、家族への連絡、見舞い、弔慰及び収容病院とその電話番号等の調査並びに事故関係者との連絡、応対に関する事項を処理する。

5 阪神電気鉄道株式会社が行う応急活動（風水害編）

(1) 災害対策本部の設置

ア 運輸部長は、災害発生のおそれがある場合、列車運行の安全並びに諸施設の保全を図るため、状況に応じて警備指令を発令する。

甲号警備指令：災害の発生が予測され、諸種の準備が必要と認められる場合

乙号警備指令：甲号警備指令に至らないが、応変に処置を必要とする場合

イ 非常災害が発生したときまたは発生するおそれが生じたときは、非常事態対策規則に基づき対策本部を設置し、復旧、輸送、救護等の応急処置を実施する。

(2) 災害時の初動態勢

ア 運行規制

A 風害

風速が毎秒25m以上になったとき、列車の運転を一時停止する。

- B 水害
 - a 浸水線路（軌条面以下） 運転速度15km/h以下
 - b 浸水線路（軌条面以上） 運転休止
- C 洪水、高潮等のため列車の運転が危険と認めたときは、列車の運転を一時中止する。
- イ 乗客の避難誘導
 - 駅長及び乗務員は、避難が必要な場合、避難の場所、方向を指示して乗客を安全な方向に誘導する。
- ウ その他
 - A 運転指令及び駅長は、列車の在線状態を把握する。
 - B 非常事態対策規則に基づき、対策本部に救護渉外班を設置する。

6 阪神電気鉄道株式会社が行う応急活動（地震津波編）

- (1) 災害対応基本方針
 - 災害が発生した場合は、運転取扱を規律し、被害を最小限にとどめ、速やかに被害復旧にあたるため、災害対策本部を設置し輸送の確保につとめる。
- (2) 災害対策本部の設定
 - ア 運輸部長は、災害発生のおそれがある場合、列車運行の安全並びに諸施設の保全を図るため、状況に応じて警備指令を発令する。
 - 甲号警備指令：災害の発生が予測され、諸種の準備が必要と認められる場合
 - 乙号警備指令：甲号警備指令に至らないが、応変に処置を必要とする場合
 - イ 非常災害が発生したときまたは発生するおそれが生じたときは、非常事態対策規則に基づき対策本部を設置し、復旧、輸送、救護等の応急処置を実施する。
- (3) 災害時の初動態勢
 - ア 運行規制
 - 震度4以上の地震を感知した場合、運転指令は全列車の停止を指示する。
 - A 乙号地震警報（震度4）
 - 運転指令は、震動がなくなった後、速度を指定して運転の再開を指示する。
 - B 甲号地震警報（震度5弱以上）
 - 対策本部は、電気部、車両部及び工務部の施設の点検結果に基づいて運転の再開を決定し、運転速度及び運転区間を指示する。
 - C 列車の停止
 - 地震発生を感知し、または地震警報の発令（列車無線自動放送を含む）を受信した列車の運転士は、できるだけ安全な位置で列車を停止する。（駅間の途中で列車を停止するときは、曲線、勾配線、橋りょう、電車線セクション、築堤及びこ線橋下を避けて停止する。）
 - D 停止列車の移動禁止
 - 運転士は、運転再開の指示があるまで、停止位置で待機する。（ただし、やむをえず危険な箇所または旅客の避難及び誘導が困難な箇所に停止したときは、毎時15km以下の速度で安全な位置まで移動する。）
 - E 通報連絡
 - 運転士は、停止位置付近の線路及び構造物の状態及び旅客の状況の把握に努め、その結果を報告する。
 - イ 乗客の避難・救護対策
 - A 駅長及び乗務員は、旅客の安全確保に努め、避難が必要な場合は、避難場所及び方向を指示して、旅客を安全な場所へ誘導する。

B 非常事態対策規則に基づき、対策本部に救護渉外班を設置する。

ウ その他の措置

地震警報が発令されたときは、電気部長、車両部長及び工務部長は各部が定める基準に基づいて施設を点検し、その結果を運輸部長に報告する。

第23節 電気事業の応急活動を行う

項目		担当
1	電気施設等の現況	関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社
2	関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社が行う応急活動	

1 電力施設等の現況

- (1) 電力施設の種別、所在地、名称
 - ア 阪神配電営業所 尼崎市西長洲町 2-33-60
 - イ 尼崎電力所 尼崎市東難波町 2-10-23
- (2) 施設の管理区分（復旧責任区分も同じ）
 - ア 変電所関係 尼崎電力所 (変電係)
 - イ 送電線関係 " (架空係及び地中係)
 - ウ 制御関係 " (制御係)
 - エ 配電線関係 阪神配電営業所
 - オ お客さま屋内設備
自家用施設を除く一般お客さま施設は、阪神配電営業所が保安調査する。

2 関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社が行う応急活動

- (1) 災害応急対策に関する事項
 - ア 非常災害時の体制
関西電力の各支社および関西電力送配電の各本部の所管する地域において、非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合における、当該地域の災害に係る予防または復旧対策活動を統括するための対策組織を、関西電力および関西電力送配電の長で協議のうえ、あらかじめ定めておく。
 - イ 災害時における情報の収集、連絡
災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、すみやかに上位機関の対策組織に報告する。
なお、災害により停電が生じた場合は、停電の状況、復旧の見込みなどを市に情報提供する。
 - A 一般情報
 - a 気象、地震情報
 - b 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）
 - c 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）
 - d その他災害に関する情報（交通状況等）
 - B 関西電力および関西電力送配電の被害状況
 - a 電力施設等の被害状況および復旧状況
 - b 停電による主な影響状況
 - c 復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項
 - d 従業員等の被災状況

- e その他災害に関する情報
- ウ 災害時における広報
 - A 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第3章（第4節 ライフラインを整備する）に定める広報活動を行う。
 - B 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。
- エ 組織要員の確保
 - A 対策組織要員の確保
 - a 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
 - b 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波のおそれなくなった後に出社するものとする。
 - B 復旧要員の広域運営

関西電力および関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。
- オ 災害時における復旧用資機材等の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材等の確保を、次のとおり実施する。

 - A 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

 - a 現地調達
 - b 対策組織相互の流用
 - c 他電力会社等からの融通
 - B 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力および関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。
 - C 復旧用資材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。
- カ 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。
- キ 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、

消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

ク 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して、関西電力および関西電力送配電が自衛隊による支援を受けることが可能となるよう依頼する。

ケ 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を、次のとおり実施する。

A 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

B 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

a 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

b 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

c 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

d 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

C 災害時における安全衛生

応急工事の作業にあたっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

(2) 災害復旧に関する事項

ア 復旧計画

A 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

a 復旧応援要員の必要の有無

b 復旧要員の配置状況

c 復旧用資機材の調達

d 復旧作業の日程

e 仮復旧の完了見込

f 宿泊施設、食糧等の手配

g その他必要な対策

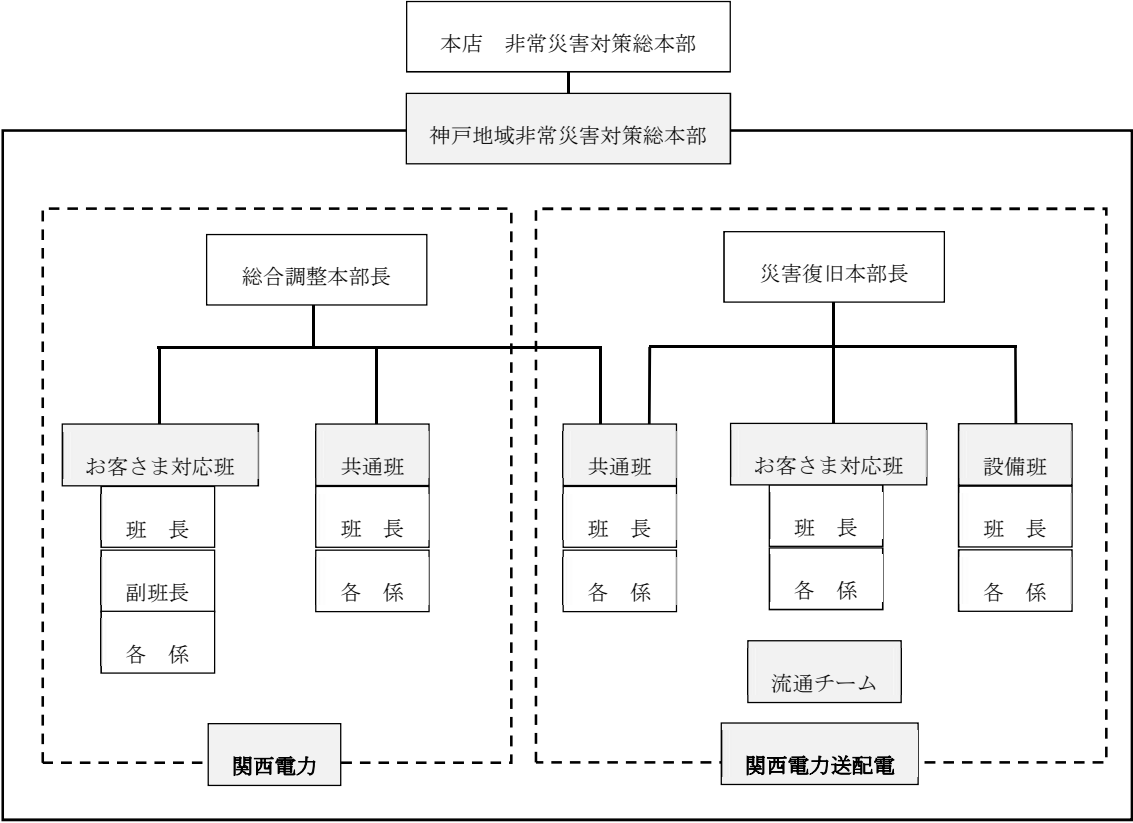
B 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

イ 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定および実施にあたり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公

庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を優先する。



非常災害対策総本部 組織図

第24節 ガス施設の応急活動を行う

項目		担当
1	大阪ガスネットワーク株式会社が行う応急活動	大阪ガスネットワーク株式会社

1 大阪ガスネットワーク株式会社が行う応急活動

大阪ガスネットワーク株式会社は社内規程に基づき、次のとおり応急対策を実施する。

(1) 災害発生直後の対応

ア 応急対策要員の動員

A 兵庫事業部内の風水害による災害の発生、あるいは供給エリア内で震度5弱以上の地震を感知した場合、本社、地区事業部、製造所等に災害対策本部を設置する。また、兵庫事業部内の供給エリアで震度4以上の地震の発生を感知した場合は、兵庫事業部内に対策本部を設置する。

B 応急対策要員は、休日、夜間にあっても、テレビ、ラジオ等で風水害等による災害の発生、あるいは供給エリア内で震度5強以上の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出社する。

C 必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう、動員体制を確立し、呼出しを行う。

イ 情報の収集伝達

A 設置してある地震計から無線、テレメーターにより本社に集約された震度情報を一斉無線連絡装置により、製造所、地区事業部へ伝達するとともに、必要な措置を講じる。

B 防災関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収集を行う。

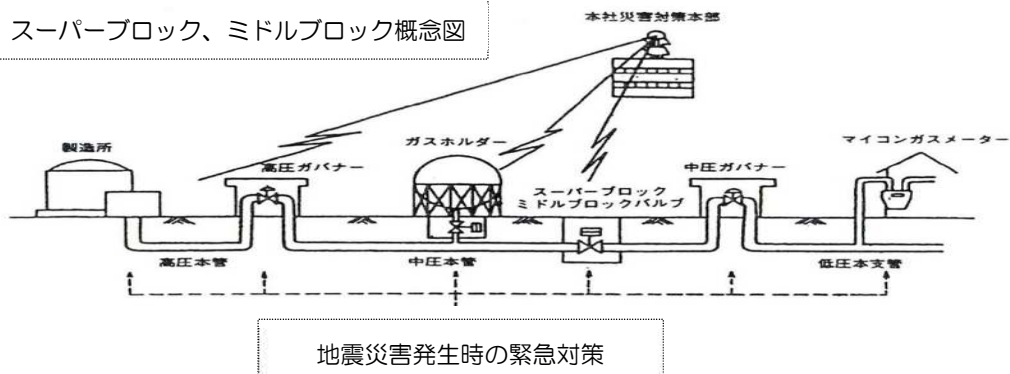
C 兵庫事業部地区対策本部は担当エリアのガス施設、需要者施設の被害状況を調査するとともに、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告する。

ウ 応急復旧用資機材の確保

必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏えい調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保する。

エ 危険防止対策

都市ガスは生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続するが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、スーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じる。



(2) 復旧作業過程

ア 復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命にかかわる拠点及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

イ 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスネットワーク株式会社が単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者から協力を得る。

ウ 代替エネルギーの供給

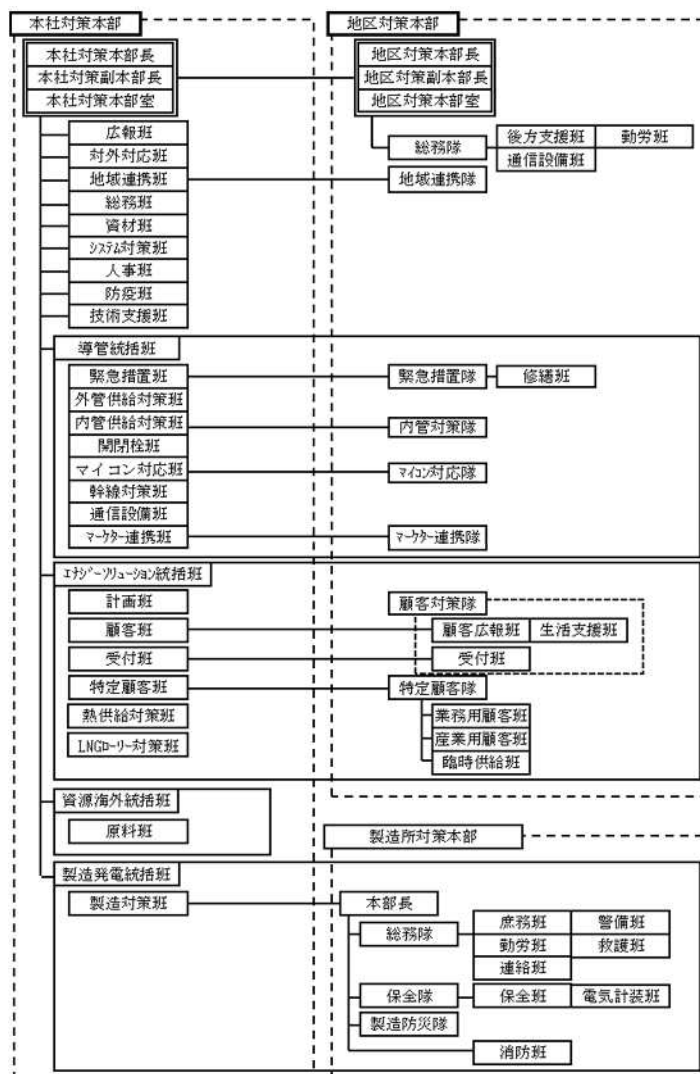
病院や防災拠点等社会的に重要な施設に対しては、都市が復旧するまでの間ガス代替エネルギー（移動式都市ガス発生装置等）を迅速かつ計画的に供給する。

エ 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限度に食い止めるため、必要に応じて、テレビやラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全措置に関する各種の情報を広報する。

オ 他機関との協力体制

復旧を促進するため地域防災機関、報道機関、道路管理者、交通管理者、埋設物管理者、地域団体等との緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進する。



第25節 電気通信施設の応急活動を行う

項目		担当
1	電気通信設備の担当機関	—
2	災害対策本部の体制	電気通信事業者
3	西日本電信電話株式会社（兵庫支店）が行う応急活動	

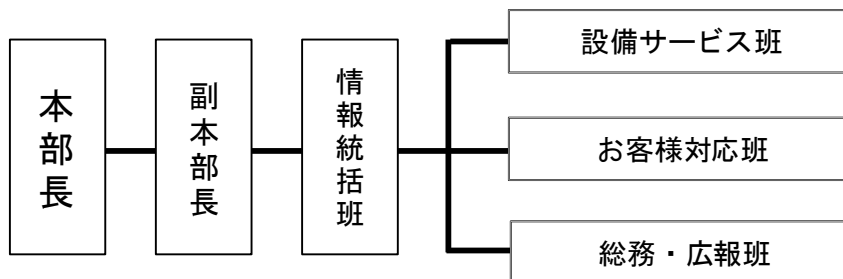
1 電気通信設備の担当機関

名称	所在地	電話番号等
NTT西日本兵庫支店	神戸市中央区海岸通11番	TEL 078-393-9440 FAX 078-326-7363

2 災害対策本部の体制

災害により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、西日本電信電話株式会社が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

(1) 災害対策本部の組織



(2) 所掌事務

ア 情報統括班

災害対策本部各班の掌握、災害対策業務全般の運営、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整

イ 設備サービス班

被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施

ウ お客様対応班

ユーザへの対応

エ 総務・広報班

社員の確保、福利厚生及び健康管理、労務対応、後方支援、報道対応

3 西日本電信電話株式会社（兵庫支店）が行う応急活動

災害により、電話線等の通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、西日本電信電話株式会社が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

(1) 重要通信の確保

災害発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問合せや見舞の電話の殺到により交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(2) 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

(3) 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

- ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ウ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
- エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- オ 非常用可搬型デジタル交換装置の運用
- カ 臨時・特設公衆電話の設置
- キ 停電時における公衆電話の無料化

(4) 通信の利用と広報

災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。

- ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
- イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取り扱う。
- ウ 被害の状況に応じた案内トーキを挿入する。
- エ 一般利用者に対する広報活動を実施する。
- オ 西日本電信電話株式会社（兵庫支店）は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。
- カ 「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」での輻輳緩和の実施

A 提供の開始

- a 大規模な災害発生により被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況（輻輳）になっている場合開始する。
- b 被災者は、本人・家族等安否情報等を「災害用伝言ダイヤル（171）」または「災害用伝言板（web171）」へ登録し、被災者の家族、親戚、知人の方等はその内容を聴取して安否等を確認する。

B 伝言の条件等

- a 災害用伝言ダイヤル（171）
 - I 登録できる電話番号（被災地電話番号）
加入電話、ISDN、ひかり電話番号および携帯電話等の電話番号
 - II 伝言録音時間
1伝言あたり30秒間録音
 - III 伝言保存期間
提供終了まで
 - IV 伝言蓄積数
1電話あたりの伝言数は1～20伝言で、提供時知らせる。
- b 災害用伝言板（web171）
 - I 接続条件
インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンから伝言の登録が可能

II アクセスURL

https://www.web171.jp

III 伝言登録数

伝言板（伝言メッセージボックス）あたり20件まで（20件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される。）

IV 伝言板（伝言メッセージボックス数）

i 利用者情報なしの場合は1件

ii 利用者情報ありの場合は最大20件 ※利用者情報は事前に登録が必要

V 伝言保存期間

提供終了まで（ただし最大で6ヶ月）

VI 登録可能な伝言

定型文およびテキスト情報（伝言1件あたり100文字）

VII 伝言へのセキュリティ

伝言板への登録や閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能

VIII 伝言通知機能

利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる

C 伝言通知容量

約800万伝言

D 提供時の通知方法

a 登録エリア等を知らせる。

b テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言「ふくそうメッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤルをご利用して頂きたい旨の案内」を流す。

c 説明リーフレット等を配備する。

d 避難場所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。

e 行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

E 提供開始日

a 災害用伝言ダイヤル（171）：平成10年3月31日

b 災害用伝言板（web171）：平成24年8月30日

(5) 復旧順位

災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた適切な措置により回線の復旧を図る。

第26節 下水道等施設の応急対策を行う

項目		担当
1	災害発生直後に対応する	公営企業部、都市整備部
2	下水道等施設の対策を行う	
3	応急復旧資機材を確保する	
4	対策要員を確保する	
5	対策要員の安全を確保する	
6	災害時における使用制限を広報し代替え施設を確保する	
7	排水施設の応急復旧対策を実施する	

1 災害発生直後に対応する

(1) 被害状況の把握

市は、処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施する。

(2) 下水道等施設の調査と点検

市は、次の事項に留意して、速やかに下水道等設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施する。

ア 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。

イ 調査・点検漏れの生じないように、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。

ウ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

(3) 協定先や他の自治体への応援要請

市は、応急復旧の実施に必要な人員や資機材が不足する場合には、「災害時における下水道管路等の応急対策の支援に関する協定」に基づき、下水道業者等へ資器材及び人員の応援を要請する。もしくは、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行う。

2 下水道等施設の対策を行う

市は、下水道等施設の被害状況を速やかに確認するとともに、二次災害のおそれのある部分等の優先順位の高い箇所から、早急に応急対策を講ずる。

なお、被災箇所の応急復旧にあたっては、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努める。

(1) 管路施設

ア 管路の損傷等による路面の障害

A 鉄道横断箇所等の重要箇所は、電車を停止させるなどの緊急措置をとった後、関係機関と連絡をとり、指示を得て応急対策を講ずる。

B 一般道路では安全柵、標識等を設置し、本復旧までの間、通行人、車両等の転落等の事故防止を図るとともに、関係機関に連絡を行う。

イ マンホール等からのいっ水

A 複数配管している場合、他の下水管、またはループ配管を利用して、緊急排水する。

B 可搬式ポンプを利用して、他の下水管渠や排水路等への緊急排水を行う。また、二次災害を防止するための安全柵、標識等の備蓄に努める。

C 下水道の管渠からのいっ水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。

- ウ 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水
河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。
- (2) ポンプ場・処理場施設
 - ア ポンプ設備の機能停止
損傷箇所等の点検や復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水や浸水防止等の措置を講じる。
 - イ 停電及び断水
設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。
 - ウ 自動制御装置の停止
手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。
 - エ 燃料タンク等からの危険物の漏えい
危険物を扱う設備については、災害発生後速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は速やかに応急措置を講じる。
 - オ 消毒施設からの次亜塩素酸ソーダの漏えい
消毒設備において、次亜塩素酸ソーダの漏えいが生じた場合は、呼吸保護器を着用して速やかに漏えい箇所の修復を実施し、緊急時の連絡体制に基づき、関係機関及び付近の住民に連絡する。
 - カ 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい
災害発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じる。
 - キ 池及びタンクからのいつ水や漏水
土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。
 - ク 津波の発生
津波の発生が予想される場合は、次の措置を講じる。
 - A 止水用ゲートの閉鎖
 - B ポンプ場、処理場等における土のう等による漏水防止措置

3 応急復旧資機材を確保する

応急復旧に必要な最小限の資材を確保するものとし、災害の規模により多くの資材を必要とする場合は、指定工事店等の所有資機材の緊急調達を行う。

4 対策要員を確保する

指定工事店において、労務者の確保に不足をきたす場合は、第2章（第2節 職員を動員する）によるほか、県災害対策本部を通じあつせんを依頼する。

5 対策要員の安全を確保する

被災状況の調査や応急復旧の作業時に施設内に立ち入る場合は、酸欠等に対する予防措置を行う。

6 災害時における使用制限を広報し代替え施設を確保する

公共下水道は市民生活に欠くことができないライフラインであることから、災害時においても、可能な限り利用できるよう努めるが、施設の被害状況によっては使用の制限を行う。このため、公共下水道管理者は、市民生活の混乱を防止するため、ラジオ、テレビ、

新聞等により使用制限の規模、態様について広報する。また、環境部と協力して代替施設（簡易トイレ等）の確保に努める。

7 排水施設の応急復旧対策を実施する

被災排水設備の応急復旧に関する相談窓口を設置するとともに、排水設備指定業者の協力を得て、早急に復旧作業を行う。

第27節 工業用水道を確保する

項目		担当
1	災害発生直後に対応する	公営企業部
2	復旧過程に対応する	

1 災害発生直後に対応する

(1) 被害（断水状況）の把握

市は、工業用水道の各施設（貯水、取水、導水、送水、配水施設）の被害状況の調査を実施する。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。

(2) 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、災害対策本部と連携を図りつつ、速やかに、「近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」等に基づいて支援の要請を行う。

2 復旧過程に対応する

(1) 復旧方針の決定

市は、被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧にあたる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示する。

(2) 施設毎の復旧方法

ア 貯水、取水並びに導水施設

市は、応急復旧にあたり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処する。

イ 送・配水施設

A 管路については、被害状況により復旧順位を決め、段階的に復旧を進める。

B 主要な管路の復旧を行う。管路の被害が大きく、配水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、受水企業への給水を実施する。

(3) 復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。

(4) 復旧作業の現状と見通し等の伝達

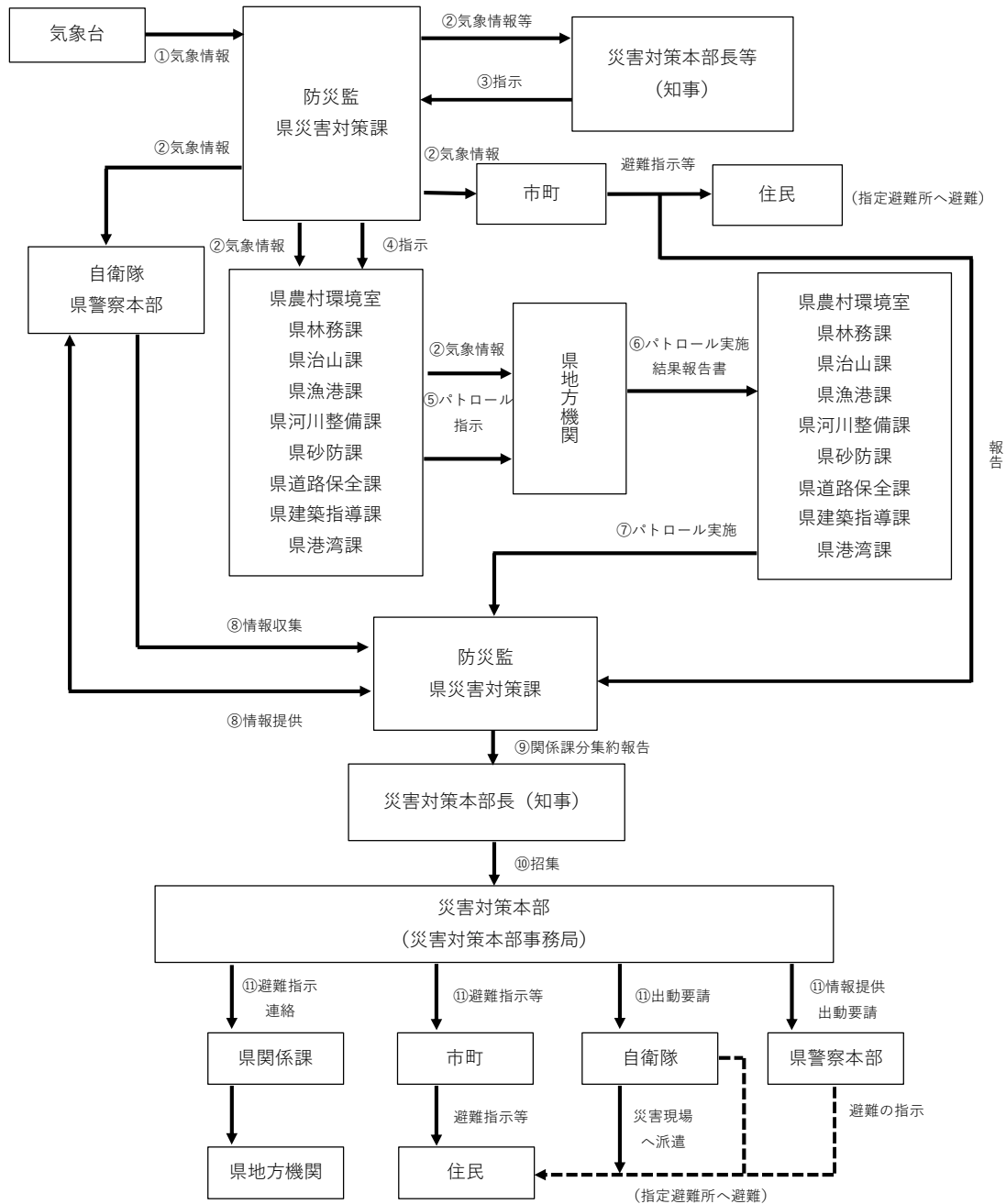
被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

第28節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策を行う

項目		担当
1	実施体制	都市整備部
2	公共土木施設の応急復旧	

1 実施体制

公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策に関する実施体制は、次のとおりとする。



2 公共土木施設の応急復旧

(1) 道路

- ア 市は、国、県と連携して、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- イ 市は、国、県と連携して、危険箇所について通行制限または禁止を行うとともに、関係機関への連絡や市民への周知を図る。
- ウ 市は、国、県と連携して、緊急輸送道路等について重点的に復旧、確保を図る。
- エ 市は、国、県と連携して、危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

(2) 河川

- ア 市は、国、県と連携して、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- イ 市は、国、県と連携して、危険箇所について、関係機関への連絡や市民への周知、警戒避難体制の整備を図る。
- ウ 市は、国、県と連携して、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の早期復旧を実施する。

(3) 農地・農業用施設

- ア 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努める。
- イ 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行う。

(4) 宅地防災対策

- ア 市は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- イ 市は、管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - A ビニールシート等の応急措置
 - B 宅地防災相談所等の開設
- ウ 市は、民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。
- エ 市は、被災宅地の危険度判定を実施するための被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

第29節 住宅対策活動を行う

項目		担当
1	住宅対策の種類と順序	都市整備部
2	応急仮設住宅を供与する	
3	住宅応急修理を行う	
4	市営住宅等の応急措置を行う	
5	災害公営住宅を整備する（公営住宅法）	
6	兵庫県住宅再建共済制度	

1 住宅対策の種類と順序

- (1) 災害直後直ちに行う必要のあるもの
 - ア 避難場所の設置
 - イ 空家のあっせん
 - ウ 緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
 - エ 応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理、障害物の除去
 - オ 建築基準法による建築制限、禁止区域指定
- (2) (1)の対策に引き続き、できるだけ早く実施すべきもの
 - ア 公営住宅法による災害公営住宅の整備
 - イ 公営住宅法による既設公営住宅の復旧（再建設、補修、宅地の復旧）
 - ウ 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法に基づく対応・検討
- (3) 大規模な災害時に実施する必要があるもの
 - ア 災害復興準公営住宅（特定優良賃貸住宅）の建設促進
 - イ 再開発事業等面的整備事業による建設戸数の増大
 - ウ 土地区画整理法による土地区画整理の設計及び事業実施
 - エ 民間住宅やマンションの再建支援

2 応急仮設住宅を供与する

- (1) 実施責任機関

応急仮設住宅の供与は、市長が知事の通知を受けて実施する。
- (2) 実施基準（災害救助法による実施基準）
 - ア 応急仮設住宅は、住宅が全焼し、全壊し、又は流失して自らの資力では住宅を確保できない者に、新たに建設し供与するもの（以下、「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下、「賃貸型応急住宅」という。）、またはその他適切な方法により供与するもの。
 - イ 建設型応急住宅の1戸あたりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出する費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費とし、その額は、6,883,000円以内とする。
 - ウ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合においては、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、設置した建設型応急住宅の戸数が50戸未満の場合であっても、その戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。
 - エ 建設型応急住宅は、福祉仮設住宅（高齢者等であって日常生活において特別の配慮を

必要とする複数のものに供与し、老人居宅介護等事業等の利用に配慮した構造及び設備を有する施設をいう。)として設置することができる。

オ 建設型応急住宅の設置は、災害の発生の日から20日以内に着工する。

カ 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体及び撤去並びに土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費とする。

キ 賃貸型応急住宅の1戸あたりの規模は、世帯の人数に応じてイに定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出する費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。

ク 賃貸型応急住宅の供与は、災害の発生の日から速やかに行うものとする。

ケ 応急仮設住宅を供与する期間は、供与の日から2年以内とする。

(3) 入居基準

災害の規模に応じてそのつど知事または市長が定める。基準を例示すれば次のとおりであるが、入居選考については、十分な調査を基とし、必要に応じて民生委員の意見を徴する等、罹災者の生活条件を調査のうえ決定し、抽せん等の方法により決定することのないように注意すること。

ア 生活保護法による被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産のない失業者

ウ 特定の資産のない寡婦、母子世帯

エ 特定の資産のない老人、病弱者、身体障害者

オ 特定の資産のない勤労者

カ 前各号に準ずる経済的弱者

(4) 応急仮設住宅建設予定地

ア 予定地の選定

建設用地については、都市公園及び公共施設等の空地で、次の基準により選定する。

また、民間空地は借り上げにより対応する。

A 電気、ガス、水道の供給施設が布設可能な場所

B 一定の空地面積を有するか、または多少の工事により空地が確保される場所

イ 建設予定地

資料Ⅰ（4-32 応急仮設住宅建設予定地）参照

(5) 借上げによる仮設住宅の供給

民間事業者や地方住宅供給公社、都市再生機構等の住宅を応急仮設住宅として借上げる。

3 住宅応急修理を行う

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 実施責任機関

A 災害救助法が適用された場合における住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）は、市長が知事の通知を受けて実施する。

B 災害救助法が適用されない小災害の場合における緊急の修理は、市長が行う。

イ 実施基準（災害救助法による実施基準）

A 緊急の修理は、災害のために、住家が半壊（焼）若しくは準半壊して、雨水の侵入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある住家に居住する者に対して行う。

B 緊急の修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分について行うものとし、そのために支出する費用の額は、1世帯あたり51,500円以内とする。

C 緊急の修理は、合成樹脂シート、ロープ、土嚢等を用いて行う。

- D 緊急の修理は、現物をもって行い、災害の発生の日から10日以内（※）に完了する。
※特別基準の設定により期間を延長することができる。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 実施責任機関

- A 災害救助法が適用された場合における住宅の応急修理は、市長が知事の通知を受けて実施する。

- B 災害救助法が適用されない小災害の場合における住宅の応急修理は、市長が行う。

イ 実施基準（災害救助法による実施基準）

- A 被災した住宅の応急修理は、災害のために住家が半壊（焼）若しくは準半壊して、自らの資力では応急修理することができない者、または災害のために住家が大規模半壊した者に対して行う。

- B 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分について行うものとし、そのために支出する費用の額は1世帯あたり、準半壊の世帯は348,000円以内とし、それ以外の世帯は717,000円以内とする。

- C 被災した住宅の応急修理は現物をもって行い、災害の発生の日から3か月以内（※）に完了する。ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内（※）に完了する。

※特別基準の設定により期間を延長することができる。

(3) 建設資機材等の県へのあっせん依頼

建設業者が不足したり、建設資機材の調達が困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達の依頼を行う。

- ア 被害戸数（大規模半壊、中規模半壊、半焼・半壊、準半壊）

- イ 修理を必要とする戸数

- ウ 調達を必要とする資機材の品目及び数量

- エ 派遣を必要とする建設業者数

- オ 連絡責任者

- カ その他参考となる事項

4 市営住宅等の応急措置を行う

指定管理者が市営住宅等に必要な施設の点検・調査を早急に行い、応急措置を実施する。

(1) 応急措置が可能なもの

- ア 危険箇所があれば、緊急に保安措置を行う。

- イ 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を行う。

- ウ 電気、ガス、通信等の応急措置及び補修が必要な場合には関係機関と連絡をとり、応援を求め実施する。

(2) 応急措置の不可能なもの

危害の防止措置を重点に実施する。

5 災害公営住宅を整備する（公営住宅法）

(1) 実施責任機関

公営住宅は市長が整備し、管理する。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に整備、管理する。

(2) 整備基準

- ア 地震・暴風雨・洪水・高潮、その他異常な自然現象による場合（次のいずれかに該当すること。）

- A 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- B 市域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- C 滅失戸数が市域内の住宅戸数の10%以上のとき
- イ 火災による場合（同一期に同一場所で発生したときに、次のいずれかに該当すること。）
 - A 被災地全域の滅失戸数が200戸以上のとき
 - B 滅失戸数が市域内の住宅戸数の10%以上のとき
- ウ 入居者の条件（次のいずれにも該当すること。）
 - A 当該災害により住宅を滅失した世帯であること
 - B 政令月収が、公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること。（政令月収とは、世帯の総所得から同令第1条第3号に規定される諸控除を除いた額の1/12）
 - C 申込み本人及び同居しようとする者が暴力団員でないこと。
- エ 整備戸数
 - 被災滅失戸数の30%以内（激甚災害の場合は50%以内）
- オ 規格
 - 住宅1戸の床面積の合計が25㎡以上
- カ 国庫補助
 - 標準建設費の2/3国庫補助（激甚災害の場合は3/4）
- キ 建設年度
 - 原則として災害発生年度、やむを得ない場合は翌年度
- (3) 借上げによる住宅供給
 - ア 民間事業者、地方住宅供給公社や都市再生機構などが新築し、又は所有する優良な住宅を、借り上げて公営住宅とする契約を締結する。
 - イ 一団地・一棟すべてではなく、戸別借り上げも可能。
 - ウ 入居条件は、災害復興住宅と変わらないが、借り上げ期間があるため、期間満了後は、返還しなければならない。

6 兵庫県住宅再建共済制度

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、住宅所有者間の助け合いの仕組みである「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」を県において実施し、自然災害により被害を受けた住宅の再建や補修等を支援する。

第30節 文教対策活動を行う

項目		担当
1	教育施設の応急復旧対策を行う	避難部
2	教育実施の方法	
3	学用品を給与する（災害救助法による実施基準）	
4	授業料の減免、就学補助の措置を行う	
5	給食の措置を行う	
6	教育実施者の確保措置を行う	
7	社会教育施設の管理及び応急復旧等を行う	
8	文化財、歴史的資料等の被害調査等を行う	
9	児童、生徒等の健康管理を行う	

1 教育施設の応急復旧対策を行う

(1) 被害状況報告

ア 市立学校その他の教育施設の長は、災害のあったときは次に掲げる状況を、遅延なく避難部長に報告する。

イ 報告を受けた避難部長は、直ちに総括部総括班に被害の状況を報告するとともに、阪神教育事務所を通じて県教育委員会事務局総務課に報告する。

- A 施設及び敷地の被害状況
- B 児童生徒等の罹災状況の概要
- C 教職員の罹災状況
- D 応急措置を必要と認める事項

(2) 応急復旧対策

ア 市立学校その他の教育施設の応急復旧の実施計画は市長が行う。

イ なお、学校においては速やかに平常授業が実施できるよう、次に掲げる必要な措置について計画する。

A 軽易な校舎の被害については施設の長において即刻応急修理（例えば、壁の落ちた所をベニヤ板でとめておく等）を行い、普通教室に不足を来したときは、特別教室を一時転用する等の措置をとり、通学の危険がなくなったときに直ちに授業を開始できるよう措置する。

また被害がはなはだしく、応急修理では使用に耐えられないときは、一時学校を閉鎖し、完全復旧が終わるまで管理監督する。

B 冠水、破損等により使用不能の児童生徒の机及びいすの補充は、近隣の学校から余剰の物を集め授業に支障のないようにする。

C 運動場の被害は、危険のない程度に応急修理し、校舎の復旧完了後、復旧に着手する。

D 災害により教室に不足を来す場合は、通学可能の隣接学校との総合調整または学校施設以外の教育施設、集会所などの公共施設若しくは適当な民間施設を借用するなどの措置をとり、授業に支障を来すことのないようにする。

E 施設が避難者を収容するために使用される場合は、校舎の被害程度を考え、関係機関とよく連絡のうえ措置する。

F その他特別の事態が生じたときは、関係者協議のうえ速やかに処置する。

(3) その他必要とする事項

ア 災害時における学校園、その他の教育機関と事務局との連絡方法は、教育委員会において別に定める。

イ その他緊急事態発生による特別措置については、そのつど関係者と協議のうえ速やかに措置する。

2 教育実施の方法

教育実施にあたっては、施設の応急復旧の状態、教員、児童、生徒及びその家族の罹災の程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、次の区分に従って実施する。

- (1) 臨時休業
- (2) 短縮授業
- (3) 二部授業
- (4) 分散授業
- (5) 複式授業
- (6) 上記の併用授業

3 学用品を給与する（災害救助法による実施基準）

(1) 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊または床上浸水等により学用品を失い、または損傷して就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ）に対して行う。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のために支出する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内とする。

ア 教科書費

A 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

B 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具費及び通学用品費

- A 小学校児童1人あたり 5,200円
- B 中学校生徒1人あたり 5,500円
- C 高等学校等生徒1人あたり 6,000円

(4) 学用品の給与は、災害の発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については、15日以内に完了する。

4 授業料の減免、就学補助の措置を行う

(1) 被災状況に応じ、尼崎市立学校授業料等徴収条例施行規則の規定に準じて行う。

- (2) 被災により義務教育諸学校に就学困難となった児童、生徒には、教材学用品の給与との関連を勘案のうえ必要と認める場合は、就学援助費をもって学用品費等の支給を行う。

5 給食の措置を行う

災害を受けるおそれが解消したときは、速やかに給食が実施できるよう措置する。ただし、次の場合は、児童生徒に対する給食は一時中止する。

- (1) 学校給食設備が炊き出しのために使用される場合
- (2) 給食施設が罹災し、給食実施が不可能となった場合
- (3) 伝染病の発生が予想される場合
- (4) 給食物資が入手困難な場合
- (5) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

6 教育実施者の確保措置を行う

教員の罹災により通常の授業が行えない場合、次の方法によって教員の確保の応急措置を実施する。

- (1) 各学校間の教員不足状況を考慮し、一時的な教員組織を編成する。
- (2) 高等学校、幼稚園教員の確保
助教諭、非常勤講師等の採用
- (3) 小、中学校教員の確保
ア 県教育委員会と協議し、臨時助教諭等による教員の確保を行う。
イ 出張指導による補充の措置
- (4) 事務局勤務の教育職員による援助の措置を行う。
- (5) 教員免許状所有者で現職に携わっていない者を調査し、教育委員会において登録し、状況に応じ臨時的に採用等の措置を行う。

7 社会教育施設の管理及び応急復旧等を行う

災害時における社会教育施設の管理及び利用者の安全保護のため、次の措置を実施する。

- (1) 施設の管理者は、施設で開催される事業等の中止、延期または利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。
- (2) 施設利用者の来館時にあつては、消防計画に基づき適切に避難誘導等を行うとともに、混乱防止に努める。
- (3) 施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を実施する。

8 文化財、歴史的資料等の被害調査等を行う

- (1) 災害発生後直ちに、市内の文化財の被害について調査し、被害状況を総括部総括班へ連絡する。
- (2) 被害調査後、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対して必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。
- (3) 歴史的公文書、歴史博物館へ移管予定の現用公文書、地域にとって重要な民間所在の古文書等について被害が確認された場合は、必要な処置を行い、その保全に努める。その際、歴史資料救済に関わる諸機関、ボランティア団体への協力を仰ぐとともに、調整を図る。

9 児童、生徒等の健康管理を行う

市は、被災した児童、生徒に対しては、その被災状況に応じて保健指導、カウンセリング等を実施し、児童、生徒の健康の保持、こころのケア等に努める。また、教育委員会は、市立学校その他の教育施設の長、学校医と連携を密にし、必要に応じ次の事項について、関係機関の協力を得て、学校の保健、衛生管理に努める。

- (1) 児童、生徒の健康観察を強化し、健康診断を行う。
- (2) 防疫上必要と思われる場合は、保健所の指導により臨時の予防接種を行う。
- (3) 飲料水の水質検査を実施する。
- (4) 校舎消毒用薬品の確保を図る。
- (5) し尿及び汚物の処理を行う。